

労働組合入門

中林賢二郎著



労旬新書 = 58

労働組合入門

中林賢二郎 著



労旬新書=58

はしがき

私は労働運動史や労働問題の研究にたずさわる一知識人として、これまで、労働組合の諸問題について折にふれて労働組合や労働者学習組織の集りで話をし、あるいは労働問題に関する雑誌に書くなどしてきた。それはときには日本と外国の労働運動史の問題であり、ときには国際労働組合運動の問題であつたし、またときには団結と統一の問題であり、組織問題であり、団結権や政党と労働組合の関係の問題であつた。

いまわが国の労働運動は、世界各国の労働運動がそうであるように、この数年来明らかにその発展の新しい時期を迎えている。

そのことは、ますます不安定と混乱を深めつつあるわが国の政治、経済の現状、民主的な労働者階級政党への支持の急激な高まり、労働組合運動内における階級的潮流の進出と一九六〇年代に台頭した右翼的潮流がこうむりつつある一定程度の挫折、米日支配層の政策にたいして不可避的に拡大されつつある労働組合諸組織の共同行動、そして政治革新のための統一戦線への労働者階級と国民の期待の急激な高まりなど、あらゆる分野にわたって確認でき

ることである。

こうした状況と労働組合運動の新たな発展を目のあたりにみたとき、私は、これまで折にふれて話しかつ書いてきた内容を、いくらか系統的に整理して一つの本にまとめてみたいと考えるようになつた。

もとより、これまでも、私が労働組合の諸問題について話したり書いたりしてきたのは、労働組合運動の諸原則——科学的に裏づけることができるし、歴史的経験によつてもその正しさが確かめられている諸原則——をわが国の労働組合運動にそくして解明し、かつそれを運動のなかでひろげてゆくことが、わが国労働組合運動の階級的前進に役立つと考えたからであつた。

だが運動が新しい時期に入った現在、あらためてこれを一冊の本にまとめようと考へるようになつたのは、一つには私自身のためにも、これまでのべてきた内容を運動の発展に照らしてもう一度整理しなおしておきたかったからであるが、もう一つには、こうして系統的にまとめなおしてみると、いまどうしても行なわれなければならない運動の新たな前進のために、それのあるいはあらためて役立てていただけるのではないかと、僭越にも考へたからである。

現在、わが国の労働者階級はすでに人口の六十数パーセントを占め、わが国政治の転換

をやりとげるうえでの指導的階級にふさわしい数的力量をそなえている。しかもこの労働者階級の大衆組織である労働組合は、一二〇六万余におよぶ労働者を組織し、わが国で他に比肩するものない、巨大な、組織された部隊となっている。

この労働組合運動が、新たに迎えつつある時代の要請にこたえて、階級的前進をなしとげ、激化する国民的規模の階級闘争のなかで、その指導的役割を果たすことができるかどうか、それは、おそらく今後の日本の歴史を左右するほどの重要な意味をもつてゐるというべきであろう。

わが國労働組合運動のこうした発展のために日夜粉骨碎身しておられる組合活動家の皆さん、このささやかな論集を役立ててくださるならば、それは筆者にとってこのうえない幸いである。なお最後に、この本は、労働旬報社編集部員加藤好雄氏のきめこまかなる助言とほげましがなければ、このような形にはまとまりえなかつたものであることを、ここに附記する。

一九七四年三月

中林賢二郎

目 次

はしがき 3

序章 ある組合活動家の疑問にこたえて

—労働者階級の歴史的任務と科学的理論

レーニンの「偉大な創意」 11

2 労働者階級とは 13

3 職場の現実と運動の発展法則 18

4 労働者階級と科学的理論 24

第一 章

労働組合への団結 27

1 労働者はなぜ団結するか 27

2 労働者の抵抗—その発展の道すじ 29

3 同じ経過をたどったわが国労働者の団結

4 団結こそ労働者の唯一の武器 43

第二章 団結の経済的基礎 47

- 1 労働力の価値以上の価値を生み出す労働 48
- 2 価値以下にしか売れない労働力 51
- 3 労働組合運動と賃金・労働条件の改善 56
- 4 団結の直接的目標と二つの新しい運動 61

第三章

労働者の団結権 65

- 1 法による団結の禁止 66
- 2 法をのりこえ、たたかいによつてかちとつた団結権 69
- 3 わが国における団結権獲得のたたかい 76
- 4 現在における団結権の問題 84

第四章

労働組合の組織形態と運営の原則 89

- 1 労働組合の組織形態 89
- 2 わが国における企業別組合を成立させたもの 98
- 3 組合運営の原則——組合民主主義 101

第五章

不団結や組織分裂はどうして

おこるのか

107

第六章	労働組合とストライキ闘争	127	1 階級的経験・團結の意識の不足	108
	2 独占資本主義と新しい分裂要因	115	2 分裂は克服できる——分裂は挿話である	
	3 分裂は克服できる——分裂は挿話である		3 分裂は克服できる——分裂は挿話である	
第七章	政治闘争と経済闘争の結合	141	1 ストライキは労働組合の基本的武器	127
	2 ストライキは「労働者の兵学校」	130	2 ストライキは「労働者の兵学校」	130
	3 ストライキはひきおこされた結果にたいする抗議	137	3 ストライキはひきおこされた結果にたいする抗議	137
	4 ストライキ闘争の評価の基準	137	4 ストライキ闘争の評価の基準	137
第八章	政党と労働組合	165	1 労働組合は政治闘争をしてはならないか	141
	2 政治闘争と経済闘争の結合の意味	145	2 政治闘争と経済闘争の結合の意味	145
	3 政治闘争と経済闘争の結合の今日的条件	152	3 政治闘争と経済闘争の結合の今日的条件	152
	4 現代における政治的・大衆的ストライキ	156	4 現代における政治的・大衆的ストライキ	156
		165		165

不正常な関係をどのように解決すべきか 175

シユトウツトガルト決議とその後の新しい状況

10

第九章 労働組合戦線の統一と統一戦線 191

(一)

労働組合戦線の統一 191

- 1 労働戦線統一の重要性と統一の原則 192

2 右翼的再編・分裂の試みの挫折とその教訓

統一戦線と労働組合 203

- 1 統一戦線戦術とその発展 204

2 統一戦線と労働組合 210

第十章 國際労働組合組織とわが國労働組合運動 217

1 労働組合運動と國際主義 218

2 労働組合組織の歴史 220

3 國際労働組合諸組織の現勢と統一への努力 226

4 國際労働組合運動と日本 228

5 わが國労働組合の國際組織加盟の現状 232

185

序章 ある組合活動家の疑問にこたえて

—労働者階級の歴史的任務と科学的理論

労働組合運動の諸問題について、以下一〇章にわたってのべるに先立つて、まず、労働者階級とは一体どういう階級なのか、それは歴史によつてどのような任務——世界史的な任務を負わされているのか、そしてこの任務を果たすために、労働者階級と労働運動はどのように道すじをとおつて成長してゆくのかといった問題にふれておきたい。

1 レーニンの「偉大な創意」

七八八年まえのことだと思う。學習会で、「労働者階級とはなにか」ということについて話していたとき、一人の労働者から、ひどくそつけない感想をもらされたことがある。

そのとき私は、レーニンが「偉大な創意」という論文のなかでのべたことを説明していた。それはつぎのようなことであつた。

ロシアの一〇月社会主義革命（一九一七年）が成功した直後の、一九一九年のことである。

ロシア全土にわたって、まだ反革命軍が活動しており、労働者はこれとの闘争に全力をあげていたが、成果は遅々として進まなかつた。

ところが、労働者たちは、こうした状況のもとで手をこまねいてはいなかつた。まず最初に、モスクワ＝カザン鉄道の一部の先進的労働者たちが、たちあがつた。彼らは、闘争にかちぬいて革命政権をまもるために、土曜日ごとに、賃金なしで五時間の時間外労働をすることを決議して、ただちに実行にとりかかつた。

すると、この「土曜労働」が、一つの運動となつて、たちまち広範な労働者のあいだにひろがつていつた。労働者たちは、「インタナショナル」や「仕事の歌」や「同志よかたく結べ」を合唱しながら、喜びいさんで、このただの労働にとりくみ、すばらしい能率をあげた。「ただ働きの時間外労働を自発的にやつた」というと、それは、あるいは一部の人びとは信じられないかもしだれ。それは、歴史上のどの時代にもみるとことのできなかつた、働く人たちの自覚にもとづく自由な労働であつた。

たとえば、封建時代の農民は、けつして自分たちの意思で領主の土地を耕したのではなかつた。彼らは領主や地主の力が恐ろしくて、その「鞭の規律」のもとで働いた。また、資本主義のもとでも、労働者は、利潤だけを追い求める雇主たちのもとで、進んで働いたわけで

はなかつた。彼らに雇われ、その横暴に耐えしのばなければ、食べてゆくことができないから、そうしたのであり、労働者たちは、いわば「飢えの規律」に従つて働いたまでのことがだつた。だが、いま社会主義の下で、労働者は、歴史の上でまったく新しいことであつたが、その労働のもつ意味を自覚して、誰にも強制されないで、無報酬の時間外労働に進んでとりくんでいた……。レーニンはこの事実のなかにふくまれている重大な意味を認めて、一つの論文をまとめた。それが「偉大な創意」（『レーニン三巻選集』国民文庫版第7分冊）であつた。

2 労働者階級とは

すこし説明が長くなつたが、かんじんなのは、ここからあとである。

いまのべたように、このロシアの労働者たちは、誰にも強制されないで、「自由な自覺した規律」にしたがつて生産や建設にとりくみはじめたのであるが、それではいつたいぜんたい、この「新しい規律」は、社会主義革命が勝利したのちに、いいかえれば社会が資本主義から社会主義に移つたのちに、とつぜん「天から降つてくる」ように労働者たちのあいだに生まれてきたものなのだろうか。

たしかに、資本主義から社会主義へと社会が変わり、生産や労働が資本家のもうけのため

にではなく、働く人びとの利益のために行なわれるようになつたならば、そうした自由な自覚した規律が、広範な労働者のあいだにひろがつてゆく条件ができるにはちがいない。だが、規律とか道徳とかいったものは、人間のあいだの長いあいだの習慣と結びついたものであつて、そう簡単に、とつぜん生まれ、ひろがつてゆくものでないことも確かである。

そうだとすると、社会主義社会になつてモスクワ＝カザン鉄道の労働者たちのあいだにあらわれ、ついで広範な働く人びとのあいだにひろがつていった、新しい、自由な、自覚した規律は、すでに、それ以前になんらかの形で芽ばえていたのでなければならないことになる。

事実は、そのとおりである。こうした規律は、実は資本主義の諸条件のもとで、労働者階級のあいだに、それも、団結してたたかう労働者階級のうちに、必然的にそだつてくるものであつたし、革命をやりとげたロシアの労働者階級のうち少なくとも先進的部分のなかには、実際にそだつたものがそだつていたのである。

そして、資本主義の諸条件のもとで抑圧され、搾取される労働者階級のうちにこそ、こうした來るべき新しい社会の軸になる自由な自覚した規律が芽ばえ、そだつてくるという事実のうちに、労働者階級とはどういうものかという問い合わせにたいする答えも、実はふくまれているのであるが、話をいそがないで、まず、レーニンに聞こう。レーニンは、この問題について、「偉大な創意」のなかでこうのべている。

「この新しい規律は天から降つてくるのでもなく、善意の願望から生まれるものでもない。それは大規模な資本主義的生産の物質的諸条件のなかから、もっぱらそのなかから成長していくのである」。しかも「これらの物質的諸条件の担い手、あるいは先導者は、大規模な資本主義によつてつくりだされ、組織され、結集され、教育され、啓蒙され、きたえられた特定の歴史的階級」（『レーニン三巻選集』国民文庫版第7分冊三一六ページ）である労働者階級なのだ、と。

このレーニンの言葉を、私なりに解釈してみると、それはつぎのようなことであろう。

こんにちの工場制度のような、資本主義的な大規模生産がこの世にあらわれてくるまでは、人びとはどこの国でも、農民や手工業者として個々ばらばらに、分散して働いていた。

ところが、資本主義の発展は、こうした人びとを没落させ、賃金労働者に変えた。そしてとりわけ産業革命で工場制度が発達すると、賃金労働者の数がいちじるしくふえ、労働者は一つの階級を形成するようになつた。まさしく、労働者階級は「大規模な資本主義によつてつくりだされ」たのであつた。

こうして資本主義によつてつくりだされた労働者階級は、また資本主義によつて「組織され、結集され」ることになつた。というのは、工場制工業以前には、個々ばらばらに、分散して働いていた農民や手工業者が、いまや賃金労働者として工場制工業に代表される大規模

生産のなかにひきいれられ、一つの屋根の下、一つの工場構内に幾百人、幾千人、幾万人と集められて、協同作業に従事させられたからであり、また、そこで、分散して働く農民や手工業者にはみられない、規律ある組織的な生産労働に従わせられたからである。そしてその結果、この新しい賃金労働者は、多数団結して資本にたいする組織的な抵抗闘争にたちあがるための条件を身につけてゆき、また実際にそのような組織的行動にたちあがつていったからである。

この労働者階級は、また資本主義によつて「教育され、啓蒙され」ることになつた。といふのは、工場制工業のもとで働く近代的労働者階級は、まず第一に、近代科学と技術の最新の成果が応用された大規模機械制生産にたずさわることから、古くさい手工的方法で働く農民や手工业者には考えられないような高い水準の科学的知識を、いやおうなしに身につけさせられたからである。そして第二に、労働者が都市に集中して住まわせされることから、経済、社会、政治の問題に目を向けさせられ、これらの問題について、科学的に考えさせられ、目を開かされていったからである。

そして最後に、資本主義によつて「きたえられる」というのは、もう説明するまでもないことであろう。労働組合に、また労働者階級政党に、団結するようになつた労働者階級が、経済、社会、政治の問題について目を開き、自らの解放と、すべての抑圧され搾取されてい

る人びとの解放のためにたたかいはじめたときに、労働者階級は、雇主と官憲や軍隊による妨害、弾圧、迫害にさらされ、そのことによつて、たえず階級的に「きたえられ」た。こうして労働者階級は、解放のための思想と、階級的戦術を身につけ、勝利を保障する不屈の運動をきずきあげていつたのである。

以上にみたとおり、労働者階級とは、ほかならぬ資本主義のもとで、自分自身と人民全体の解放をめざす団結——自由な自覚ある規律にもとづくたたかいを発展させてゆかずにはいられない階級なのであるから、レーニンが、これにさらにつけ加えて、つぎのようにのべたとしても、不思議ではないだろう。

「ただ特定の階級、すなわち都市の労働者、一般に工場労働者、工業労働者だけが、資本のくびきを打倒する闘争のなかで、その打倒の過程において、勝利を確保し強化するための闘争のなかで、新しい社会主義的な社会組織を創設する事業のなかで、階級を完全に廃絶するための闘争全体のなかで、勤労被搾取者の全大衆を指導することができる」（同前、三一六ページ）。

3 職場の現実と運動の発展法則

「職場はそんなものではない」

さて「偉大な創意」の説明が、かなり長くなってしまったが、話をはじめにもどそう。

私は、学習会でこうした説明を行なったのち、つぎのようにのべてひと休みすることにした。「いま皆さんが職場に帰ると、組合にほとんど全く関心をもたないような仲間にたくさんぶつかるだろう。しかし、そうした人々は、ほんとうに組合と無縁の人たちなのだろうか。そうではない。そうした人たちも、いまは、ちょうど皆さんの中の多くの人たちが、二、三年前までそうであつたように、労働組合への団結に無関心でいるようみえるが、労働者としての労働と生活の経験をつうじて、必ず団結の意識にめざめないではない。このめざめを、どうやって促進するか、活動家はそのことを考えてみる必要がある」。

ところが、休憩時間中のことであつた。一服している私に向かつて、最前列に席をしめていた一人の労働者が、つぎのようにつぶやいた。

「大学の先生は気楽でいい。職場で働いているわれわれは、とてもそんなものじやない。『合理化』をやられ、労働強化が進む。組合は職制がおさえてしまつたし、組合運動全体が

どんどん右よりになつていく。どうにもならんですよ」。

その頃、私は確かに大学で教えていた。しかし、非常勤講師として講義を週に一回していにすぎず、それほど「気楽」に暮らしていたわけではなかった。また、たとえ専任の大学教員であつたとしても、その後の私の経験からいって、現在の日本で、私立大学の教員をするということが、それほど「気楽」なものかどうか、疑わしくも思う。

だが、そんなことはどうでもいいことである。重要なのは、組合活動家であり、かつ学習意欲もけつして人におとることのない一人の労働者が、そのとき労働者階級運動の前進の必然性と労働者階級の歴史的な任務達成の必然性について、確信をもつことができないで、きわめて懷疑的になつていたということである。そこには、七八年前の一人の活動家の話にすぎないといって、かたづけてしまふわけにはいかない問題が、かくされているように思われる。

というのは、活動家の経験からだけででてくるものの考え方や結論やは、とかく一面的になりやすいものであり、活動家は、自分たちの経験を大切にしなければならないが、けつして経験主義者にとどまつていてはならないということを、この例は示しているからである。

活動家の経験の一面性

では、その活動家は、なぜそのように懷疑的になり、暗い気持ちにとりつかれていたのだろうか。

まず第一に考えられるのは、二つのものの対立をつうじて発展するすべてのものがそうであるように、資本家階級に対立して進められる労働運動には、波があり、それは、いわばジグザグの、曲りくねった道すじをとおつて発展するものだということである。

おそらくその活動家は、一九六〇年のあの安保条約改定反対の大統一闘争がたかまるなかで、めざめ、組合活動に参加するようになつたのである。だが、その年の六月に条約が改定されてしまうと、運動はなおも余力をのこしながらも、しだいに潮が引くようにしづまつていつた。そして、経済の高度成長がつづくなかで、独占資本が力を強め、巨大企業ではとりわけ、労働組合の右翼化工作が進み、合理化と労働強化が職場労働者に押しつけられていった。また、一九六四年、労働組合運動のなかの右翼的・階級協調主義的潮流が、こんにちの同盟やIMF・JC（国際金属労連日本協議会）というような反共主義に立つ組織をあらたにつくり、その後六〇年代をつうじてこれらの組織が、総評や中立労連の傘下組織にたいして分裂工作を強めて、その組織を拡大していくことになった。

この活動家は、いつてみれば、六〇年の運動がちょうど高揚の山を越えようとしたときに

そのなかに入ってきたのである。そして、彼が運動をはじめたときから、運動はいわば退潮に向かいはじめた。皮肉ない方をすれば、彼は高揚期の運動のなかに、いくらか「気楽」な気持ちをいだいて飛びこんできたものの、その後、退潮ばかりを経験させられた結果、その経験だけを一面的に一般化することによって、ひどく暗い気持ちになっていたのである。こうしてみると「気楽なものだ」という言葉は、どうも彼に返上したほうがよさそうだという気にもなるが、しかし、こういう冷やかしはそれまでにして、彼の名誉のためにも、ここでつきりさせておかなければならぬもう一つの面がある。

当時、経済の高成長のなかで、労働者階級をふくめて、わが国の人団全体にわたって生活形態に変化がおこりつつあった。カラー・テレビが普及し、労働者のなかにも、バイクではなくて四輪車をもつものがでてきたのも、この時期のことである。こうして、多くの人びとが太平ムードにとらわれるようになっていたのであるが、この活動家は、こうした人びととは違つて、人民の解放を指導する階級の一員らしく、こうしたムードには少しもとらえられてはいなかつた。まさしく彼は、労働者階級の一員として、独占資本の高成長政策の矛盾をもつとも強く感じないではいられない場所で働いていたからこそ、そうしたくとも、そんな気分にひたつてはいられなかつたのである。

そして彼がいくらか必要以上に暗い気持ちになつていたとすれば、それは、経験と学習が

少々不足していたからにすぎなかつたが、それもやがて解決するはずのものであつた。といふのは、そのとき、資本主義そのものが、まさしく彼を教育し、啓蒙し、きたえつあつたからである。

独占資本の強化、労働運動の若干の退潮、そして、そうした状況のもとでの搾取のいっそくの強化——こうしたことじつと耐えて、職場で階級的な勢力を維持し、結集し、強化するため、こつこつと不屈の活動をつづけていつたときに、やがて、必ず新しい局面が、日本の経済、政治、そして労働運動のなかにあらわれてくることになるのであるが、この活動家は、そうしたことを、自ら経験し、かつ学習してゆく、そういう新しい時期へと、ようやく足を一步踏み入れようとしていたのである。

目にはみえない前進

活動家を暗い気持ちにしていたものとして、第二に考えてみなければならないのは、労働者階級の階級的前進のもつとも重要な部分は、多くの場合、人の目につかないところで行なわれているということである。

氷山全体のうち、水面上にでているのは、その頂点の一角だけであり、大部分は水面以下のところにかくれていて、人の目には入らない。

それと同じように、労働組合の中央組織である総評や同盟、あるいは各産業別組織の機関の動向は、新聞やテレビによつて報道され、人目につくが、それは実は、労働者階級の動向のいわば氷山の一角にすぎない。そして、階級の動向を決するもつとも重要で基本的な部分——生産点でこつこつと活動をつづけている活動家たちの動向や、職場労働者全体の意識の変化は、ほとんどまったく、報道されることがない。だから、労働者階級の階級的前進は、その大部分が人の目につかないところで行なわれているのである。

運動がしばしば、人びとの予想外の発展をとげるのも、そのためであり、そこから、たとえば、もつとも右翼的とみられていた海員組合が、七二年春闘で九二日間におよぶ大ストライキをたたかつたり、七三年末には階級的立場に立つ運動方針を大会で採択するというようなことがでてくる。また七二年末の総選挙で、共産党がほとんど誰も予想しなかつたほどの飛躍的進出をとげるというようなことも、でてくるのである。

そこで、私に暗い気持ちをつぶやいてみせた活動家にそくしていえば、つぎのようなことになる。

実は、一九六〇年代をつうじて、独占資本がその力を強め、巨大企業の組合をしめつけて、その意のままになる職制に指導権をとらせていたときに、またこうして合理化を强行し、職場労働者に労働強化を押しつけていたときに、職場では、まさにそのことによつて、労働

者たちは不満を強め、太平ムードをぬけだして、ひろく社会、政治の問題に目を開くようになりつつあつた。そのことは、たとえば階級政党の党員数の増加を例にとることもできる。共产党の党員数は、一九六〇年に五万たらずであったのが、その後一〇年間に三〇万をこえた。その全部というわけではないが、かなりの部分が職場労働者であつた。

だが、一般の新聞やテレビは、そうしたこと、まつたくといつていよいほど報道しなかつた。報道されたのは、右翼的組合が再編・強化されたこと、それが分裂工作に成功して、傘下組合員数をある程度増加したことなど、そうした冰山の一角にだけ目を向けることによつて得られる事実だけであつた。だから、大企業の職場にいる活動家のうちに、暗い気持ちをいだくものがでてきたとしても、これまた不思議ではなかつたのである。

4 労働者階級と科学的理論

私は、個人的な想い出からはじめて、労働者階級とはなにかということにふれるとともに、どんな要因が働いて、活動家の目がくもらされるものかを、この想い出のなかにある一人の活動家を例にして話してきた。しかし、少々長くなりすぎたようである。ここらでこの話にいちおうのけりをつけておこう。

要するに労働者階級とは、「大規模な資本主義によつてつくりだされ、組織され、結集され、教育され、きたえられ」ることによつて、ついには、資本家階級の支配そのものを打ち倒すたたかいの主力となり、その主導力となる階級であり、そうした歴史的任務を果たすために、たえず前進をつづける階級であつた。

その前進は、一瞬たりともどまることがない。支配層が、運動を弾圧することに成功したようにみえるときにも、労働者階級はその経験をつうじて「きたえられる」。支配層が、労働運動の右翼的指導者を手なづけ、労働組合をまるごとおさえこんでしまつたようにもみえるときにも、労働者階級はその事実をつうじて「啓蒙」され、結局は労資協調主義のあやまりをみぬいて階級的に一步前進をとげる。そして、こうした自覚・階級的前進が、大衆的に、しかも飛躍的に進むのが、ストライキや政治的な統一行動など、労働者の団結したたかいであることは、誰もが経験することだし、マルクスやエンゲルスやレーニンなどがつなに指摘してきたことである。

だが、労働者階級は、一つの階級を形成していても、それは労働者個々人の総計から成り立つており、階級的自覚の前進とは、個々の労働者の自覚の前進の総和である。一人ひとりの労働者にしてみれば、そのなかに前進の早いもの、階級的自覚の早いものと、おそいものがでてくるのは当然であり、したがつて労働者階級の階級的前進は、なによりもまず、自覚

ある労働者の増加、自覚ある活動家の増大の形をとつて、あらわれてくることになる。しかし、その自覚は、曲りくねつて進む労働運動のすべての局面で、労働者階級の歴史的任務を確信してやまないような自覚、あらゆる困難にさいしてもゆるがぬ確信をささえることのできる自覚でなければ、眞の自覚とはいえないだろう。

こうした確信をもつたためには、科学的な理論が必要である。経験もちろん、そうした確信をそだてるうえで重要な役割を演ずる。しかし、経験は結局は個人的なものであり、運動の発展のある局面、ある部分にかぎられないわけにはいかない。そして、こうした個人的で一面的な経験からだけでは、眞の確信は生まれにくく、運動の諸条件を的確に分析し、正しい戦術をうちたてることもできない。そのためにはどうしても、階級全体の経験、国内外をつうじての労働者階級のたたかいの全経験を集約し、科学的に分析し、さらに体系にまで総合された結果としての、科学的理論が必要なのである。

労働者階級がその歴史的任務を果たすために、ぜひとも理論學習にとりくまなければならぬ理由は、ここにある。

そこで、前おきは以上にとどめて、本題にはいることにしよう。

第一章 労働組合への団結

1 労働者はなぜ団結するか

労働組合とは何か。

それは一口でいうならば、労働者が、自分たちの生活と労働の条件をまもり、改善するため、資本家に対抗して団結してたたかうための組織である。

いまから数百年前に、イギリスの労働者がはじめてそうした団結のための組織をつくった。数百年前というあいまいない方をするのは、こうした団結を支配者が法律で禁止し、その事実を見つけると当局に訴えでて弾圧したことから、労働者の方はできるだけその証拠を残さないようにしたので、今日、確実な資料で確かめることが困難だからである。

イギリスの有名な研究者シドニー・ウェッブは、裁判所の記録その他をくわしく調べたすえ、遅くも一七世紀後半には、こうした組織がイギリスに存在したといつてゐるし、同じく

イギリスの労働運動史家G・D・H・コールは、一五、六世紀からそうしたものがあつたと
のべている。

だが、イギリスの労働者が団結をはじめた時期を確定することは、いまはさして問題ではない。重要なのは、たまたまイギリスのどこかではじまつた労働者の団結が、その後、イギリス全土にひろがり、さらに、国境をこえて、全世界にひろがつていったということである。一八世紀末には、イギリスでは労働組合運動があらゆる工業地帯に普及していたし、一九世紀後半になると、西欧諸国と北アメリカやイギリスの自治領にそれはひろがつた。二〇世紀に入る頃には、アジア、中近東、ラテン・アメリカの一部で労働者の団結がはじまり、第一次大戦後には、これらの地域で労働組合運動が最終的に確立していく。そして第二次大戦後は、地球上最後まで労働者の団結をみないままに残されていたアフリカの内陸諸国にまで、それがひろがつた。その結果、今日では、全世界で三億近い労働者が労働組合に団結するようになっているのである。

こうして、たまたまイギリスの少数の労働者がはじめた団結が、時間の経過とともに他の地域の労働者のあいだに拡大し、全世界のあらゆる大陸の労働者のうちに普及したということは、つぎのことを物語つていてる。

第一に団結は、労働者の労働と生活の経験をつうじて生みだされ、拡大していくといった

ことである。第二には、労働者の團結が、必然性をもつていていたということである。賃金労働者を團結させずにいよいよある種の法則が、労働者の生活をつらぬいているのでなければ、たまたまイギリスの一部の労働者がはじめた團結が、全世界のあらゆる労働者のあいだにひろがつてゆくわけはないだろう。

ところで、第二の、團結の必然性の問題はつぎの章でのべることにして、ここではまず、労働者の生活と労働の経験をとおして、どうやつて團結が生まれてきたかを説明することにしよう。そのことをふり返つてみると、今日、労働組合運動がはるかに発展し、複雑な様相を呈している段階にあって、初心にかえり、團結の眞の意味、あるいはその重みを、あらためて感じとるために、必要なことと思われるからである。

2 労働者の抵抗——その發展の道すじ

労働者がその生活と労働の経験をつうじて團結するようになるその道すじが、まず最初にはつきりと示しているのは、労働者が、團結のために團結したのではなく、まさしく資本に対抗し、抵抗するために團結したということである。「はじめに抵抗ありき」であり、團結はその手段であつた。

そして抵抗が目的であり、団結が手段であるかぎり、労働者は抵抗のために、団結以外の手段もいろいろとためしてみた。しかし、結局、団結以外にいい武器はないことがわかつた。そこから、労働者の労働組合への結集がはじまるのである（もつとも、労働組合組織という手段を確立したのち、それだけでは不十分であることに気づいて、労働者はさらに、労働者階級政党をつくることになるのであるが）。

個人的反抗——最も初步的で無自覚な抵抗

一八四〇年代といえば、イギリスで労働組合運動がはじめて本格的に確立した時期であり、その他の国ではまだほとんどそうした運動が見られなかつたのであるが、この時期に早くも労働組合の問題を系統的に調査し、研究したエンゲルスは、労働組合に団結するまえのイギリス労働者の抵抗闘争についてこうのべている。

「ブルジョアジーにたいする労働者の反抗は、工業の発達にひきづいてはじまり、いろいろな段階をへて今日にいたつてゐる」

「この反抗の最初の、最も未熟で、最も無益な形態は犯罪であつた。労働者は、窮乏と貧困のなかに暮していて、ほかの人たちが、自分よりもつといい暮しをしているのを見た。労働者の頭では、自分は金持ののらくら者よりはるかに社会のためにつくしているの

に、人もあるうにその自分が、どうしてこのような境遇のもとで苦しまねばならないのかが、のみこめなかつた。なおそのうえに、窮乏が、財産にたいする祖先伝來の尊敬の念をおさえつけてしまつた——彼はぬすみを働いた。工業の拡大につれて犯罪が増加したこと、年々逮捕件数が消費される綿花の俵の数と一定の比率をもつてゐることは、われわれがすでに見たところである」。

一六、七世紀のイギリス工業の発展段階を頭に浮かべてみると、このエンゲルスの叙述はいきいきと理解できる。親方＝資本家の小さな仕事場で働いていた当時の労働者たちは、若かつた頃の雇主が、自分とさして違ひない生活をしていたことをしっていて。ところが、それから十数年のあいだに、雇主は大もうけをしているのに、自分の生活はといえば、いつもぎりぎりいっぱい。いや、かえつて悪くなつてさえいる。なぜ、まじめに働いている労働者が、こんなに貧乏しなければならないのか。自分が働いて、毎日つくつてあるものの値段に比べて、自分の賃金はあまりにも安すぎるではないか。自分が貧乏なのは、自分たちがつくりだした価値を、雇主がぬすみとつてゐるからだ。そうだとすると、生活の苦しさに耐えられなくなつたいま、仕事場にあるこの製品の一つや二つ、家へ持ち帰つても、ばちはあたるまい……。

こうして自分たちこそが「ぬすまれてゐる」と感じた労働者たちは、ぬすみ返した。だが、雇主の方に油断があるはずはない。たちまち見つかって、泥棒よばわりされ、^{ちようらやく}打擲され、悪くすれば、警察につきだされる。それをうらみに思つて、労働者はときには雇主やその家族を襲い、傷つけたこともある。いつも月夜の晩ばかりではなかつたのである。

だがこうして、個人的な、したがつてゆきつくところ犯罪という形をとるほかない抵抗の方法は、しょせん「無益」であつた。エンゲルスはつづけていう。

「まもなく労働者は、こんなことをしても役にたたない、ということがわかつた。犯罪者は、その窃盗によつて、ばらばらに、ただ個人的に、現在の社会秩序（まじめに働く賃金労働者が苦しい生活をいられるという現在の社会秩序——筆者注）にたいして抗議することができたにすぎない。社会全体の力が、一人ひとりの個人のうえにおそいかかり、ものすごい力で個人をおしつぶしてしまつた。おまけに窃盗は、たとえ労働者が心のなかでは是認したがつていても、最も無知な、最も無自覺な形態であつて、このためだけでも、労働者の世論の一般的表現ではなかつた」。

集団的な暴動

個人的な犯罪的行動が役に立たないということを経験をつうじてしつた労働者が、そのつ

ぎにとつた抵抗の第二の形態は、集団的に行なう、暴動であつた。もう一度、エンゲルスに聞こう。

「労働者階級が、はじめてブルジョアジーに敵対したのは、……彼らが機械の導入にたいして暴力的に反抗したときである」。

エンゲルスはこれが、産業革命以後はじめておこつたかのように書いているが、これは、この種の研究が一般にあまり進んでいなかつた当時の条件のもとで、まだやつと二四歳になつたばかりのエンゲルスの、思い違いであろう。この点については、その後マルクスが、『資本論』のなかで、新しい道具の導入に反対する労働者の暴動が一七世紀以来おこつてゐることを指摘しており、こちらの方が正しいことは、いうまでもない。

しかし、この種の抵抗の仕方も、「散發的なものにすぎず、一定の地方だけにかぎられており、しかも現状のただ一つの面だけにむけられたものにすぎなかつた」。それは、社会を変えたわけではなく、労働者が、暴動の目的を達したと思つた直後に、社会的な重圧がこれらの労働者たちのうえにおちかかり、「彼らを思うぞんぶんにこらしめた」。暴動の首謀者とみなされたものは、死罪になり、一家離散の憂目にあつたろうし、そうでなくとも、何年かは、くらいこまなければならなかつた。労働者は、こうした抵抗の仕方も、得ることよりも失なうことの方があまりにも大きく、「無益」なやり方であることを、思いしらされた。賃金・

労働条件をまもるための抵抗の「新しい形態を見つけなければならなくなつた」（以上、引用はエンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』②、国民文庫版、一三〇～一三一ページ）。

ストライキを武器とする団結

こうして、社会的に「犯罪」とされる行為にたよる抵抗の方法が無益であることをしつたのち、労働者たちがついにたどりついた第三の抵抗手段は、ストライキであり、ストライキを最大の武器にする、労働者の恒常的な団結の組織としての労働組合であつた。

労働者がストライキにたちあがり、労働組合に団結するようになると、支配階級はたちまち法律でストライキ行為や団結を禁止したから、これもはじめは「犯罪行為」として取り締まられたことは事実である。だが、ストライキや団結が、窃盗や雇主の殺傷、暴動による工場の破壊などと違つて、一般的な意味での犯罪でないことは、明らかであつた。

それは何物も破壊しなかつたし、誰も傷つけはしなかつた。ただ団結だけが武器であつたから、弾圧に耐えて団結をまもりぬくために、ときには、「自分が組合を裏切るようなことがあつた場合には心臓を突き刺し、腸を断ち切つて殺されてもかまわない」という、厳肅な「同志の誓い」をとりかわして、雇主と交渉し、賃金値上げや労働条件の改善を要求した。要求がいれられず、雇主のいい分や行為にどうしても納得がゆかないときには、働くこと

をやめたが、それは、商人が自分のもつてている商品にたいして、正当な値段をつける客を見つけることができない場合に、品物を売ることをやめるのと同じ行為であり、労働者として労働力を売るのをやめるだけのことなのだから、きわめて平和的な行為であった。

たしかにそれは、これまでの個人的な抵抗や集団的な暴動と違つて、一般的な犯罪行為を何一つふくんでおらず、したがつて、労働者側としては、もつとも失なうところの少ない抵抗の仕方であった。しかしそれだけではなかつた。それは同時に、資本家側のもつとも痛いところ、資本主義社会のまたとない急所をとらえていた。

というのは、労働者が団結して仕事をやめれば、資本家は生産を行なうことができず、したがつて利潤を生みだすこともできなかつたし、また資本家階級の支配は、「もっぱら労働者同士の競争、すなわち一人ひとりの労働者相互間の対立から生まれるプロレタリアートの分裂を土台にしている」のであって、労働者の賃金を切り下げ、その労働条件を改悪することも、この分裂に乗じて行なわれていたからである。エンゲルスはいつていて

「これらの組合と、これらの組合から起こつてくるストライキとに對して独自の重要性を与えるものは、それが競争を廃止してしまおうとする労働者の最初の試みである、といふことである……労働者は、ブルジョアジーに、それとともに現存社会の全体を攻撃するにあたつて、これ以上にききめのある急所をとらえることはできない」。

要するに、ストライキを武器にして団結してたたかうという、この新しい抵抗方法は、味方の犠牲を最少限にとどめ、資本家にたいしては最大の打撃をあたえるものであった。なぜなら、それは一般的な意味での犯罪行為ではなかつたし、それに労働者が団結して仕事をやめるならば、資本家は、その目的である利潤を手に入れることができなかつたからである。

酒場に集まつた労働者

こうして、イギリスの労働者は、さまざまなかつて、さまざまな形で抵抗を試みた結果、ついに、労働組合に団結してたたかうという、新しい、もつとも有効で失なうところの少ない闘争の方法を見つけだした。

しばしば初期の組合組織は酒場パブを根城にしていた。労働者のあいだに、一杯の黒ビールを飲むための集りをもつ習慣があつたし、そこでは労働者の誰もが、アルコールに助けられて生活の苦しさをためらいなく口にするので、共通の要求を確かめ合うまたとない場所であつたし、酒場の主人は、労働者に同情的で、密告するおそれはまずなかつた。それどころか、組合の会計を酒場の主人があずかることが多かつた。「初期の組合運動には酒がつきもの」とよくいわれるが、それは、こうした事情と、さらに常任役員などといふものがまだおかげでおらず、指導者たちはすべて昼間工場で働いたうえ、さらに役員としての仕事を夜や

らなければならなかつたので、疲れをいやすためにも、アルコール分は欠かせないものだつたからであろう。

だが、組合はもちろん酒場^{パブ}からだけ生まれたのではない。たとえば、炭坑の災害でむざん死をとげた仲間の葬儀のさいだとか、賃金値上げの請願のために多数の労働者が集まつたときであるとか、要するに、資本にたいする労働者の怒りが燃えあがり、労働者の共通の利益がいきいきと感じられるような場合が、すべて組合結成の機会になつた。

3 同じ経過をたどつたわが国労働者の団結

だが、イギリスでは、おそらく一七世紀の末にすでにこうした組合の端緒がつくりだされていたのに、わが国では、いつたい労働者はいつ労働組合に団結したのだろうか。

わが国で労働組合組織がはじめて本格的につくられたのは、すでにイギリスから西欧諸国ぜんたいに労働組合運動が確立したのちの一九世紀末、すなわち一八九七年（明治三〇年）である。

このことから、わが国の労働者はなぜこうもおくれたのか、わが国の労働組合運動は、明治における文明開化の風潮のなかで西欧から輸入されたものでしかないのでないのではないか、とい

つた疑問をいだく人もあるかもしれない。だがもしそうした疑問をいだく人があるとすれば、それは少々思いすごしであろう。

わが国で組合運動の出発がイギリスよりも著しくおくれたのは、実は簡単な理由によるものである。労働者の抵抗が組合への団結という形をとるには、一定数の賃金労働者が社会のなかに生まれてこなければならぬ。だが、わが国では、徳川封建制のもとで、資本主義の発達がおこらされたため、団結して闘争をおこすことができるほどまでに賃金労働者の数がふえるのには、明治維新によつて封建制が大きくくずされ、資本主義が急激に発展しはじめる時期まで待たなければならなかつたのである。

しかも、ぜひとも心にとどめておかなければならないのは、わが国で、イギリスとは時期のうえでも大幅におくれ、また、はなはだしく異なつた事情のもとで資本主義が発達し、労働者階級がつくりだされながら、イギリスの場合と全く同じ道すじをたどつて、労働者はその抵抗を發展させ、団結の必要にめざめて、労働組合への団結を開始していることである。

このことは、わが国の労働者の団結が、まさしくわが国の労働者自身の労働と生活の経験をとおしてつくりだされたものであり、それは明治の文明開化の文物の多くのように、たんなる「舶来」の輸入品ではなかつたこと、また、労働者の団結が、資本主義のもとでは、その他の事情が大幅に異なつていても、法則的な一定の道すじをとおつて進むものであること

を、示している。

わが国における暴動からストライキへの道

わが国での労働者の抵抗の発展の道すじを具体的にいえば、つぎのとおりである。

まず、近代史年表を開いてみよう。明治二年という年には高島炭坑で蒸気動力が採用されているが、この年すでにここで四月に坑夫数百名が日雇い賃金の値下げに激昂して小頭を襲い、七月にはさらに四〇〇名が浜辺に集まって、外人居住建物や機械に乱暴している。といふことは、徳川封建制下でわずかながら生まれていた賃金労働者のあいだに、おそらく個人的な抵抗がさまざま形で出てきたのであるが、明治維新をする頃には、もう労働者たちが、集団的暴動という抵抗の第二の形態へと進んでいたことであろう。

ところでこのあと、いくつかの炭坑、鉱山で暴動があつたのち、明治一八年にふたたび高島炭坑で賃下げに反対して労働者が闘争にたちあがっているが、その翌年の明治一九年（一八八六年）には、記録にみるかぎり最初の工場労働者のストライキがおこり、労働者が抵抗の第三の方法へと移りつつあることがわかる。すなわち、山梨県甲府の製糸工場の婦人労働者たちが、ストライキというまさしく画期的な闘争方法を、自ら考えだしたのである。

六月にまず雨宮製糸工場の婦人労働者百余名が、午前四時三〇分から夕方七時三〇分まで

の、実際に一四時間におよぶ長時間労働をはじめとする、劣悪な労働条件の改善を求めて、ストライキに入った。

彼女たちは、誰から教わったわけでもないし、誰から指導されたわけでもなかつた。だが工場主たちが同盟して勝手に工場規則を変えるのなら、「自分たちも同盟しなければ損」だと考えて、この挙におよんだ。しかも、一人の脱落者もだすまいとの配慮からであろう、工場があつた山田町の町内の寺院に全員でたてこもり、ついに労働時間の短縮その他の条件をかちとつてゐる。

そして驚くべきことに、この経験はたちまち他の製糸工場に波及した。七月までに、海老舎、沢野井、丸山、長田の各製糸工場に、つぎつぎに労働条件改善要求のストライキがおこつてゐるのである。

労働組合への団結

こうしてわが国では、記録されているかぎりで最初の、工場労働者の団結したたかい——ストライキ闘争は、婦人労働者によつてたたかわれた。だが、そこからさらに一步進んで労働組合を組織しようとする動きは、男子の労働者のあいだからでてきた。

これは、婦人労働者の労働条件がとりわけ劣悪であつたにもかかわらず、彼女たちの多く

が農家出身で、數年間工場で働いたのちは農村に帰り、おそらくは農民の家に嫁して、労働者ではなくなってしまうという、当時の婦人労働者に一般的にみられた傾向と関連のあることであつたと思われる。つまり、労働者の問題は、彼女たちにとっては、一生のうちの一時的な問題でしかなかつた。

これにたいして、男子労働者、とりわけ機械工となると、そうではなかつた。彼らは賃金労働者として一生その家族を養つてゆかねばならず、したがつて、自分たちの問題を生涯の問題として考えないわけにはいかなかつた。

雨宮製糸のストライキがあつた年の翌一八八七年（明治二〇年）のことである。東京両国のお井生村樓という料亭に京浜地域の機械工が集まつて、組合結成をくわだてた。このことは、いかにも当時の「職工」らしい、愉快なエピソードのせいもあつて、すでにあまりにも有名であるが、事実を伝えた明治三四年の片山潛の文章を、そのまま引用しておこう。なお、そこに鉄工とあるのは、機械工のことである。

「明治二十年頃にありき。小沢弁藏氏（氏は慶応年間よりの鉄工にして我国の西洋鉄工中最も古き者の一人なるが、今は鉄工組合の柱石となり居れり）、其弟國太郎氏と共に、組合の必要を感じて運動を始め、運動の結果相田吉五郎氏（氏は小沢氏と同じく慶応年間

よりの鉄工にして幾多の弟子を有する人なり)等の賛成を得しかば、愈々組合組織の下相談を為さんが為めに、懇親会を同二月廿四日両国井生村楼にて開きしに、初めは新聞記者等の演説あり、又皆々も眞面目の談を為し居りしが、中頃より博奕始りて相談も何もメチャメチャとなり、散会後連れ立ちて遊廓に遊び、三日も四日も家に帰らざるもの少なからざるの次第とまでなりたれば、小沢氏等第二の懇親会を発起せしひときは、妻君の攻撃甚だしくて遂に成り立たず、其の為め小沢氏等切角の運動は空しく中止さることとなれり」
(片山潜『日本の労働運動』、岩波文庫版、一六ページ)。

こうした失敗はあつたし、さらに明治二二年には、この人たちが同盟進工組という機械工の組合を成立させながらも、委員が積立金を費消したという風説もあって、これまた長続きしないで組織を解散しなければならなかつた。しかしついに明治三〇年(一八九七年)には、長年の努力のかいあつて、労働組合期成会のもとに鉄工組合を、翌三一年には今日の東北本線、常盤線などを經營していた日本鉄道会社の機関士・火夫組合である日本鉄道矯正会を、さらには三二年には活版工組合を成立させるにいたるのである。

労働組合期成会の設立にさいしては、もとより、サンフランシスコで組合活動を見たり、自ら在米日本人労働者の組織化を進めた経験の持ち主である、高野房太郎や片山潜たちが大

きな役割を演じているし、高野にいたっては、アメリカの労働総同盟から組織化の権限をあたえられていた。だが、それにもかかわらず、そこにいたるまでのわが国労働者の抵抗のたたかいの歴史のうちに、エンゲルスがイギリスのそれのなかに指摘したのと全く同じ発展がみられたのである。アメリカ帰りの人びとがもち帰った知識と経験は、たしかに期成会の運動を進めるうえで大きな役割を演じたにはちがいないが、そこに結実したものは、明らかに、日本の労働者が自らもとめきた団結であつたというべきであろう。

4 団結こそ労働者の唯一の武器

こうして、一六、七世紀のイギリスでも、そしてまたそれから二〇〇年を経た日本においても、賃金労働者は、なんらかの仕方で資本家に抵抗しなければ、その生活を改善することはおろか、維持することさえできなかつたが、さまざまの抵抗を試みたすえに彼らがたどりついた最終的な方法、最善の方法が、労働組合への団結であつた。

資本とのたたかいは、階級戦であり、たたかいに勝つためには、味方の損害を最小にとどめ、相手方の最大の急所にもつとも大きな打撃をあたえなければならない。そのための方法が、団結以外にないことを、労働者はその生活経験、抵抗の経験のつみ重ねのなかから、見

つけだしていったのである。

それには、個人的抵抗でもだめであつたし、一揆的な暴動でもだめであった。しかも労働者は、資本主義的生産が発展すればするほど、この団結という抵抗の手段をいつそう強め、拡大する条件をもつていただけに、この方法は労働者の武器として発展する合法則性をもつていたというべきであろう。

なぜなら、農民や手工業者などが、個々ばらばらに働いていて、団結してたたかつたとしても、それが一時的な団結に終わってしまったのにたいして、労働者は、資本のもとで、一つの工場に数百人、数千人、ときには数万人もが集められ、規律をもつて組織的に労働させられることから、団結を固めるための条件をもち、団結するための資質を身につけずにはいなかつた。

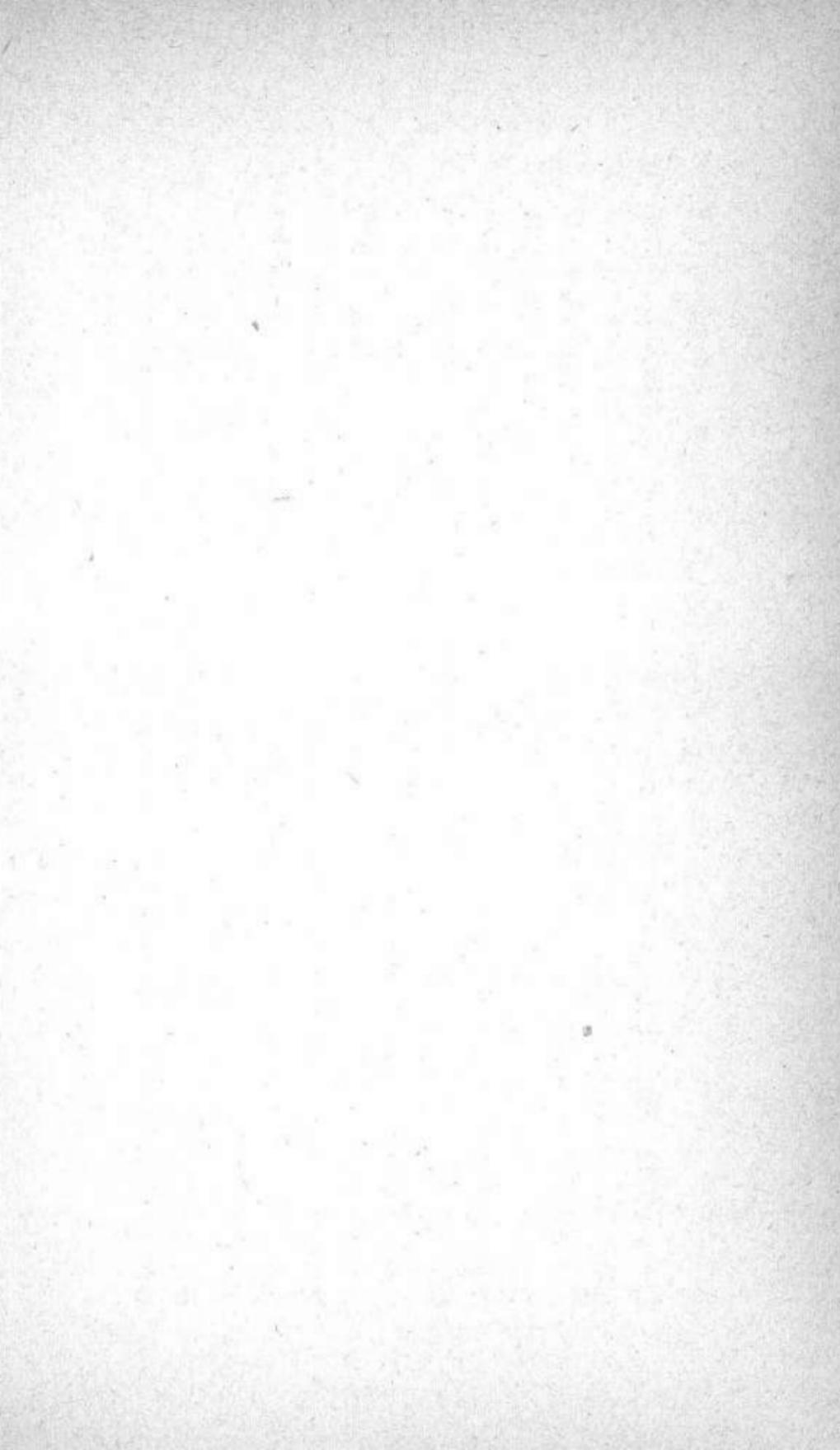
こうして、団結こそが、労働者階級の抵抗の歴史の全経験によつてたしかめられた、そしてまた労働者階級の特性をもつともいかす、唯一のたたかいの手段であつたからこそ、労働者はつねに団結を何よりも大切にしないわけにはいかなかつたし、事実大切にしてきた。

こうしたことと思えば、労働者の団結したたかいですでに高度に発展した今日の段階で、団結をふみにじるような一揆主義的闘争方法を復活しようなどとする試みが、あやまりであることは明らかであろう。それは先輩たちの知恵から学ぶことを知らず、歴史を無視した、

無知の行為というよりはかではない。

だがそれにもかかわらず、団結そのものは、目的ではなく、労働者の共通の要求をかちとるための手段であった。したがって、資本とのたたかいのない団結などといったもの——たとえば、資本と協調するための労働組合の“團結”や“戦線統一”といったもの——は、およそ労働者にとって無意味なものだということも、忘れてはならないだろう。

そして最後に、労働者階級が資本への抵抗のさまざまの経験をつみ重ねながら、ついに団結という最善の方法を見つけだし、それを発展させてきた歴史は、終わってしまったのではなくて、今日もつづいており、しかも、日々、歳々、労働者階級のなかに新たに加わっていく個々の新しい労働者のなかで、くりかえされているということをつけ加えておかなければならぬ。労働者階級がそのたたかいの経験をとおして団結に到達したのだとすれば、新たに階級の陣列に加わった労働者も、その生活経験をとおしてのみ、団結こそが唯一のたたかいの手段であることを自覚するようになる。今日、職場で同じように働きながら、組合の問題にいっこうに関心を示さないようにみえ、組合活動家たちに頭をかかえこませている仲間たちも、労働者として生きてゆくかぎり、そして労働者としての生活と労働の経験をつみ重ねてゆくかぎり、明日は団結の必要にめざめずにはいないのである。



第二章 団結の経済的基礎

前章のテーマは、労働者の労働組合への団結であった。数百年前にイギリスの労働者がはじめた労働組合運動が、今日までに全世界の労働者のあいだにひろがつてゐるが、それは、労働者が労働者としての生活経験をつむと、団結して資本に抵抗する必然性があるからだということであつた。

今回は、話をもう一步進めて、では、資本主義のもとで、労働者が労働者として生活していくと、どうして労働組合に団結しないではないのか、労働組合運動の発生と発展の必然性はどこからでてくるのかという問題にはいろう。

このことを理解するためには、少々経済学の知識をもつことが必要である。というのは、資本主義経済と、とりわけそのもとでの労働力という商品の特殊な性格を知つていなければ、このことは理解できないからである。

1 労働力の価値以上の価値を生み出す労働

資本主義的生産の秘密

さて資本主義的生産とは、土地、原料、機械など、いわゆる生産手段を所有している資本家が、生産手段をもつていなければ生活することができない労働者から、労働力を買い、これを働かせることによって、利潤を手に入れることを目的にして行なう生産である。

ところで資本主義社会では、一般の商品はすべてその価値どおりの価額で売り買いされるという法則が働いている。そこで、資本家は、生産を進めるにあたって、生産手段のいっさいを価値どおりの価額で買い入れる。労働力という商品にかぎっては、のちにのべるように、それが個々ばらばらに売られているかぎり、価値どおりに売れないと傾向があるが、これも、さしあたりその価値どおり買われたとしよう。

原料から労働力までいっさいのものを価値どおり買って生産を行なうのであれば、生産を終わり、生産物をその価値どおり売ったあと、資本家の手には利潤が少しも残らないのではないか、と思われるかもしれない。だが資本家は、実際には、すべてのものを価値どおり買

い、価値どおり売って、なお膨大な利潤を手に入れることができる。

これが資本主義的生産の秘密であり、この秘密を説き明かしてくれるものが、労働力という商品がもつ特殊な性質である。

すべてのもの、すべての商品はその価値にしたがつて取り引きされるといつたが、それは、商品の価値は何でできるのだろうか。そして資本主義的生産の秘密を説き明かす、労働力商品の特別の性質とはどういうことであろうか。

商品の価値・労働力商品の特質とは

まず第一に、商品の価値は、すべてそれを生産するのに必要な価値の総量でできる。労働力という商品も、この点に関するかぎり、一般的の商品と変わることろがない。しかし労働力という商品が、他の商品と違っているのは、これを使うと——つまり労働をすると——労働力の価値をはるかに上回る新たな価値を生みだすことができるという、特別の性質をもつてている点である。

すでに述べたように、すべての商品の価値は、それをつくるのに必要な価値の総量でできるのであり、労働力もこの点では一般的の商品と変わることろはないのだから、労働力の価値を貨幣額であらわした価額——つまり賃金は、労働者が一日働いて使い果たした労働力をふ

たたびつくりだし、維持してゆくための費用、すなわち労働者の生活費（労働者自身の生活費、家族の生活費、および労働者が一定の技能・知識を修得する費用の合計）だということになる。

これをいま一日当り三〇〇〇円だとしよう。資本家はこれを一日当り三〇〇〇円で買って、労働者を工場で労働させる。すると、この労働は、すでにのべたように、その特別の性質によつて、三〇〇〇円をはるかに上回る金額に相当する価値を生みだす。現在の日本の状況のもとでは、一般にそれは賃金の五倍にも当たる価値、すなわち一万五〇〇〇円相当量の価値を新たに生みだすものと、経済学者は算定している。

この一万五〇〇〇円は、労働が新たに生みだした価値なのであるから、資本家があらかじめ生産を行なうために支出した費用——土地・原料・機械などの生産手段に投じた費用を差し引いたのちに、資本家の手に残る金額である。ところで、このうち三〇〇〇円はあらかじめ労働者に賃金として支払われていたのであるから、これを差し引くと、資本家の手にまるまる残るのは、一万二〇〇〇円ということになる。

こうして資本家は、すべてのものを価値どおり売り買いしながらも、なお、労働を搾取し、利潤を手に入れるのである。いまの例でいえば、資本家は生産手段と労働力を資本を投じただけのことであり、働いたのは労働者で、しかもこの労働者の労働が一日当り一万五〇〇〇

円相当額の価値を生みだしたのであるが、労働者はその五分の一にしか当たらない、三〇〇円を賃金として受け取るだけで、残りの五分の四の一万二〇〇〇円はまるまる資本家のものになってしまうのである。

こうして資本主義のもとでは、たとえ労働者が、その労働力の価値に見合った、そのかぎりで「公正」な賃金を受け取つたとしても、新しい価値をつくりだしている労働者の生活はつねにぎりぎりいっぱいであり、他方、労働せず価値をつくりださない資本家たちがますます肥えふとつてゆく。

2 価値以下にしか売れない労働力

このようにのべると、気の早い読者はいうかもしれない。ははあ、わかった。労働者はこの搾取に反対して労働組合に団結したのだな。もういい。もうわかつたから、経済学の話はそれぐらいにして先に進もう、と。残念ながら、話はまだ序の口で、労働者の団結の必然性を生みだす経済法則は、もう少し複雑である。

たしかに、労働者が一万五〇〇〇円にも相当する価値を一日の労働でつくりだしたのに、それが受け取るのは、一日分の労働力を回復するのに必要な価値の総量に相当する分の三〇

○○円だけなのだから、労働者はいくら働いても、生活は楽にはならない。一方、まったく労働をしない資本家の方は、労働者一人当たり一万二〇〇〇円ずつを毎日そのふところにねじこんでしまう。このことだけでも、労働者にとって腹だたしいことにちがいない。だが、実際には資本家の搾取は、これだけにとどまつてはいらない。搾取は、それをこえてさらに行なわれるのであり、そこから労働組合の第一歩も踏みだされることになるので、読者にはもう少しがまんしてもらつて、経済学の話をつづけなければならぬ。

平等の立場にない労働力の売り手と買い手

さて、先に、資本主義のもとで商品は、一般的にはその価値どおりの価額で売り買いされるとのべた。ところが、実はこの点でも、労働力という商品は、一般の商品とは少々違つて特殊な関係におかれている。それは、個々ばらばらに売られていると、価値どおりに売れないと、また労働者が団結してそれをひとまとめてにして売る場合にも、労働者のたたかう力が弱いと、価値どおりに売れない性質をもつてゐるのである。

なぜ労働力が、そのままで価値どおりに売れないかといふと、それは、まず第一に、労働力の買い手である資本家とその売り手である労働者とが、平等の立場に立つていなかつてある。

資本主義社会では、一般的、形式的にはすべての人びとが平等・対等の関係に立っていることになっている。たとえば、選挙のさいには、資本家も労働者と同様、一票を投ずることができるだけである。封建社会の農奴は、領主によつて半ば所有され、勝手に土地を離れる自由や勝手に自分の領主を選ぶ自由はもつていなかつた。だが、資本主義社会の労働者は、Aという資本家が気にくわなければ、そのもとを離れて、Bという資本家を選ぶことができし、それも気にくわなければ、さらにCという資本家を選んでかまわない。要するに、自分の好きな資本家を選ぶことができるし、少なくとも形の上では、この資本家と自由に取り引きして、賃金や労働条件をきめることができるという点で、農奴とは違つて、資本家と労働者のあいだの関係は、少なくとも外見は、平等・対等の関係のようにみえる。

だが、実はこれは、形式上、外見上だけのこと、実際にはそつはなつていない。なぜかというと、資本家は資本を持ち、いつさいの生産手段を持っているのに、労働者はそれを持つておらず、資本家のうちのだれかに雇われなければ、食べてゆくことができないからである。

資本を持っている資本家は、もし賃金・労働条件について労働者と話合いがつかなければ、その資本で食いつなぎながら、いくらでも待つてはいることができる。ひと月やふた月、いや

一年でも二年でも、資本家は生産をしないで待つことができるのであるが、労働力を売つて賃金を手に入れないかぎり生活することのできない労働者の方は、いつであろうと、どこであらうと、どんな条件であろうと、仕事がありしだい引き受けるほかない。

しかもそれだけではない。労働力の取引きにさいしては、労働者側を不利にする条件は、このほかにもいくつかある。

たとえば、労働力という商品はとつておくこと、保存することができないということもその一つである。今日の労働力が売れなかつたからといって、労働力の維持費がなくてすむわけのものではない。生活費はかかるのだが、今日の労働力は、たとえ売らなくとも、今日のうちになくなつてしまふのであって、明日になつて、今日と明日の二日分をあわせて売るなどということは、できるものではない。そして保存のきかない商品が、安売りされる傾向にあることは、八百屋や果物屋の店先に立つた経験のあるものならば、だれでもしつていることである。

また、資本家は労働者に比べてその数がはるかに少なく、労働力の売り買いの状況について労働者よりもはるかに豊富な情報を持つてゐることも、労働者の側を不利にする。

だが、こうした、労働力という商品が保存のきかないものであるとか、情報の不足といった、労働者側を不利にするいくらか副次的な要因よりも、はるかに重大なもう一つの要因がある。それは、資本主義的生産の発展が不斷につくりださずにはいられない失業者群——産業予備軍の存在である。

資本家は、生産を行ない、利潤を手に入れると、この利潤を生産に再投資するのであるが、そのさい、他の資本家との競争にうちかつたためにも、資本家は、できるだけ利潤をふやそうとして、労働力にたいする支出ができるだけはぶくための手段を講じる。つまり、より生産性の高い、したがつてより少數の労働者でより多くの生産をあげることのできる、新しい機械を購入する。したがつて資本主義のもとでは、生産が発展すればするほど、生産の増大に比べて雇用労働者の数が、相対的に減少していく傾向がある。

新しい機械が導入されるごとに、旧式機械のもとで働いていた労働者の熟練が不要になり、彼らは不熟練労働者に格下げされて賃金が減るか、もしくは、解雇されて失業者に仲間入りすることになる。

また農村に資本主義が浸透し、機械化や化学肥料、農薬の利用が進むにつれて、農業のなかでも人手が余りはじめる。これらの農村の潜在的失業者たちも、都市にてて、工業に雇われる機会をうかがうようになる。

こうした失業者たちが、生きてゆくために、あるいは少しでも家計を補助するために、どんな低賃金でも甘んじて受け入れる傾向にあり、これが労働者全体の労働力の取引きにさいして労働者側の立場をいつそう不利なものにし、賃金水準全体を労働力の価値以下に押し下げる傾向をもつことは、もはや説明するまでもないだろう。

3 労働組合運動と賃金・労働条件の改善

その1・イギリスの場合

こうして、以上にあげたいつさいのことから、労働者は、資本家と対等の立場に立って、労働力を取り引きすることができず、したがって、労働者が団結しないで個々ばらばらに、そしてなんの抵抗もなしに労働力を資本家に売っていたのでは、それは価値どおりには売ることができないということになる。労働組合への労働者の団結はここからはじまったのである。労働力がその価値どおりに売れず、賃金で自分の生計費をまかなうことができないならば、労働者は、日々新たな価値を生産し、資本家に膨大な利潤を手に入れさせながら、自分の生活はますます苦しくなり、食うや食わざの生活を強いられ、子どもも満足に育てることができず、ついには生活そのものを全面的に破壊されることになる。

イギリスでは、労働組合運動が、その初步的段階を脱して、今日にまでつながるような強固な恒常的組織として確立したのは、ようやく一八四〇年代のことである。この時期まで、イギリス労働者が、とりわけ産業革命（一七六〇—一八三〇年頃）をつうじて急激に発展した資本主義のもとで、いかに悲惨な状態におかれていたかは、年若いエンゲルスが、その最初の大著『イギリスにおける労働者階級の状態』のなかで、あますところなく描きだしている。

労働者の家族は、労働者居住区のじめじめとしたうす暗い長屋か地下室の一部屋におしこめられていた。一部屋に二家族が住んでいることさえしばしばみられた。しかも自分の部屋をもつていたものは、それでもいくらかましであった。多数の労働者が木賃宿で暮らし、一部のものはこの木賃宿にさえ泊れないで、公園のベンチや街路の片すみで夜を明かした。食べ物のは悪く、着ているものは大多数がぼろであった。だがそれでも、父親の賃金だけでは、とうてい一家をやしなつてゆくことができなかつた。そこで、乳のみ児をもつた母親が工場に働きにでたが、乳児は空腹を訴えて、乳をのませてはもらえず、一日中泣き叫んだ。こうした母親たちのあいだでは、阿片剤入りの「チンキ」を使うことが流行した。これを一滴、二滴乳児になめさせれば、胃がマヒし、乳児は泣きやんだ。だが、その結果は、乳児たちを弱らせ、その死亡率をいちじるしく高めた。

それでもどうやら育った子どもは、六・七歳になれば、工場や炭鉱に働きにだされた。炭鉱では、馬にトロッコをひかせるだけの広さのない坑道で、切羽から坑口まで石炭を運ぶのに、これらの子どもたちを使った。素裸に革帶をつけ、それに鎖で石炭箱を結びつけられた幼児たちは、四つんばいになってこれを坑口までひかされた。

しかも一日中日光にあたることなしにつづけられるこうした重労働は、幼児たちの身体の発育を妨げ、体を奇形にしただけではない。佝偻病にかかるものがつぎつぎにでたとしても不思議ではなかつた。小学校にもゆかず、いきなり工場に入れられて、大人たちのあいだで深夜に機械の番人や原料運びをさせられた幼児たちが、これまた身体をこわしただけでなく、精神的にもまともな育ち方をしなかつたのは当然のことであつた。

エンゲルスがその著書のなかでこうしたことと詳細に描きだしたのは一八四五のことである。それから三六年のちの一八八一年には、すでにイギリスでは、労働組合会議 TUC という労働組合中央組織が確立してから一五年の歳月を経ていた。エンゲルスは、この時期に労働組合運動の力で、機械産業をはじめ組合の組織化の進んだ多数の産業の労働者の賃金・労働条件がいちじるしく改善されたことについてのべているが、しかしそのときにおいてさえ、労働組合に団結していないために、あいかわらず、低賃金のもとで苦しんでいる労働者がいることを、彼は報告することを忘れてはいない。この時期になつてすら、ロンドンのイ

ースト・エンドの多数の労働者たちは、煉瓦積み工やその他の人夫の労働と同程度の熟練を要する仕事にたずさわつていながら、労働組合に組織されていないというだけの理由で、組織労働者の「半分のかせぎもない」状態にあつたのである。

その2・日本の場合

同じことは、わが国についてもいえる。わが国では、資本主義の発展こそイギリスやその他の欧米諸国に比べて遅れたものの、第一次世界大戦をすぎる頃には、それは独占資本主義段階をむかえており、世界有数の発達した資本主義国の一になつていた。

だが、それにもかかわらず、絶対主義的な国家機構である天皇制のもとで、労働組合運動の発展がいちじるしくおさえられていた。労働者が労働組合に団結する権利は、ついに第二次大戦における敗戦によって天皇制が打破されるまで、法律によって積極的に保障されることはなく、労働組合は不斷に弾圧にさらされたため、労働組合の組織人員もけつして大幅にふえることがなかつた。今日一二〇〇万以上の組織労働者がいることを思えば、嘘のようない話であるが、戦前の組合員数は、それが最高に達した昭和一一年（一九三六年）ですら、四二万をわずかに越えただけであった。それは、雇用労働者総数のわずか六・九%にすぎなかつたのである。

しかも、これら組織労働者の運動さえ、たえず官憲の監視下におかれて自由には行なえず、その資本への抵抗力はごくかぎられたものであつた。だから、日本が強大な資本主義国となり、世界市場では他の資本主義国をおびやかし、軍事的にはドイツとともに最も侵略的な軍国主義を発展させ、世界の五大強国の一つか、三大強国の一つかいって誇つてはいたが、労働者の賃金水準となると、それはイギリスの植民地であったインドの水準を下回るといわれたのである。

また、労働者が労働組合に団結していない場合に、賃金がいかに不當に押し下げられるものであるかは、今日の日本の労働者の賃金の分布をみても、はつきりと指摘することができる。

わが国の民間企業の労働者のうち約八四〇万人（一九七一年）が労働組合に組織されているが、このうち雇用労働者九九人以下の小・零細企業で働いている労働者は、わずか四六万九〇〇〇人にすぎない。つまり、わが国の労働組合のほとんどが、公務員、公共企業体労働者と、民間産業のうちの大企業・中企業の労働者のそれであり、ここでは、労働者の組合組織率はかなり高いのであるが、わが国労働者総数三四〇〇万のうちの六割までを占める小・零細企業の労働者は、組合にほとんど組織されていない。

このことは、とうぜん、小・零細企業の労働者の賃金に影響をあたえる。彼らは、たとえ

大企業労働者と同じ仕事をしていても、同じ賃金はもらえない。統計で示すならば、一九七一年における雇用労働者五〇〇人以上の大企業で働く製造業労働者の賃金を一〇〇とすると、三〇・九九人規模の企業の労働者の賃金は六九・九、五・二九人規模の企業の労働者の賃金はなんと六二・七であった。要するに、組合に組織されていない小・零細企業の労働者の賃金は、組織化の進んだ大企業労働者の六・七割にしか達していない。そして、わが国労働者の過半数を占めるこの小・零細企業の労働者の低賃金水準が、また大企業労働者をふくめてわが国労働者全体の賃金水準を押し下げるための資本の側のテコになっているのである。

4 団結の直接的目標と二つの新しい運動

こうして、団結してたたかわないかぎり、賃金は必然的に労働力の価値以下の水準に押し下げられ、労働者はまともな生活を維持してゆけなくなる。ここに労働組合の発生と発展の経済的理由があつた。たまたま一六世紀から一七世紀にイギリスの一部の労働者がはじめた組合への団結の底には、彼らをそうさせずにはいられない経済法則が働いていたのであり、またこの団結がイギリスで拡大し発展しただけでなく、資本主義の発展するいたるところにひろがつていったのも、この理由によるものであった。

そして組合運動発生の理由がこうしたところにあったから、労働組合の直接の目標は、はじめはどうぜん、賃金・労働条件の改善の問題におかれた。たとえ賃金が労働力の価値どおり支払われたとしても、あいかわらず資本家の搾取はつづけられていたのであるが、労働者と労働組合は、このことをただちに問題にしようとはしなかつた。

しかし、やがて、労働組合運動が一定段階まで発展し、労働者階級が階級意識にめざめると、そこから運動の中に二つの動きがでてきた。なぜなら、労働組合は、資本主義制度そのものをなくすためでなく、賃金が労働力の価値以下に切り下げられることに反対するためには生まれたとしても、それは、資本の側の攻撃に対抗するための労働者階級の組織であり、そうした階級闘争を発展させるための労働者階級の組織の中心とりでとしての役割を演じないではいなかつたからであり、そうなれば、階級闘争の発展のとうぜんの結果として、そことから新たな運動が発展することになったからである。

この新しい運動の一つは、労働者階級の権力、労働者階級の政府をつくることをめざす、労働者階級の政治運動であった。それはとうぜん、社会主義思想と結びついで、資本主義制度そのもの、搾取制度そのものをなくすことを目標にかかる、労働者階級政党を結成させた。それは、社会党か社会民主党などと呼ばれた社会主義政党であり、ついでこれらの党が労働者階級の立場をはなれて、小ブルジョアの立場を主として代表するようになると、共産党が

組織されるようになつた。

もう一つは、労働組合運動自体の新たな発展である。労働組合は、新たに生まれた政党とは違つて、思想・信条にかかわりなく、賃金・労働条件の改善という、労働者に共通の直接的な要求をもとに団結を進める大衆的な組織であつたし、このことに変わりはなかつた。しかし、現実の世界のなかでは経済と政治はきりはなしがたく結びついているものであり、労働組合も、経済要求のためだけにたたかうのではなく、現在の政治そのものを変革し、ついには賃金制度そのものを廢止することをめざす政治闘争を、経済闘争と結合してたたかうようになつていつた。

賃金が労働力の価値以下に押し下げられるのに抵抗するためにはじめられた労働組合運動は、そこから一歩進んで、労働組合自身で政治要求のための闘争を展開するとともに、労働者階級政党や組合以外の労働者団体、民主団体と協力して、この政治闘争を展開するようになつたのである。

経済闘争から出発した労働組合運動が、なぜ政治闘争を結合してたたかわなければならなくなつたか。そのことは、章をあらためて説明しなければならないが、さしあたりここでは、労働組合発生の経済的理由をみただけで、労働組合をたんに経済闘争のための組織とだけ結論するわけにはいかないということを指摘するにとどめて、つぎの問題にうつろう。

第三章 労働者の団結権

前章のテーマはこうであつた——資本主義のもとで賃金労働者は、団結して資本の搾取と抑圧に抵抗するために、かならず労働組合をつくり、これに結集するものである。それは、労働者が、団結しないかぎり、賃金・労働条件はどうてい生活を維持できないような水準に切り下げるからだ。資本主義のもとでは、そういう経済法則が働いている。したがつて労働者の団結も必然的に進まないではない。

本章では労働者が労働組合に団結する権利の問題、いわゆる団結権の問題にうつろう。労働者が組合に団結したときに、いったい資本家や支配者はどのような態度でこれにのぞむのか。今日わが国では憲法によつて労働者の団結権が認められているが、こうした団結権は、だれが、どのような方法でかちとつたものなのか、といったことがテーマになる。

1 法による団結の禁止

資本家はけつして団結を好まない

まず最初にいっておかなければならぬことは、当然すぎるほど当然なことだが、資本家は労働者が団結するのを好まないし、好むはずはないということである。

「私はもうけるためにこの仕事をしているわけではない。社会のために、国のためにやっているのだ」——こんなことをいう資本家をときどきみかけることがある。だがそれは嘘である。たとえ本人がまじめにそう思いこんでいたとしても、事実はそれとは違う。

資本主義的生産とは、前章でものべたように利潤を手に入れること、もうけることを目的にして行なわれる生産である。もしももうけない資本家があるとすれば、彼は他の資本家との競争に負けて、たちまち資本家であることをやめなければならなくなるはずである。だから資本家がたとえ主觀的にどのように考えようとも、彼が資本家であるためには、もうけないわけにはいかないし、またそのもうけができるだけ多くするために努めないわけにはいかない。

ところで利潤を手に入れ、もうけができるだけ大きくする最も基本的でつとり早い方法

は、労働者の賃金・労働条件を切り下げる事である。そうすれば、もうけはその分だけ確実にふえる。

だから、労働者が賃金・労働条件の改善のために労働組合に団結しはじめ、資本家のもうけに影響をあたえるようになると、彼らはさまざまな手段を使ってその切り崩しをはかるだけではなく、どこの国でもきまつて、政府をうごかして団結を禁止する法律をつくり、労働組合に弾圧を加えてこれを一掃することに努めた。

わが国についてはのちにのべるとして、まずイギリスの例でいうと、職人的労働者が初期の労働組合組織をつくりはじめていた一七〇一八世紀のイギリスでは、業種ごと、地域ごとにそうした法律ができていた。さらに一八世紀後半から工場制工業が発展して、近代的な工場労働者が多数あらわれ、彼らのあいだで組合運動が発展しはじめると、これを何よりも恐れたイギリスの資本家層は、一七九九年と一八〇〇年に法律を改正して、団結禁止の規定を一段ときびしいものにした。

これまでも労働者は、労働組合に団結することを禁止されてはいたが、賃金・労働条件の問題について議会や当局に請願するために、集会を開き、行進をすることは、認められていった。ところが新しい法律はこうした集会や行進までも禁止してしまつたのである。

資本家階級のいう「自由」とは

しかし待てよ、と読者の皆さんにはいわれるかもしれない。資本家階級（ブルジョアジー）は、封建社会に反抗して自由をもとめ、封建的身分制のない自由・平等の社会をきずいてきたのではなかつたか。彼らはそのさい何よりも「結社の自由」の権利をうちたてたはずである。彼らがうちたてたこの自由＝結社の自由の権利のなかに、労働者の團結権はふくまれていなかつたのだろうか。

残念ながら、彼らが実現した「結社の自由」のなかには、労働者の團結権はふくまれていなかつた。

資本家階級が封建的支配者とたたかいつつ追求した自由、そのために革命をおこすことすら躊躇しなかつた「自由」とは、抽象的な自由一般だつたのではなくて、それはまさしく「資本の自由」であつた。彼らは利潤をめざす資本主義的生産にとつてのいっさいの障害をとりのぞくことを求めたのであり、そのため封建的支配者ともたたかつたのである。

ところで、利潤生産の自由な発展にとつて主要な障害であつた封建制度を打ち倒したまさにそのときに、資本家たちは、もう一つの新たな障害が生まれてきていることに気がついた。それは、資本が、おもいのままに搾取を行ない、利潤を手に入れることにたいして、一定の枠をあたえる、労働者の團結したたかいであつた。だから、資本家たちは、権力の座につ

くとたちまち新しい法律をつくって、労働者の團結権を剝奪したのである。

自由・平等・博愛という美しいスローガンのもとに実現されたフランス革命、しかも歴史上もつとも典型的なブルジョア革命とされるフランス革命の場合にも、革命を成しとげた直後に政府が労働者の團結を法律で禁止したということは、まさに象徴的である。

2 法をのりこえ、たたかいによつてかちとつた團結権

團結禁止法の撤廃

こうして、資本家階級のいう自由、彼らの主張した「結社の自由」のなかには、労働者の團結の自由の権利がふくまれていなかつたのであるから、労働者の團結権は、労働者自身がそのたたかいによつてかちとるものであるほか、ありようはなかつた。

事実、この点ではイギリスも、フランスも、イタリアも、日本も同じであつた。しかし、さしあたり、イギリスの例で話をつづけよう。

團結を全面的に禁止され、弾圧にさらされたときに、イギリス労働者はひきさがつてはいなかつた——いや、ひきさがつてはいられなかつた。

「團結は労働者のいのち」という言葉があるが、それは彼らにとつて比喩ではなくて、事

実そのものであつた。なぜなら団結してたたかわないかぎり、ただでさえ低い賃金・労働条件はさらに押し下げられ、とうてい自分と家族のいのちと暮らしをささえてゆくことはできなかつた。そのうえ、労働者は、たたかおうにも、団結という武器以外には有効なたたかいの手段をもつていなかつた。

法律を犯して団結することにたいして、はじめは一部の労働者もある種の恐れと抵抗を感じたにちがいない。しかし団結してたたかわなければ、いのちさえまもれないとするならば、団結権は自分たちの生存権にかかる権利であつた。そして人権のうちの最も根源的な権利である生存権をおびやかされた場合に、労働者たちのあいだに、法をのりこえて団結してたたかうことを正当とする権利意識が生まれたとしても、不思議はなかつた。この悪法に抵抗してたたかう権利がある、と彼らは考えた。

イギリスの労働運動史家アレン・ハットは、この国で労働組合運動が眞の意味で発展したのは、団結禁止の弾圧が支配したこの後二五年間のことであつたと、書いている。事実、イギリスの労働者たちは、この不当な法律にたいして怒りを燃やし、法をのりこえてたたかいを進めた。支配層がこの法律で意図していたのとは逆に、彼らは組合への団結とそれにもとづくストライキその他の闘争を強化し拡大することによつて、これにこたえた。地域別・職業別に分散した小規模の組織にすぎなかつたそれまでの労働組合が、はじめて地域共闘の組織

をつくり、職業別全国組織をつくったのも、また、労働組合全国中央組織の創設をくわだてたのも、この時期のことであった。

官憲と資本家が団結禁止法をもとに、必死になつて弾圧に努めたにもかかわらず、かえつて労働組合組織が発展し、ストライキ闘争が拡大されると、支配層のあいだに動搖があらわれた。議会内で団結禁止法を支持したタカ派にたいして、団結禁止法のかえつて労働者の反抗を強め、ストライキを激发させ、非合法の労働組合組織の拡大をまねいている、むしろ組合を認め、それと正式の交渉をもつたほうがうまくいく、というのであった。

一八二四年と二五年に法改正が行なわれ、ついに団結禁止法は撤廃された。といつても、もちろんこの撤廃でイギリス労働者が労働組合運動の無制限の自由を獲得したわけではなく、ストライキやピケッティングになお多くの制限が課されていたし、一八七一年の労働組合法の制定をみると、労働組合はあいかわらずイギリス普通法^{コモンロー}に照らして不法な団体とされ、組合財産は法律による保護を受けることができなかつた。しかしそれにもかかわらず、団結禁止法が撤廃されたのちは、イギリス労働者は組合に団結したことを理由に処罰されることなくなつたのであり、この撤廃はその後におけるイギリス労働組合運動の急速な発展への突破口となつたのである。

団結権獲得のたたかいを裏づける思想

支配層が法律によって労働者の團結を禁じたのにたいして、イギリスの労働者はこうして法をのりこえて團結し、たたかうことによつて、團結権を獲得した。そしてこの点ではいかなる国も同じであつた。支配層がすんで團結権を労働者にあたえたことはなかつたし、また労働者が法をのりこえて組合に團結し、たたかいを強めることなしに、團結権を獲得したためしはなかつた。

しかも労働者がこのたたかいで、法をのりこえて團結することの正当性を確信することができたのは、労働者にとって團結権はその生存権にかかわるものだつたからであつた。ついでにいうなら、「人権や生存権をおびやかす法や國権に対しても、人民は抵抗する権利がある。なぜなら、人権、人のいのちこそもつとも尊いものだから」とする思想こそ、ほんらい民主主義思想の根底をなすものであるが、労働者は團結権をめざすたたかいのなかで、このことをからだをもつて感じとつていたといふべきであろう。

團結権についてのマルクスの理論

ところで一九世紀の半ば頃、イギリスの労働者階級がそのたたかいをつうじて團結権をかちとつていた時期にも、マルクス・エンゲルス以外の社会主義者たち——いわゆる『空想的社

会主義者”たちは、労働者の団結権の問題について全く冷淡で非科学的な態度をとっていた。彼らは労働者が労働組合に団結してたたかうのを、まず第一に無益なこととみなしていた。

もし労働者が組合に団結してたたかって賃上げを獲得しても、それだけ物価もあがり、実質賃金は少しも変わるものではないというのが、彼らの主張であった。そのうえ彼らは、ブルードンの例にもみられるとおり、それは法律で禁止されているのだから「不正な行為」であり、「許されない行為」だと主張していた。

これにたいしてマルクスとエンゲルスは、社会主義の理論家として、労働組合運動の問題について歴史的事実に立脚した科学的理論を展開した。この二人は、一方で、労働組合の賃上げ闘争は無意味であるどころか、この闘争があつてはじめて、賃金は労働力の価値にみあつた額にまで引き上げられるものであることを、経済学的に証明して、労働者の労働組合への団結の積極的意義と必然性を明らかにするとともに、他方で、団結権獲得の問題については、当時はイギリス以外の労働者がまだ団結権を獲得していなかつたにもかかわらず、労働者のたたかいをつうじてすべての国の労働者がからず団結権を獲得せしにはいないという結論をみちびきだした。

マルクスは一八四七年にブルードンの反労働組合的な著作「貧困の哲学」を批判するためにつの本を書き、それに、ブルードンの著作の題名をもじって、「哲学の貧困」という題

をつけた。プルードンが労働組合運動を無意味で不法な運動とみなすのは、彼が正しい理論、眞の哲学を欠いているからだという、マルクス一流の皮肉である。この本のなかでマルクスは、すでにイギリスの労働者が法律によって團結を許されている事実を指摘するとともに、「議会を強制して法律の名によりこの許可を与えたのは、経済制度である」とのべた。つまりイギリスの労働者が團結権を手に入れることができたのは、この国の資本家が特別の性質をもつていたとか、あるいは一八二四～五年のイギリス議会で政党・政派の力関係が組合運動にとって特別に有利な状況にあつたというような、イギリスだけにかぎられた特別の理由によるものではないのであって、そもそも資本主義という経済制度のものでは、どこの国でも、労働者が労働組合に團結するのは必然的なことであり、そこからまた、この團結権は法律によってかならず認められるようになる、というのである。

それならばいつたい、どうしてそうならずにはいないのか。

マルクスはいった、「近代産業と競争とが発達すればするほど、團結を促進助長する要素がますます多く現われてくる。そして團結が日一日と堅実さを増して一つの経済的事実となるやいなや、それは遠からず、合法的事実にならざるをえない」（マルクス・エンゲルス全集、四卷、一八七ページ）。

「産業と競争の発達が團結を促進助長する」という言葉は、「資本主義の發展が團結を促進

助長する」といいかえてもよいであろう。そしてこの点は、序章から、第二章までの読者にはもうおなじみのことであり、わざわざ説明をくりかえす必要はないかも知れないが、同じ著書のなかで、マルクスが実に簡潔にこの点を解説しているので、それを参考までに引用しておこうことにしよう。

「大産業が、たがいに一面識もない多数の人間の群を一カ所によせあつめる。競争が、彼らの利害関係において彼らを分裂させるが、しかし賃金の維持が、雇い主たちに対抗して彼らのもつこの共通の利害関係が、抵抗という一個同一の思想において、彼らを結集させる——それが團結である」(同、一八八ページ)。

そして、この團結が「日一日と堅実さを増して一つの経済的事実となるやいなや、それは遠からず、合法的事実とならざるをえない」というのは、つぎのような意味であろう。すなわち、團結がたとえ法律によって禁止されていても、労働者階級が法をこえて実際に團結を進め、弾圧されてもそれに耐えて、この團結を強固なものに変えてゆくならば、そして、資本家が賃金・労働条件や雇用・解雇などについて決定を行なうにあたって、この労働者の團結の事実を考慮にいれないわけにはいかないところまで、労働者がこれを強固な経済的事実にしてしまうならば、そのときには、團結禁止の法律は、事実上、無意味のものとなり、やが

て資本家は、労働者の団結権を法律で認めないわけにはいかなくなる、ということである。

3. わが国における団結権獲得のたたかい

団結権獲得の問題についてのマルクスのこの定式は、イギリスにおける事実を説明していただけではない。その正しさは、その後における各国の労働運動の経験によって実証された。そしてこの点ではわが国における経験もまた例外ではなかつた。

戦後わが国においては、終戦の年の一月に労働組合法が公布（施行は翌年三月）され、その後さらに憲法で労働者の団結権が保障されている。しかし戦後の労働組合運動は、この憲法や労働組合法の発布や施行をもつてはじまつたのではない。それ以前にすでに労働者が労働組合への団結を開始しており、四五年一二月末にはもう労働組合員数が三八万人に達している。

治安警察法の制定

だが労働者の法をこえた団結のたたかいが、いかに団結権法認の条件をつくりだすものであるかは、戦前の経験がより鮮明に証明している。

明治三〇～三二年（一八九七～九年）に労働組合期成会のもとにわが国労働者がはじめて鉄工組合、日本鉄道矯正会、活版工組合など近代的労働組合組織を成立させると、支配層も他国の例にもれず、たちまち弾圧法規の作成にのりだした。すなわち明治三三年三月に治安警察法を制定して、その第一七条と第二九条でもつて団結権に厳重な制限を加えた。この時期にはすでに歐州の労働者が団結権をかちとっていたので、西欧の「文明開化」をとり入れることに急であつた政府は、この法律であたまから団結そのものを禁止することはしなかつた。だが、他人を「誘惑・煽動」して同盟罷業に参加させる行為、他人にたいして「暴行、脅迫、公然誹謗」して組合に入れる行為を禁止し、処罰の対象にすることによつて、事実上、労働組合への団結とストライキ行為を禁止したのである。

しかも政府は、団結権・ストライキ権を承認すべきだというのが「ホトンドノ学者ノ定論」になつてゐることを承知のうえで、なおもストライキは「会社ノ損害ヲ惹キ起ス」、軍需工場でそれがおこれば「戦役ノ上ニ少ナカラザル影響ヲオヨボス」、また「國ノ經濟ニ非常ノ損害ヲ来ス」などの理由をあげて、強引にこの法律を制定してしまつたのである（第一〇回帝国議会衆議院法案審議特別委員会速記録第一号）。

労働者をたたかえなくした「悪法も法なり」の思想

片山潛はこの法律をさして「労働組合に死刑の宣告を与えるも同然」と慨嘆したが、それでは、当時のわが国の労働運動は、団結権にたいするこの攻撃、この事実上の団結禁止法にたいしてどのような態度をとつたであろうか。

労働組合期成会は、ただちにこの法律に反対するとの態度を表明し、反対運動を開始した。しかし運動を進めるにあたつては、「この法律は守るべし、決して違反すべからず、宜しく正々堂々の旗をあげてこの法律修正又は全廃に向つて運動を始むべし」と主張した。文字づらをみれば、勇ましかつたが、それは「悪法といえども法は法なり・守らざるべからず」という、資本家側の論理とあまり違うものではなかつた。労働者の唯一の武器である団結の行為をやめてしまつて、たたかえるわけはなかつたし、また法をのりこえて、労働組合への団結を拡大し、ストライキ闘争を強めてゆくのでなければ、支配者たちに団結権法認の必要を思いしらせ、そうしてこの悪法を撤廃させることができるのははなかつた。

事実、日本鉄道会社は、同社に雇われていた千数百名の機械工が待遇改善を要求すると、各工場に治安警察法を掲示したり、警官に依頼して労働者にこの法律の説明、それもこの法律を勝手に拡張解釈した説明を行なわせて、労働者の運動をおさえることに努めた。そしてこの法律による脅しと、それに屈しない労働者への弾圧とによって、出発後間もない未経験

のわが国労働組合運動は、数年のうちにその組織を崩壊させることになったのである。

思想とたたかいのあらたな前進

だが、戦前のわが国労働運動は、いまよりもはるかにきびしい天皇制権力の支配下にありながら、そして労働者の数もいまよりはるかに少なく、したがって階級的な力が弱かつたにもかかわらず、このような立場にいつまでもとどまつてはいなかつた。

「悪法といえども法は法なり・守らざるべからず」という、資本家と同じ主張をくりかえすことによって「労働組合死刑法」の撤廃に向かうどころか、組織を崩壊にみちびくということにがい経験をとおして、片山潜は、「今の法律はことごとくこれ労働者の敵なるなり」（『労働世界』・明治三五年九月二三日号）と断するようになった。労働運動は、国家と法律が階級性をもつてることについての認識をふかめ、団結を禁止する法律にたいする正しい態度にしだいに近づいていったのである。

そして大正期に入り、復活した労働運動は、みずからの経験をたくわえ、また大正七年のロシア革命をはじめとする国際労働運動の経験にも学びながら、悪法をのりこえて、団結権をまもり、これを法認させるためのたたかいを進めた。

治安警察法が制定された年の労働争議件数は、わずかに一一で、争議参加人員も二三一六

人にすぎなかつたが、大正一四年（一九二五年）には争議件数は八一六、争議参加人員は八万九三八七人になつていて、翌一五年には、争議件数はさらにふえて一二六〇件、参加人員は一二万七二六二人であつた。いうまでもないことであるが、これらの運動は、治安警察法をはじめとする弾圧諸法によつて、数十人、ときには数百人の被検束者、被逮捕者をだしながら、進められたのである。

権利の拡大と労働組合法案の上程

だがこうした不屈の闘争を進めるこことによつて、労働組合への団結とそのたたかいが事実となり拡大強化されるのに応じて、まず治安警察法そのものの解釈と適用の仕方に変化があらわれた。たとえば、企業の構内においては、罷業をやろうといつていかに仲間を「誘惑・煽動」しても、官憲の側はこれに目をつぶるようになった。労働者のたたかいは明らかに労働者の団結権を拡大したのである。

また政府や諸政党もようやく労働組合法の必要をみとめて、法案作成の準備をはじめた。大正九年初頭に農商務省で準備した案は、もっぱら運動に枠をかけることを目的にしており、労働組合運動の保護・育成についてはなにひとつれていなかつたが、同年五月に内務省が作成した案は、運動に対する制限的な条項も減り、組合の連合体をもみとめ、認可制ではな

く届出主義をとつていた。

また同じ時期に支配層側の政党のうち、憲政会などでも労働組合法案作成の準備が進められるようになり、大正一〇年以後はほとんど議会開催のたびごとに労働組合法案が上程されるようになった。

しかもそれだけではなかった。大正一五年には、新たに制定された治安維持法と引きかえにではあったが、治安警察法の第一七条が廃止された。また同年、労働争議調停法が制定されたが、この法律は、調停期間中における争議を禁止するだけで、その他の争議については何もふれず、言外に争議一般を適法とみなしていた。

しかし、戦前の労働運動は、団結を事実上禁止する法律を撤廃し、言外にストライキを適法のものとして支配者にみとめさせるところまで、事態を押し進めるることはできたが、それ以上に前進して、団結権を法律で積極的にみとめさせることは、残念ながらできなかつた。一步手前まで近づきながらも、それを法認させるのには、反動支配層の力がまだあまりにも強く、それに比べて労働運動の力は弱かつたし、歴史の流れも一時的に不利な方向をたどつた。

労働組合法案が戦前の議会に提出されたのは、昭和六年（一九三一年）が最後であった。このときまで、議会に上程されるたびに法案は大資本家層の強力な反対にあい、いつも審議未了で廃案にされた。大資本家層の考えていたことは、大正一四年に日本工業俱楽部がだした

意見書をみれば、ほぼ推察できる。

しかも、そこにいわれていることは、労働者の団結権を少なくとも形式的にはみとめることがになった今日でも、大資本家があいかわらずいだいている考え方を示しているので、いく点かにかぎって紹介しておくのも、無駄ではあるまい。

工業俱楽部の意見書は、第一に労働組合の目的を、労働条件の維持・改善に限定すべきではなく、あわせて技能の向上、相互協働、産業の発達をはかるものとしなければならないと述べている。つまり、資本の側が利潤を十分に確保することをも、労働組合の目的のなかに入れろというのである。今日流にいえば、生産性向上と資本の高成長を組合の目的のなかに入れろということであろう。

第二に、意見書は、労働組合の組織の単位を事業所にかぎり、事業所の枠をこえた組織は例外的にしかみとめるなといつてはいる。まさしく、企業内の御用組合だけをみとめ、労働者の階級的団結はみとめないようしようとしていた。

第三に、意見書は、労働者に組合加入の自由を与えるのならば、他方で企業の側にも、労働者を雇うか雇わないかをきめる自由をあたえるべきだと主張していた。今日の労働組合法は、組合員であることや、組合活動を理由にして、雇主が労働者を差別扱いしたり解雇する

ことを禁じているが、工業俱楽部は、おどろくべきことに、もしも労働組合法を制定するのならば、こうした差別扱いをする自由を、雇主側にあたえろと主張したのである。

残された貴重な経験

大資本家たちのこうした厚顔かつ強力な反対があつたうえに、當時日本資本主義はファシズム化と侵略戦争への道を急速にたどりはじめていた。昭和六年三月、軍部将校と右翼は軍部ファシスト政権樹立をめざしてクーデターをくわだてた。ついで九月に関東軍が行動をおこして満州侵略の火ぶたが切つておとされ、日本はその後一五年間にわたって侵略戦争をつづけていくことになった。一〇月にはふたたび軍部と右翼がクーデターをくわだて、今度も計画は未遂に終わったものの、翌昭和七年にはついに五・一五事件がおこり、海軍と陸軍の将校が白昼大養首相をおそつて射殺し、その後わが国の国政は完全に軍部ファシストの手に握られていくことになる。そして、それとともに、労働組合法成立のための政治的条件も失なわれていった。

こうしてわが国労働者階級は、戦前はついに法律によつて団結権を積極的にみとめさせるところまで前進することはできないで終わつたが、しかしながら、それは、労働者の団結したたかいのみが、団結権法認をかちとる力であることを明らかにするという、貴重な経験を

戦後に残したのである。

4 現在における団結権の問題

団結したたかいこそ団結権問題のすべて

戦後は労働者の団結権をめぐる状況は大きく変わった。敗戦によって天皇制支配機構と軍部ファシズムが崩壊させられた。そしてすでにのべたように、昭和二〇年一二月に公布の労働組合法と翌二一年公布の憲法とが、すべての労働者に団結権をあたえただけでなく、これを積極的に保障することになった。憲法は、一般国民に人権を保障したのとならんと、労働者にたいしてはとくに団結権を基本的権利として保障したが、それはまさしく、労働組合に団結してたたかわないかぎり、第二章でのべたように、労働力はその価値以下にしか売れず、労働者はその生存権さえもれない立場におかれているということを、みとめないわけにはいかなかつたからである。

だが、それで今日労働者の団結権の問題が解決してしまつたわけではない。

資本家は、「労働運動に向かつて、口を開けば「日本は法治国家だ」とか「階級闘争主義を排して議会制民主主義を尊重せよ」などというが、少なくとも労働組合法に関するかぎり、

これを文字どおりまもつてゐる資本家がどれだけあるか、疑問である。大企業では組合運動への企業側の介入が公然と行なわれている。中小企業では、組合結成をめざした労働者が解雇されるのが、あたりまえのようになつていて。マル生という、労働組合法違反の不当労働行為は、政府が任命した総裁のいる、国有鉄道という公共企業体で、組織的に展開されたのであるから、この点では、政府さえ、法律を犯す側に立つてゐる。

団結権をかちとるのに、労働者の団結したたかいが必要であるとするならば、獲得した団結権を文字どおり行使するのにも、実は団結したたかいが必要なのである。この点では、労働者の団結したたかいこそが、団結権問題のアルファードであり、かつオメガであるといふべきであろう。

公務・公企体労働者のスト権

それとともに今日重要なものとして、公務員・公共企業体の労働者の団結権の問題がある。戦後わが国では、憲法と労働組合法によって、すべての労働者に団結権が完全に保障されたにもかかわらず、その後昭和二三年になつて、アメリカ占領軍が日本を極東における第一線基地に変える目的でサンフランシスコ条約体制の構築にとりかかるようになつたときから、占領軍は憲法を無視して労働者の団結権に対する攻撃を開始した。同年七月マツカーサー書

簡にもとづいて政令二〇一号が公布され、公務員は団交権とスト権を、公共企業体労働者はスト権を、全面的に剥奪された。これはまさしくわが国独占資本ののぞむところでもあつた。だから政令二〇一号は公務員法・公共企業体等労働関係法など形をかえてひきつがれ、占領期間終了後の今日もなお、これらの労働者はその団結権に決定的ともいえる制限をうけている。昭和二三年から今日まで、すでに四半世紀がすぎようとしている。団交権とスト権を奪い返すのをこのようにもおくれさせた責任の一半は、労働組合運動の側にもなかつたとはいえない。それは、戦前のわが國労働運動が残したたかいいの教訓を忘れ、昭和三二年頃までは、労働組合は、スト権奪還のためにストライキをふくむ実力闘争を展開することがなかつたからである。

だが昭和三二年頃から公共企業体労働者を中心にしてスト権奪還をめざす実力行動が開始されるようになり、三六年からは国鉄労組をはじめいくつかの組合が堂々とストライキを宣言して、弾圧に屈せず要求闘争と権利回復のための闘争を進めてきた。そして、昭和四八年にいたって、ついに公企体労組の共闘組織である公労協の手で、スト権奪還のための統一ストライキが行なわれるようになった。また最近数年間は、公労協の春闘には国鉄労働者のストライキ闘争がつきものであり、このストライキの圧力のもとで、公企体労働者の賃金水準が決定されている。そのストライキ闘争は、法律では「みとめられていない」が、しかし明

らかにマルクスがいう「一つの強固な経済的事実」になつてゐる。

こうしたたたかいは運動に一定の犠牲を強いてきたことは事実である。しかしこうしたたたかいが強力になつたときにはじめて、政府の側も公務員制度審議会の答申やILOの勧告などを考慮して、公企体労働者のスト権問題にたいしてそれなりの「解決」をはからうとしているかのようみえる。

労働者の団結権とは、狭義の団結権（組合をつくる権利）、団体交渉権、ストライキ権の三つをふくむものであるが、公企体労働者のたたかいの経験は、団結権を獲得し、あるいは奪還するたたかいを成功させるためには、労働者は法をこえて団結したたかいを進める以外にはないという、マルクスによつて早くも一八四七年に指摘され、その後の国際労働運動の経験によつて確かめられた結論の正しさを、あらためて証明しているものといえよう。

第四章 労働組合の組織形態と運営の原則

これまでに、労働者の団結の事実とその必然性の問題、資本主義社会における労働者の団結権の問題について、のべてきた。

そこでつぎに、労働者が労働組合に団結する場合の団結の仕方——組合の組織形態とその運営の問題に入ろう。

1 労働組合の組織形態

組合は「つくるもの」か

現在わが国の労働組合のほとんどすべてのものは、その基底になる組織が、企業別、もしくは事業所別につくられている。

Aという企業もしくは工場で組合が組織される場合には、通常、そこで雇用されているものの全員で、一つの組合——「A工場労働組合」といったものを組織する。現場労働者は、

金属工であろうが運搬労働者であろうが、職種の違いにかかわりなくこの組合に入るし、また事務員も同じ労働組合に入る。要するに組合は、その地位からして明らかに会社側であるものをのぞいて、工場に雇われている者の「全員組織」である。

そしてこのようにしてつくられた組合が、今度は「上部団体」に入るかどうかを検討し、総評、同盟、中立労連などの傘下にある関連産業のいづれかの全国単産を選びだして、これに加盟手続きをとる。

いまわが国では、組合のこうした組織の仕方がごくあたりまえのこととして行なわれている。現在わが国には、一二〇〇万をこえる労働組合員がおり、組合運動はすでに巨大なものになっているが、それでもなお、現代におけるわが国の組合組織の流儀でいえば、組合はずつくるもの、それも企業や事業所ごとにつくるものであり、個々の労働者の立場からすれば、組合運動は、「自分たちが組合をつくる」ところからはじまるのである。

だが、西欧諸国では、少々事情が違う。組合運動の一方の旗頭でもあるならばともかく、これまで組合に組織されていなかつた労働者が、自分たちの「組合をつくる」などといったならば、おそらく一般の人びとは目をまるくするだろう。現在西欧諸国では、組合は「つくるもの」ではなくて、「入るもの」なのである。ある工場の労働者が今まで未組織であつたとすると、彼らは、まず既成の組合に入ることを考える。自分が働く工場の近辺で組合事

務所をさがす。そして自分と同じ職種か産業の労働者を組織している全国組合の地域支部事務所を見つけだすと、そこで加入手続きをするのである。

こうした組合組織にたいする考え方や習慣の違いは、組合の組織形態の違いと関係がある。わが国で多くの場合行なわれているように、労働組合の基底組織が工場や事業所の雇用労働者の全員組織という形をとっている組合を、企業別組合と呼ぶが、西欧諸国の組合では、こうした企業別組織は例外的にしかみられない。フランスやイタリアの大工場で組合の工場支部がつくられる例が最近いくらかふえてゆく傾向にあることは事実であるが、しかし労働組合といふものを、本来企業や事業所の枠をこえて組織されているものとみなす習慣が、強固につくりだされているのである。

また、わが国で明治三〇年に最初の組合運動が出発した時代にも、当時の組合は、今日の企業別組織とは違った形態をとつており、たとえば鉄工組合は、企業の枠をこえて、しかも鉄工（機械工）だけを組織していた。この場合も、あらたに組合運動に参加するものの目からみれば、組合は「加入するもの」で、あらたに「つくるもの」ではなかつた。

こうしてみると、一口に労働組合への団結といつても、その団結の仕方——組合の組織形態にはさまざまのものがあり、また組織形態の違いに応じて、組合員の考え方や習慣にも違いがあることがわかる。

そこで、組合運動を進め、それを強化してゆくためには、組織形態の問題に注目し、その特有の形態からでてくる欠点を克服し、またおぎないながら、その長所をのばしてゆくといふことに、意識的にとりくまなければならないということになる。

ではまず、労働組合の組織形態にはどのようなものがあるのだろうか。そしてまた、それぞの形態はどのような条件のもとで生まれ、どのような性格をもつてゐるだろうか。

職業別労働組合

組合を組織形態で大別すると、職業別、一般、産業別、企業別の四つにわけることができる。

このうち職業別組織というのは、同じ熟練職種の労働者が、そうした労働者だけで、企業の枠をこえて地域別に結集する組織である。

たとえば、産業革命以前の時期に、イギリスの労働者たちが酒場パブを根城にしてはじめてつくった組合も、こうした職業別の組織であった。それは、すき毛、染色、靴下アミといったぐあいに細かに分かれた各職種の熟練職人たちが、その住む都市で職種ごとにつくった分散的な小組織であつた。

組織される労働者がなぜ熟練職人にかぎられていたのかというと、この当時は工業がすべ

て手工業であつて、熟練職人かもしくはそれになるために修業中の従弟以外は、工業では働いていなかつたからである。

またなぜ地域ごと、都市ごとの小組合にとどまつていたのかというと、それは当時はまだ各工業地域のあいだの経済的な結びつきが弱く、労働者の雇入れの範囲も各工業地域の範囲にほぼ限定されていたからであり、したがつてまた、労働者は全国の賃金労働者の利益が一つであることによつていなかつたからである。

産業革命のうちに工場制工業が発達すると、これまで工業のなかで働いていなかつた婦人や幼児をはじめ不熟練労働者が、大量に賃金労働者として工業のなかにひき入れられたが、こうした労働者は街頭にあふれていたから、その地位はきわめて低く、したがつて一九世紀が終わる頃までは、資本に対抗して長期にわたつて團結を固めることができなかつた。そこで組合運動の中心にたつたのは、工場制工業のもとででてきた新しい熟練労働者たちであつた。彼らは、工場制生産を進めるうえで決定的な役割を演じたし、その数も少なかつたから、資本の側の抵抗にうちかつて、自分たちの團結を維持するだけの力をもつていた。

熟練労働者が彼らだけで團結して資本に対抗しようというのであるから、この場合もやはり職業別組織の形態がとられた。

しかし産業革命によつて全国各地の労働者の経済的結びつきも強まり、労働者の移動も全

国的に行なわれるようになつたし、全体としてその数をいちじるしく増大した労働者たちのあいだには、一つの階級としての自覚が生まれてきたから、産業革命以前とは違つて、このときの組織は全国職業別組織にまで発展し、また各職業別組織のあいだの地域的・全国的な連携組織も生まれた。つまり地域評議会や全国中央組織の結成がそれであつた。

だがこれらの職業別労働組合組織は、資本主義を肯定して、その枠のなかで自分たちの賃金・労働条件の改善だけを求めるという、経済主義・改良主義・労資協調主義におちいつていきがちな条件を、そのなかに内包していた。

なぜなら、それは、労働者のうちの上層を占め、しばしば資本と一般労働者との中間に位置する熟練・親方職人だけの、せまい組織であつたからであり、資本の側が譲歩して、彼らだけにとくべついい賃金・労働条件をあたえると、それに満足して、労働者階級全体の利益を見失なう傾きがあつたからである。

一般労働組合と産業別労働組合

しかし、資本主義が独占資本主義段階に入ると、熟練労働者だけを組織するせまい職業別組織では、強大な力をもつ独占資本や独占資本の連合体に対抗することができなくなり、これに代わってあらたに生まってきたのが、一般労働組合と産業別労働組合であつた。

一般労働組合というのは、熟練・不熟練や職種・産業の違いにかかわりなく、企業の枠をこえて、すべての労働者を一つの組合に結集することをめざす組織であり、また産業別組織というものは、熟練、不熟練や職種の違いにかかわりなく、同じ産業——金属・機械産業とか、化学、商業、運輸等というような——の労働者を一つの組合に組織することをめざす組織である。

したがって、これらの新しい組合組織は、まずなによりも、その組合員を熟練労働者にかぎらないで、不熟練・半熟練労働者をもあわせてすべての労働者を組織しようとしたところに、いちじるしい特色があつた。

職業別組合を組織していた組合運動の古い右翼的指導者たちは、もとよりこうした新しい動きにはじめは反対した。だから新しい運動は右派幹部との激しい闘争のなかで進められなければならなかつた。しかし結局新しい運動が勝利した。それは、新しい運動の方向こそが、労働運動発展の方向にそるものであつて、これを勝利させずにはいられない条件が、独占資本主義のもとでつくりだされていったからである。

というのは、一九世紀末以来電動機や内燃機関の発達と結びついて、新しい生産技術、とりわけ大量生産方式が工場に導入され、たいていの生産は半熟練・不熟練労働者ができるようになつたので、一方で熟練労働者の地位が低下し、他方で半熟練・不熟練労働者の地位が

あがつた。このため熟練労働者の資本にたいする対抗力がいちじるしく弱まるとともに、その他の労働者が団結するのに有利な条件がでてきたのである。

第二には、資本主義が独占資本主義段階に入ると、資本の搾取と収奪が強まり、そのことが、これまで未組織であつた半熟練・不熟練労働者の団結を、いつそう促進しないではいかなかつた。

こうして、職業別組織とは違ひ、熟練・不熟練を問わざいっさいの労働者を結集することをめざして、まず一般労働組合の組織化がもくろまれたが、ついで産業別組織運動がはじまつたのは、産業別に結束して一国の政治・経済を動かすだけの力をもつた強大な独占資本の力に対抗するためには、労働者の側もその陣列を産業別にととのえ、階級的なたたかいを進める必要があつたからである。

こうして産業別労働組合組織は、独占資本主義段階における労働組合の基本的な組織形態になつた。労働組合運動は産業別の組織形態をとることによつて、はじめて運動の大衆性・階級性を大きく発展させ、眞に労働者階級の大衆組織として政治闘争・経済闘争を結合してたたかうための組織的条件をととのえることができた。それは、「一国一中央組織、一産業一単産、一工場一組合」をスローガンに、独占資本に対抗して一国のすべての労働者を階級的に団結させることをめざした。そして、一方でこの運動がしだいに成果をあげ、他方でせま

い職業別労働組合運動が窮地に追いこまれてゆくと、後者も結局、産業別組合組織発展の合法則性をみとめないわけにはいかなくなつていったのである。

企業別労働組合

こうして労働組合運動を組織形態のうえからみると、それは地域別・職業別の小さな分散的組織である手工業熟練職人の「職業クラブ」からはじまって、工場制工業で働く熟練労働者の職業別全国組織へと発展し、ついで二〇世紀に入るころから、熟練・不熟練を問わざいつさいの労働者の团结をめざす運動が一般労働組合の形ではじまって、ついに独占資本主義のもとでの基本的組織形態とみられている今日の産業別労働組合に到達している。

それでは、最後の、わが国に今日みられる企業別労働組合組織というのは、いったいどのような組織形態なのだろうか。

それは、一口でいって、いつさいの労働者を結集する産業別労働組合組織を発展させなければならぬ独占資本主義の諸条件のもとで、わが国の歴史的諸条件に制約されてでてきた、特殊な組織形態であり、これを労働者階級の闘争の武器として強化してゆくためには、産業別労働組合組織へと発展させなければならないものというべきであろう。

わが国には、現在（七二年六月末）、六万三七一八の「単位労働組合」があるが、このう

ちの九〇%以上が企業ごとにつくられている。その多くのものは、同一産業や同一業種の組合が集まつて、一般に全国単産と呼ばれる産業別組合の形をとつていて、一見したところフランスやイタリアの産業別労働組合と違いがないようみえる。しかしよくみると、それは欧米の産業別組合とはかなり違つたものである。欧米のそれは組合の基礎組織が、地域別につくられているのに、わが国の場合には、すでにのべたように組合の基底をなす組織が、企業ごとにつくられている。

しかもそれだけでなく、企業内労働者の団結が時間的にも、価値判断上も産業別の団結に優先し、まず企業内に組合がつくられて、これが全国単産に加盟し、脱退も、企業別組織の決定で行なわれるといった点で、産業別労働組合とは組織原理も慣習もひどく違つた組織である。フランスやイタリアの産業別組合では、労働者各個人が、まず産業別労働組合に個人加盟し、これがその組合の各基底組織で活動するのであって、巨大工業で工場別支部をついた場合にも、わが国のように企業別支部の団結が産業別の団結に優先して、支部がひとまとめで産別組織を脱退して他の組合に再加盟するなどという例はみられない。

2 わが国に企業別労働組合を成立させたもの

では、わが国にみられる企業別組合組織はどうして生まれたのだろうか。

西欧諸国では、独占資本主義段階に一般労働組合や産業別労働組合の組織形態が発展したが、わが国で同じ時期に、組合の上部の構造だけをみれば産業別組織の形をとりながらも、基底組織では西欧諸国のそれとは違う、企業別組合という特殊な組織形態が生まれたのは、職業別組合のように、企業の枠をこえて組織される横断組合の伝統がきわめて弱かつたことと一定の関係があるようと思われる。

一九世紀末になつてようやく産業革命がはじまつたわが国では、当時すでに先進資本主義国で開発されていた大量生産方式（とそれを可能にするほどに進んだ段階の生産技術）が、いきなり工場生産のなかにとり入れられた。したがつて、徒弟的訓練によつてはじめて育成される手工业的熟練をもつた労働者は、イギリス労働者のように自分たちの職業別組織を強固につくりあげることができたが、長期間にわたつて生産のなかで重要な地位を占めていることはできず、したがつて絶対主義的な天皇制権力の弾圧と資本の攻撃に耐えうるような強固な職業別組織をつくりだすことができなかつた。そして労働組合が、企業の枠をこえて標準的な賃金水準や労働条件を確立したり、労働者の職業訓練を組合の管理下におくことができないまま、労働者は独占資本主義の諸条件のもとにおかれることになつた。

独占資本はこうした状況のもとで、各企業ごとに企業側の手で職工養成を行ない、これら

の労働者を各企業が思うままにきめた年功制賃金や退職金制度、社内福利施設のもとで生涯雇用するというやり方をとった。こうして労働者は、企業ごとに分断されたために、企業の枠をこえた労働者階級の共通の利害をみきわめにくくなり、資本にたいしてたたかうにも、まず企業内で団結するという傾向がしてきた。

わが国の組合活動家たちは、大正末期から、産業別組合の組織化に努力したが、すでにこの時期から官業や民間大企業に企業別組合の原型になるような組織が生まれていた。そして産業別組合をめざす努力も大衆的規模の組織を結実させることなしに、昭和一五年（一九四〇年）には組合運動そのものがいつさい禁止されてしまったのである。

こうしてわが国労働者は、企業の枠をこえて熟練労働者を団結させる職業別組合の伝統も十分に確立することなく、そのうえ、独占資本主義段階に入つてからは、産業別組織を確立できないまま、組織を破壊され弾圧されて、戦後を迎えることになった。したがつて終戦後、わが国にはじめて数百万人の規模をもつ大衆的組合運動が突然出発したときに、労働者は、企業の枠をこえて団結するという伝統を十分にもたないまま、しかも「組合に入る」のではなくて「組合をつくる」ことからはじめなければならなかつた。

終戦後の困難な生活条件のもとでは、ただちに一定の組織をつくり行動を開始しなければ、いのちを守ることさえむづかしかつた。組織をつくるもつともつとり早い方法は、労働者

がそれぞれの企業内で団結することであった。

それでも、終戦直後の時期の戦闘的な運動は、企業ごとにつくられた組合組織をたちまち産業別に結集し、産業別統一労働協約をかちとることをめざした。こうして、企業別組織として出発した組合運動は、たたかいをつうじて産業別組織へと脱皮しつつあった。しかしこうした運動は、占領軍とその支援のもとに再建されつつあつたわが国独占資本の攻撃のもとに、一九五〇年までに壊滅的打撃を受け、産業別統一労働協約は資本の手で破棄された。企業別につくられた組合の支部や分会のなかでは、職制層が組合の指導権をにぎり、組合の方針は、階級的団結ではなくて労資協調を求めるものとなり、産業別団結よりも事業一家的な団結を優先させるものへと変わった。こうした状況のもとで、ついに企業別組織がわが国に最終的に定着することになったのである。

3 組合運営の原則——組合民主主義

企業別組合は一つの歴史的産物である。わが国の労働組合は、単位組織の数からみても組合員数からみても、その九〇%以上が現在企業別組織の形をとっているといわれる。よきにつけ悪しきにつけ、わが国の労働組合運動を強めるための活動は、この現実から出発する以

外ではない。では、こうしたさまざまの組織形態をとりながら発展してきた労働組合組織の運営の原則といったものがあるのだろうか。

組合運営の根本の原則

労働組合は、その歴史に照らしてみても明らかなどおり、その組織形態のいかんにかかわりなく、労働者が自分たちの共通の利益をまもるために、資本に対抗して団結するための主的・大衆的な階級組織である。

「自主的組織」というのは、労働者が資本から独立して、労働者だけでつくる組織だということであり、また誰にも支配されることなく、組合員の意思によつてそれは運営されるということである。また「大衆的組織」というのは、思想・信条の違いにかかわりなく、労働者なら誰でも持つていい共通の要求をもとにしてつくられた組織という意味である。その運営の原則があるとすれば、それはこうした労働組合の目的と組織の性格からでてくるはずである。なぜなら、この目的と組織の性格にそつて運営されないかぎり、運動は発展しないし、失敗を重ねることになるからである。

そうだとすると、組合運営の根本原則は、組合民主主義だということになる。なぜなら、思想・信条においてはさまざまな違いをもつ労働者が、共通の利益を明らかにして、それに

もとづいて団結を固めるためには、組織の民主主義的運営をはかるほかないからである。

組合が小規模な「職業クラブ」として酒場その他で出発したときにも、まず最初に話し合いが行なわれたということは、なによりもそのことを示している。この話し合いをつうじて労働者は共通の利益をみつけだし、それをかちとるために全員が賛成できる行動の方法、つまり戦術をきめたからである。だから、組合運営にかんするかぎりは、「はじめに話し合いありき」であつて、組合運動の発展と組織の民主主義的運営とは、切つても切れない関係にあつた。

ところで、職業別労働組合が活動を進めるにさいしてなによりも必要とされた組合民主主義は、産業別労働組合組織を発展させなければならない今日の諸条件のもとで、なおその意義を失なってはいられないのだろうか。

もちろんその意義を失なうどころか、ますます高めているというべきである。なぜなら、職業別組織は、熟練労働者だけを結集するせまい組織にすぎなかつたが、今日の組合は、あらゆる職種・あらゆる層の労働者を結集しており、組織の大衆的性格が強まっている。そのうえわが国のように企業別組織の形態をとつてゐる場合には、職制をふくめて企業の従業員の全員組織の形をとつてゐるので、組合員は、階級的意識を持つたものから、無関心派、さらには反組合的なものまで、実にさまざまの思想・信条を持つものがふくまれてゐる。これらの労働者のすべてにわたる共通の利益を組合員がはつきりと意識し、資本の側の分裂工作を

排して団結を固めるためには、組合の民主主義的運営がとりわけ重要なからである。

職場レベルにおける組合民主主義

この組合民主主義は、組合機関の運営にさいしてもつらぬかなければならず、道理ある組合内少數意見を無視して、多数をたのみに強引に機関決定で押し切るといったやり方は、ぜひとも避けなければならないが、組合民主主義がとりわけ重要な意義を持つのは、職場段階においてである。なぜなら組合員が団結によつて資本の搾取と圧迫から直接身をまもるのは、職場においてであり、組合員がここでみずからすんで団結してたたかうことをしないならば、労働組合は骨抜きされたも同然だからである。

職場で労働者が自主的に団結してたたかうのを促進するためには、ヨーロッパ諸国的一般労働組合や産業別組合では、一〇〇一五人の労働者で職場グループをつくらせ、自主的に職場委員を選出している。そしてとりわけ民主的なたたかう組合は、六〇年代後半から、この職場組織の自主的なたたかいに依拠して組合運動を前進させることに意識的にとりくむことによって、大きな成果をあげている。組合の中央・地方の機関は、その任務の中心をこれらの自主的な闘争を調整し、援助・促進する役割においているのである。

企業別組合の弱点の克服

ヨーロッパ諸国一般の労働組合や産業別労働組合で、こうしたことが重視される必要があるとすれば、わが国の企業別組合の場合には、それはなおさらのことであろう。というのは、企業別組合は、臨時工、社外工などをのぞいた、本雇いの従業員だけでつくられているところから、企業意識にとらわれやすく、組合の活動は企業内に封じこめられ、その組織は企業とゆき着しやすい。それはまた、本雇いの従業員の全員組織で、いつたん組合ができてしまえば、そのあとは組合員獲得のための運動をとくに意識的に行なわなくても、企業の従業員の数に応じて組合員が自動的にふえてゆくし、職制層までもが組合に入ってくる。その結果、組合員の団結の意識がうすくなりがちであり、へたをすれば職制層がその地位を利用して組合の指導権を握り、企業や当局の意向にそつて組合をあらぬ方向へひっぱってゆきかねない。こうした危険をふせぎ、組合員の階級的団結の意識を強めるためには、組合の運営をガラスばかりのなかにおき、また職場にある具体的な要求をもとにして、職場の全員がたえず自主的に討議し、自分たちの共通の要求を見つけだして、それを自主的にたたかいとつてゆくことがなければならないからである。

企業別組合の弱点を克服して、それを真の産業別組織に変えてゆかなければならぬといふことがよくいわれるが、こうして組合運営における民主主義をまもり、職場に組合組織を

確立して、その自主的・積極的活動をもつたててゆくならば、企業別組合の弱点を克服するための重要な一步が踏みだされたことになるだろう。

そしてさらに、職場を基礎にしながら、地域別・産業別の共闘や統一行動をくりかえすなかで、組合員に労働者階級に共通する利害を認識させ、こうして企業意識を克服し、産業別の連帶や階級的連帶の意識を強めてゆくならば、それはしだいに産業別組合の実質をそなえてゆくことになるだろう。

しかも、わが国のように各企業ごとに賃金・労働条件が違つており、経済要求での統一行動が、欧米にみられるような産業別統一労働協約のための闘争という形にはならないで、春闘のように日時を同じくしてのいっせい行動という形式しかとりえず、多くの企業別組合がそのかかげる要求も違ひ、妥結を個々別々に行なつていているという状況のもとでは、同一の要求をかけ、同一の政府を相手にする政治闘争が、企業別組合の弱点を克服するうえでの特別の役割を果たすようと思われる。というのは、組合員は、このときにはじめて企業別組合の枠をこえて、労働者階級としての連帶を強く意識することができるからである。

なお、組合員の思想・信条の自由をまもるという、組合民主主義にかかる重要かつ具体的な問題としては、組合における政党支持の自由の問題があるが、この点については、のちに第八章でくわしくのべることにする。

第五章 不団結や組織分裂はどうしておこるのか

前章まで、つぎのように話を進めてきた。

イギリスにはじまつた労働組合運動は、いまでは全世界におよんでいる（第一章）。それは資本主義のもとでは、団結して資本の側とたかわないかぎり、労働者はその生活さえ維持できないという経済法則がはたらいているからであり、したがつて労働者の組合への団結が進まずにはいないからである（第二章）。資本家は、労働者の団結を好まないので、団結が一定の程度進むと、法律でもって団結を禁止する。しかし労働者の団結の発展は必然的なものなのだから、資本主義のもとでは、労働者がそのたたかいを通じて団結権を手に入れることも、また必然的である（第三章）。そして、労働者は資本主義の諸条件と運動の力量の発展に応じてさまざまな組織形態を発展させてきたが、その運営の根本原則は組合民主主義である（第四章）。

しかしこまできて、ひょっとすると読者は、つぎのような疑問をいだかれるかもしだい。

労働者の団結は必然的だという。なるほど労働組合運動は大いに発展したろう。団結権も、完全にとはいえないまでも、獲得したことは事実である。しかし、労働組合組織はいくつにも分裂しているではないか。組合に組織されているのは、労働組合運動の発祥地のイギリスでも全労働者の四五%であり、わが国ではせいぜい三三・三四%で、未組織労働者の方が多い。労働者が団結するのは必然的だといつても、これはいったいどうしたことなのか。労働者の不団結や組合の分裂は、どうしておこるのか――。

そこで今度は、労働者の不団結と組合組織の分裂がどうしておこるのか、その要因について考えてみることにしよう。

1 階級的経験・団結の意識の不足

労働者同士の「競争」

労働者の不団結の問題をとくための第一のカギは、団結権の問題をのべたさいに引用した、マルクスのつぎの言葉のなかにある。

「大産業が、たがいに一面識もない多数の人々の群を一ヵ所によせ集める。競争が、彼らの利害関係において彼らを分裂させるが、しかし賃金の維持が、雇い主たちに対抗して

彼らのもつこの共通の利害関係が、抵抗という一個同一の思想において、彼らを結集させ——それが団結である」（マルクス「哲学の貧困」、全集、四巻一八八ページ）。

資本主義のもとでは、いつさいのものが競争・対立の関係におかれている。資本と資本のあいだで激しい競争が行なわれるのと同時に、資本と労働者のあいだにも、賃金・労働条件をめぐって激烈な対立関係がある。しかしそれだけではない。マルクスがここで指摘しているとおり、労働者同士のあいだにも競争関係があることに、目をふさぐわけにはいかない。たとえば、条件のよい就職口があつたとする。多数の労働者がこの会社におしかける。一つの職をめぐって労働者同士が競い合う——これは誰でも知っていることである。

この競争関係は、いったん就職した労働者のあいだでもなくなりはしない。斜陽産業では、A企業の労働者は企業の倒産で全員が首を切られるが、B企業の労働者は、A企業をはじめいくつかの企業が倒産したり事業を縮小する破目におちいったおかげで、会社がどうやらもちなおし、首を切られないですむといったように、ことがはこぶ。

あるいは同じ企業のなかで、古い熟練を持つた中・高年労働者は首切りの対象になるが、新規学卒の青年労働者はこれとは逆に企業側にちやほやされる、といつたこともおこる。だから、労働者が、何も考へないならば、そしてまた、なにごとかを考えるのに必要な労働者としての生活経験を持たないならば、団結は進むわけがないのである。

だが、資本主義のもとでは、労働者はいやおうなしに考えさせられる。というのは、自分がいいところへ就職しても、また自分だけが首切りを逃がれることができたとしても、労働者同士が競争し合うだけで団結しなければ、それは資本側の思うつぼであり、労働者たち全体がその賃金・労働条件を引き下げられることになるからであり、自分だけはいい目にあっているものとばかり思っていた労働者さえ、その影響をうけないではないからである。

そこで、資本主義がつづくかぎり労働者同士のあいだの競争関係は一貫して存在するにかかわらず、労働者は労働者としての生活経験をとおして、団結の必要にめざめ、組合に結集するようになる。つまり「賃金の維持が、雇い主たちに対抗して彼らのもつこの共通の利害関係が、抵抗という一個同一の思想において、彼らを結束させる」のである。

自覚を妨げるもの

いま、労働者はその生活経験をつうじて団結の必要にめざめるといった。しかしこの生活経験という言葉を、せまい意味にとつてはならない。自分自身の体験が重要であることはいうまでもないが、職場仲間の経験であってもいいし、父親の経験や、その家庭での経験であることもあろう。それらの経験を自分で考えたり、仲間と話し合うなかでその意味するところを掘り下げたり、さらにこれらの経験を整理することによってつくりだされた理論を学ぶ

などして、労働者は、資本に対抗して団結することのなかに自分たちの利益の共通性があることをみぬき、労働者意識、階級意識をもつて団結するようになる。

だが、こうした過程が、なんの支障もなく進んでゆくわけではない。というのは、資本主義社会は、労働者のこうした自覚が進むのを妨げる、実にさまざまの障害を持つているからである。

労働者の誰もが成人するまでに一度はかならず教育をうける小・中・高等学校や、労働者に経済、社会、政治に関する日常の知識をあたえる商業新聞、ラジオ、テレビ、週刊誌などは、すべて独占資本とその政府の支配下にある。

小・中・高等学校の教課内容は、わが国では自民党政府の文部行政の直接の支配下にあり、もともと、労働者にとってもっとも大切な階級的団結の問題から労働者の子弟の目をそらすようにできているのだが、近年この教課内容はいつそう改悪されてきている。

新聞、ラジオ、テレビ、週刊誌などは、ある程度事実を報道しないわけにはいかないので、いつたん自覚した労働者が見たり聞いたりすれば、その認識を高めるような内容をもたざるをえないが、全体としてはやはりその所有者の立場にそつて編集されており、労働者の階級意識をくもらせ、これに資本家の思想をつぎこむ役割を果たしている。

そのうえ、欧米諸国に比べて資本主義の発達がおくれ、労働運動の発展もおくれたわが国

では、多くの労働者がいまなお家庭でも労働者的意識でもって育てられてはいない。

ヨーロッパの先進資本主義国では、もう親子三代賃金労働者で、骨の髓まで階級意識のみとおつた労働者がいる。故人の話になるが、一九六〇年になくなつたイギリス共産党の執行委員会議長ハリー・ポリットは、祖父も母親も労働者で、労働運動に参加しており、製缶工であつたポリットは、紡績労働者として働いていた母親のすすめで、二〇歳にならないうちに組合運動に飛びこんでいった。フランス共産党書記長であつた故モーリス・トレーズの家も、祖父の代から炭鉱労働者であつた。わが国でも、親子三代の労働者がでてきはじめたが、母親の教育やそのすすめで労働運動に飛びこんでゆく労働者は、まだきわめて少ない。わが国では、労働者が育つ家庭すら、その大部分がまだ資本家側の思想の影響下におかれているのである。

運動のなかに残る意識の違い

さて、こうしてつくりだされるさまざまの思想的障害をのりこえてはじめて労働者は組合に団結するのであるから、資本主義のもとで一国の労働者を一〇〇%近く組織するなどといふことは容易なことではない。それが現在、せいぜい三〇~四〇%にとどまつてゐるのには、それなりの理由があるといってよいのである。

しかもそれだけではない。組合に団結はじめた労働者の意識のなかにも、十分に克服できない古い意識がいろいろと残る。

まず第一に、労働者階級のなかには、農民や都市の小市民の子弟がたえず流れこんでくる。こうした出身の者が家庭でしらずしらずのうちに身につけた中間層特有の意識——小ブルジョア意識というものは、彼らが労働者になったのちも根強く残りがちである。自分で家業を経営し、同業者とたえず競争することで暮らしをたててきたこの階層の出身者は、労働者になつたのちも、団結にたよるよりは、ほかの労働者をさしおいて、自分がまじめに働き、技能を身につければ、自分の生活はまもることができるものと考えがちである。そこで組合に入つたものの、活動には熱意がなく、「団結だ、団結だ」と職場をかけずりまわる組合活動家にたいしては、懷疑的な目をむけることにもなる。

また、労働者の職種、熟練の違いがでてくることがある。熟練労働者は、技術をまだ身につけていない労働者を小馬鹿にすることがあろうし、大学出の事務労働者は、生産現場の労働者より身分がうえであるかのように考える傾きがあり、そこから団結にひびがはいることになりかねない。

また逆に、腕に自信のある職人かたぎの熟練工、事務労働者、中間層出身の労働者などが、なまはんかな階級意識を持ちはじめると、今度は、他の労働者の考え方などいっさいおかまい

なしの、高飛車でセクト主義的・一揆主義的な傾向をもつ活動家になつて、他の労働者の反感を買い、組合の団結を妨げるというようなこともでてくる。

以上は、労働者の出身階層の違いや、労働者階級の内部にある階層の違いにもとづく団結の障害であるが、このほかに、現実の生活がきわめて複雑な発展の経過をたどるということからも、労働者の団結意識の発展の障害がでてくる。

資本主義のもとで労働者が搾取され、抑圧されているからといって、すべての労働者がいつも食うや食わずでいるわけではないし、社会の発展につれて生活形態が変わらないわけではない。景気がよく、しかも経済成長の矛盾が表面化しないといいだは、賃上げの額も少々ふえるし、ラジオしか持てなかつた労働者が、カラー・テレビや自家用車さえ持つようにならざるを得ない。また政府はときには労働者の政治的要求を部分的にみとめるし、とくに労働者の闘争が強まれば経済的にも政治的にも譲歩をすることがある。

そこで、労働者が団結の必要にめざめた場合にも、その労働者が現実の社会の発展を科学的に分析する理論を身につけていないと、こうした複雑な発展をつらぬく基本的方向を正しくとらえることができない。すなわち、好景気のあいだはいくらか生活が楽になるように思われても、好景気による経済成長そのものが不況や首切りを準備しているのだということや、また政府がアメとムチを交互にたくみに使い分けることによつて、その支配を維持している

のだということをみぬくことができないのである。したがつて、現実の発展を一面的にとらえて、まちがつた結論をくだすことになる。

たとえば、政府の部分的譲歩の政策や、労働強化と生活環境の悪化とひきかえのわずかばかりの賃金値上げを、不当に過大視して、「労働者が階級的に団結してたたかわなくとも、その条件がととのつたときには資本家は労働者の生活のことを考えてくれるものだ。資本家と労働者がたたかうのではなく、協力することによって、労働者の生活もよくなる」といった考え方におちいってゆく。

こうしたさまざまの要因によって、労働者の意識はくもらされ、団結は弱められる。そして労働運動のなかにいくつかの思想的な流れがでてきて、資本の側が労働組合組織を分裂させたり崩壊させるのに利用されるのである。

2 独占資本主義と新しい分裂要因

だが、以上にあげた、団結を弱め、組合を分裂させる諸要因は、そもそも労働者階級が政治的・思想的に未熟なことからでてきたものである。

もしも、労働者の団結を妨げる要因が以上のものにかぎられているのなら、労働組合運動

の発展は、今日みられるよりももつと直線的に進み、組織の分裂もその多くが避けられただろう。なぜなら、これまであげた要因は、労働者が経験をつみ、団結の意識を強めてゆけば、解決し、克服することのできるものであるし、もともと組合への結集は、それを少なくともある程度は克服することによつて行なわれるものだからである。

事実、不団結と分裂の要因がこれ以上に存在しなかつた一九世紀の末頃までは、せいぜい数百人の規模で、地域ごとに、また職種ごとに分散的につくられたさまざまの組合組織が、しだいに全国的に結集してゆく過程が、どこの国でも割合スムーズに進んだ。組合運動のなかには、オーラン主義、ブルードン主義、マルクス主義、バクーニン主義、サンジカリズムなど、およそ対照的なさまざまの思想がもちこまれたが、運動を進めるうえでは指導者や組合員たちの思想の違いよりも、つねに「雇い主たちに対抗して彼らのもつ共通の利害関係」の方が優先し、運動はますます組織の分散状態を克服して、統一する方向をたどつたのである。しかし二〇世紀に入つて資本主義が独占資本主義段階に入ると、運動の発展のなかに若干の変化があらわれた。独占資本主義が新たな分裂要因をつくりだしたために、組合運動のなかに大がかりな組織分裂があらわれ、組合運動全体の発展は、未組織労働者の組織化のための努力だけではなく、組織分裂とのたたかいなしには、考えられないものとなつた。

超過利潤と労働貴族・労働官僚

では独占資本主義がつくりだした新たな分裂要因とは何か。

資本主義が独占資本主義の段階にまで発展すると、経済・政治のいっさいの権力が独占資本の手に握られるようになり、労働者階級だけでなく中間層にたいする搾取と収奪も強められるため、農業や都市の商工業に従事する自営業者や小資本家などが急速に没落して、労働者階級が社会の人口の圧倒的多数を占めるようになる。その結果、独占資本の支配にたいする労働者階級の闘争が強まるだけでなく、団結した労働者を中心にして、人民のあらゆる層が反独占の統一戦線をつくって、独占の支配をくつがえすための条件がでてくる。

このことを恐れた独占資本は、つぎのようなことをやった。独占資本は、大規模で優秀な生産施設を持ち、国の内外の市場を独占し、国家機関を自由に支配しているために、普通の資本があげる利潤（平均利潤）をはかるに上回る特別の利潤（超過利潤）を手に入れることができるのであるが、この利潤の一部を労働者階級の上層（熟練労働者、監督労働者）に高賃金や特別の手当というかたちであたえることによつて、労働者階級のなかに独占資本の支配と政策を支持する特殊な層をつくりだした。ヨーロッパで一般に労働貴族と呼ばれたのがそれである。

しかもそれだけではなかつた。この労働貴族に支持される改良主義的・労資協調主義的な

傾向の労働運動指導者にたいしては、独占資本の勢力は、政府や議会の審議会・委員会のポストをあたえたり、彼らが議員になるのを支援したりするなど、特別の援助をあたえ、こうして労働運動内での彼らの影響力の強化に努めた。こうして陰に陽に行なわれる独占資本の側の支援で育成された労資協調主義の指導者は、労働官僚と呼ばれる。

独占資本によつてつくりだされた労働貴族層は、労働者階級のなかでけつして厚い層をなしているわけではないし、右翼的な労働官僚の数もかぎられたものではある。しかし、一方で彼らは、職場で職制的地位を占めており、資本の側の職場支配機構に依存して労働者をしめつけることができるし、他方労働者の側には、さきにあげたような不団結の諸要因がある程度あいかわらず作用しているので、労働貴族層と労働官僚が組合運動にもつ影響力は、無視しがたいものになる。

協調主義の潮流と組織分裂

こうして、独占資本主義のもとでは、独占資本の側の意識的な政策によつて、労働運動のなかに労資協調主義的な潮流がつくりだされる。それは資本に協力する立場であるから、貨上げよりも先に、生産性を引き上げなければならないと主張する。それは、労働運動の階級的発展に反対であるから、反共主義の立場をとる。それはまた、独占資本の対外進出に協力

するから、偏狭な民族主義・愛国主義の立場をとる。

しかもこうした潮流の核となるものは、労働者の階級的未経験や團結の意識の不足というようなところから生まれるのではなく、独占資本の「超過利潤の一部」という、資本の側からあたえられた經濟的基礎をもとにでてきているから、組合の分裂要因としては、それは、旧来の諸要因よりも格段に根強く強固なものとなる。

根強さという点では、それは、運動が「経験をつみ、團結の意識を強めてゆく」ことで組合運動内におけるその影響力をせばめてゆくことはできるが、独占資本主義の支配がつづくかぎり、こうした潮流は、たとえ少数になっても、なくならないものとみなければならない。

強固だという点は、資本主義が独占資本主義段階に入るまでの時期に分散的であつた組合運動が、さまざまの思想的潮流をそのなかにふくみながらもしだいに統一し結集する方向に歩んでいたのに、その後、組合運動のなかに大きな組織分裂が、しかも思想と路線の違いを理由にして持ち込まれるようになつたという歴史的事実によつて、確かめることができる。

事実、ヨーロッパ諸国の労働組合運動が、組織分裂に向かつたのは、独占資本主義が十分に成熟した第一次世界大戦直後の時期であり、しかもこの分裂は、階級協調主義派が、階級的立場での団結を進めようとはかる組合の指導者や組織を、路線と思想の違いを理由として、除名したことに、端を発している。

わが国における階級協調派の形成と組織分裂

わが国でも、事態は同じであつた。明治三〇年に創立された労働組合期成会にはじまる初期の労働組合運動が、三年後に制定された治安警察法による弾圧その他で組織を崩壊させられたのち、大正期に入つて、とりわけ第一次大戦中から戦後にかけての時期に、雨後のたけのこのように再生した組合組織のあいだには、しだいに統一の気運が高まつた。こうして大正九年には、日本労働総同盟友愛会、信友会、正進会、交通労働組合、工友会など九団体によつて、労働組合同盟会がつくられた。翌一〇年には、総同盟本部派とアルコ・サンジカリスト派との対立から、総同盟が同盟会を脱退したが、組合戦線の統一を求める声はなおもおとろえず、あらためて大正一年に労働組合の総連合創立をめざして、総同盟派とアルコ・サンジカリスト系組合の代表が一堂に結集した。

しかしこの総連合創立大会が、当時におけるわが国労働組合運動の統一をめざす運動の頂点であった。第一次世界大戦を経過するなかで、わが国の資本主義は独占資本主義段階をむかえていた。わが国は当時絶対主義的天皇制国家であり、警察力も世界有数のものであつて、労働運動には主として弾圧で対処していたから、わが国の独占資本は、西欧諸国なみの「労働貴族層」をつくる必要をそれほど感じなかつた。しかしながら、独占企業内では、本工と臨時工が区別されるようになり、その本工の賃金・労働条件や、それがあたえられたわずかば

かりの社内福利施設は、大企業の本工に、臨時工や中小企業労働者とは違った特別の意識をつくりだした。これが階級協調主義的潮流を生みだす経済的基礎となつた。そのうえわが国の支配層が、大正末年に、労働組合死刑法といわれた治安警察法の第一七条を撤廃し、労働者に選挙権をあたえるなど、若干の政治的譲歩を行ないつつ、他方で戦闘的労働運動にたいしては容赦なくきびしい弾圧を加えたことが、こうした潮流を最後的に一つの独立した潮流へと仕上げていつた。

総連合は、創立大会では、総同盟派と反総同盟派が激突したことによって流産してしまつた。この対立はアナ・ボルの対立と呼ばれた。アナとはナルコ・サンジカリズム、ボルとはボルシェビキを意味した。だがたんにマルクス主義派（ボルシェビキ派）とナルコ・サンジカリスト派の対立だけが問題だったのならば、その後一定の冷却期間を経過すれば、もう一度統一の気運が生まれたかもしれない。なぜなら、アナ派は、大正一二年にその指導者大杉栄が震災の混乱のなかで憲兵隊に虐殺されたのちに、急速におとろえたといわれるが、それは実際には、政治的経験をつんだアナ派の多数の活動家たちが、マルクス主義派へと移つていったことを意味していたからである。要するに、この時点までの組織分裂要因の主たるもののは、運動的政治的未経験による思想的対立にあり、それは経験をつむなかで克服することのできるものだつたのである。

だが、他方でこの時期から、わが国労働運動のなかに、独占資本主義によつて育成される階級協調主義の潮流がしだいに形をととのえつた。その結果は、一九二五年（大正四年）における総同盟の分裂であつた。それまでに総同盟傘下の組織では、労働者の階級的意識が高まり、マルクス主義派幹部の指導力が強まつて、組織の約半数をその影響下におさめるようになつてゐたが、総同盟の中央を掌握するにいたつた階級協調主義派は、この左派を除名し、除名された左派は日本労働組合評議会を創立することとなる。そして、このとき以来、今日に至るまで、わが国の労働組合運動には、組織分裂がつきものになつたのである。

3 分裂は克服できる——分裂は挿話である

では、独占資本主義のもとでの労働組合の組織分裂は必然的で、労働組合の組織統一はたんなる夢にすぎないのだろうか。もちろんそうではない。

まず第一に、独占資本の搾取と抑圧は、たえず労働者階級のあいだに「雇い主に対抗して彼らのもつ共通の利害関係」を意識させ、「抵抗といふ一個同一の思想において、彼らを結集させる」ものである。このことは、法則的な力をもつて進行しないではない。

第二に、協調主義派の存在と、それによる組合の組織分裂は、資本にたいする労働者側の

抵抗力を弱めるが、そのことは、いうまでもなく労働者階級の利益をそこなわざにはいない。そしてこの経験が、協調主義派についていた労働者を啓蒙し、きたえあげることになり、彼らは、それまでの幹部からはなれ、階級的潮流の側に移つてゆく。

だから、労働組合運動のなかでは、時代の進行とともに——といつても、歴史の発展は本來ジグザグに進むものなので、かならずしも直線的にというわけではないが、その曲折をつらぬいて——協調主義派がその力を失ない階級的統一が前進してきている。

事実はそのことを明瞭に物語ついている。第一次世界大戦後の一九二〇—三〇年代には、国際労働組合運動のなかでの多数派は階級協調主義派であった。フランスでもドイツでも、階級的立場をとる小数派の左派が、協調主義派の右派によつて除名されたし、イギリスでは組合内における左派の権利——たとえば組合役員にえらばれる権利——が組合規約でもつて制限されるというようなことがみられた。しかし第二次世界大戦後は、フランスでもイタリアでも労働組合運動のなかで左派が多数を占めるようになつた。右派は、フランスでは一九四七年に、イタリアでは四九—五〇年に組織分裂を策したが、もう、左派を除名する立場にはなく、彼ら自身が、思想・信条にかかわりなく民主的に組織されたはずの労働総同盟から脱退して、分裂組織をつくるほかなかつた。しかもこの分裂から二十数年を経た今日では、フ

ランスでもイタリアでも、労働総同盟と戦闘的な組合活動家たちの不断の努力の結果、分裂主義派の力がさらに弱められ、総同盟と右派組合のあいだで、統一行動や組織の再統一をめざす動きが確実に強まっている。

同じことは、国際労働組合組織についてもいえる。第二次大戦が終わった直後の四五年一〇月に世界労連が結成された。世界労連は、アメリカの極右派の労働組合組織であった AFL（アメリカ労働総同盟）をのぞいて、ほぼ全世界の労働組合運動をそのもとに統一していた。しかしその後アメリカの軍事力とドルの力で各国独占資本の戦後再建過程が進められるなかで、各國労働組合運動内に残っていた労使協調主義派が結集され、世界労連から分裂して一九四九年に国際自由労連が結成された。戦前であつたなら、この組織分裂は、右派が左派を除名するという形で行なわれただろう。しかし戦後は国際労働組合組織においても左右両派の力関係は逆転していた。ここでも、フランス、イタリアの例と同じく、右派が世界労連を脱退するという形で、組織分裂が强行されるほかなかつた。

しかも世界労連と分裂派がつくった国際自由労連との力関係は、その後二十数年を経た現在、世界労連の側にいちじるしく有利に変わっている。分裂直後に約七一七八万であつた世界労連の傘下組合員数は、七三年末には一億四〇〇〇万以上に達しているのに、四九年の結成時に四八〇〇万であつた国際自由労連の傘下組合員数は、七三年に五一五〇万を数えたに

すぎない。

わが国においても、戦前には、すでにのべたように総同盟の分裂にさいして右派が左派を除名した。戦後は、労働組合運動が復活して、四六年に二つの労働組合組織ができたが、創立時点で左派の産業別労働組合会議が一六三万を傘下に結集したのにたいして、協調主義派の総同盟が結集できたのは八五万にすぎなかつた。

産別会議の運動が占領下の弾圧と干渉でくずされ、一九五〇年にあらためて組織された今日の総評のもとで、労働組合運動が一、二年のうちに戦闘性をとりもどしはじめるに、協調主義派は総評を脱退して、一九五四年に全労会議をつくつた。しかし全労会議は総評に比べて全くの少数を傘下におさめただけであつた。全労会議、総同盟、それに官公労の第二組合がいっしょになつて、六四年に同盟という組織ができた。今日総評と同盟の組合員数は、六〇年代における独占資本の高成長にささえられて同盟がかなり勢力をのばしたとはいへ、なお総評四三四万、同盟二二七万(七三年六月末現在)で、独占資本に抵抗する姿勢をとる総評が、協調主義派の同盟の二倍近い組合員数をその傘下におさめている。

そうだとすると、われわれは、つぎのように確信してよい。労働運動は、歴史の発展とともに、たえず分裂を克服し、団結を発展させてきた。資本主義がその最高にして最後の発展

段階に達すると、労働者の団結のいっそうの発展を恐れて、独占資本の側は、労働運動を分裂させるための要因を意識的につくりだす。だがそれにもかかわらず、労働者の団結は曲折をたどりつつもそれを克服して前進しないではない。労働運動にとっては、分裂はいわば挿話であり、団結の発展こそがその必然の道すじなのである。

第六章 労働組合とストライキ闘争

1 ストライキは労働組合の基本的武器

資本主義のもとでは、労働組合闘争の基本的武器は、ストライキである。

労働運動の歴史をふりかえってみれば、そもそも労働組合組織といふものは、不当な賃金・労働条件に反対して、いくらかましな生活水準を手に入れようとした労働者たちの、自然発生的なストライキから生まれたものであつた。すでに第一章でのべたように、ぬすみを主とする個人的抵抗や暴動などという、犯罪的な抵抗闘争の初步的段階をぬけだして、ストライキという新しい、より進んだ闘争の形態をとりはじめた労働者たちは、はじめはストライキのたびごとに一時的に結束していた。そして要求をかちとるか、敗北するかのいずれにせよ、とにかくこの闘争が決着すると、ふたたびもとの分散状態にもどつていたのであるが、こうした経験をくりかえすうちに、労働者たちは、このストライキという武器をいつでも行

使できるようにするために、自分たちが恒常に団結する組織をつくるようになった——これが労働組合であった。

このようにして初期の労働組合運動が発足した時期に比べてみると、資本主義はいまでは大きな発展をとげ、組合運動も巨大なものになり、労働者は組合闘争をつうじてさまざまの権利を獲得したし、国政にも一定の影響をおよぼすほどの社会的な力をもつようになつた。また組合は、大衆宣伝・カンパニヤ、民主団体との統一行動や統一戦線への参加など、さまざまの闘争手段を発展させたし、政府の審議会に代表を送つたり、あるいは企業内で経営協議会に参加するなどといつたこととするようになつた。

しかし、今日の労働組合が、初期の労働組合とはかなり異なつた状況のもとで運動を進めているようにみえても、今日もなおストライキが労働組合の基本的武器であることに、変わりはない。それは、資本主義社会の外見に大きな変化があつたにしても、今日の社会が資本主義社会であることは少しも変わつていないのである。

一部の労働組合の労資協調主義的指導者たちは、労資協議制や政府審議会への組合代表の参加などの意味を過大に評価して、すでに労資は対等の立場に立つてゐるかのようにいふ、ストライキという武器は時代おくれのものになつたとか、労資間の対等の協議をつうじて労働者の要求を解決してゆくことができるなどと主張している。だが、それは菩薩の手のひら

のうえでおどる西遊記の孫悟空の錯覚にも通ずる主張であろう。

なぜなら、今日の社会の生産は、それが一見どのように複雑な形をとつていようとも、あいかわらず、生産手段を独占する資本家が、利潤を手に入れるために、生産手段を所有していない労働者の労働力を買い入れることによって行なわれている生産であり、生産手段を所有する者と、これを所有せず、資本に雇用されないかぎり生活手段を手に入れることができないもののである。また、たとえ労資間の協議が行なわれたとしても、資本主義がつづくかぎりこの不平等の関係は少しも変わるものではなく、労働力という商品は、労働者の側が全力をふりしぶってたたかわないかぎり、その価値どおりに買われる事がないばかりか、労働者は不斷に貧困に追い込まれずにはいられないからである。

こうした資本主義下の法則にたいする抵抗の基本的手段は、労働者は不当な価格では労働力を売らないという、労働者の一致した行動しかありえないのです。ストライキという伝家の宝刀をいつ使うかは別として、少なくとも労働者が決意したときにはいつでもこれを使う用意がないかぎりは、労資は対等の立場に立つたなどという労資協調主義者の労資協議は、つねに、労働者側の利益をまもるのではなくて、資本の側の利潤をまもるための協議に終わってしまうことになる。

だから、今日わが国の労働運動でも、ストライキが実際にその主要な武器として使われて

いる。個々の企業内での諸要求獲得や合理化反対のための闘争においても、春闘という賃上げ要求を軸とする一〇〇〇万近い労働者の統一闘争でも、またストライキ権の奪還をめざす公共企業体労働者と公務員のたたかいや、沖縄即時返還、安保条約破棄という全人民的 requirement をめざす政治闘争においても、ストライキがその他の闘争形態とともにつねに労働組合の強力な武器になっている。とりわけ生産性向上運動への参加や労資協議制、産業政策の発展という階級協調主義の方針をかかげて、ストライキを回避する方針を長年にわたってとりつづけてきた同盟傘下の海員組合が、賃金水準の低下と合理化による労働条件のはなはだしい悪化に耐えかね、七一年に新指導部を選びだし、翌七二年には、九二日間にわたる、総評、中立労連傘下の組合にも類をみない長期ストライキをたたかって、大幅賃上げその他の成果をあげたことは、なによりも、ストライキこそが労働組合の基本的武器であることを、実証したものといえよう。

2 ストライキは「労働者の兵学校」

人間性の回復と団結の自覚

だが労働組合におけるストライキの意義を経済闘争の武器としてしか理解しなかつたとす

れば、それは重大なあやまりであろう。

ストライキは経済闘争の武器として重要であるばかりでなく、資本のもとに従属させられた、人間性を最後のひとかけらまで奪い去られた労働者に、その人間性をとりもどさせ、自分たちの団結の力を自覚させ、さらにこれを組織的に成長させ、成熟させるという、それよりもはるかに重要な意義を持つていていることが指摘されなければならない。

産業革命以前の、生産が手工的方法で行なわれていた時代には、労働者は、たとえ基本的には資本に従属させられていたとしても、なお、いくらかの副次的な自由が残されていた。こうした時代には、生産過程のなかで、資本は、手工的職人である労働者を、完全におさえ込むことができず、職人たちは職人たちの流儀で、わりあい「自由・気ままに」仕事をしていた。雇主たちは、職人たちにいい仕事をさせようと思えば、気むずかしい職人たちのいわゆる職人かたぎを尊重しないわけにはいかなかつた。

だが今日のように機械制大規模生産——機械に動力が結合されたいわゆる工場制生産が行なわれるようになると、労働者は作業機械の附屬物になり、そのことを通じて完全に資本に従属させられてしまつた。そして大量生産方式の導入が、こうした状況を極限にまでおし進めた。作業はもはや労働者にとって何の意味もない単純作業の反覆であり、しかもスピード・アップが彼の神経をへとへとになるまですりへらすのである。

こうして労働者はその独立性、その自由の最後のひとかけらすら失なつてしまつた。それはまさしく、近代化され、最新の技術が応用された機械のもとで、資本家の利潤を生みだすために、わずかばかりの賃金とひきかえに、時間ぎめで身体を買われた、賃金奴隸であった。そして奴隸的・非人間的状態におかれられた者には精神的退廃がつきものなのである。

だが、こうして、とことんまで資本に従属させられた労働者たちに、自分自身をとりもどさせる、唯一のものがあつた。それはストライキであつた。しかも、一つの屋根の下に、多数の仲間が集められ、同じ一つの動力に結びつけられた機械のもとで協同作業に従事させられることが、彼らのストライキを容易にもし、その効果をも高めた。

昨日まで職場で雇主と職制の監視におびえながら、仲間と労働強化を競いあつていた労働者が、いつたんストライキにたちあがると、驚きあわてて右往左往する職制を昂然とみかえし、仲間との連帯感をいきいきと感ずることができる。たとえば一九五四年、人権ストといわれた近江絹糸のストライキ闘争に参加した一婦人労働者は、そのあとでこう書いている。「あいかわらず機械の調子は悪く、仕事はつらいが、となりで仕事をしている仲間が、争議のまえには信頼のできない競争相手だったのが、いまは同志だ。自然と労働歌が口ずさまれてくるような気持ちです」。

「労働者の兵学校」

このような例は枚挙にいとまがない。だが、労働者はストライキのなかで、いきいきとした人間的感情をとりもどし、団結の意識をたかめるだけではない。それまでは知ることのなかつた、あるいはうすぼんやりと感じとりはじめてはいたとしても、それほどまでに明確に意識することのなかつた、社会のしくみのいっさいを、このストライキのなかではつきりと、つかみとるのである。

それまでは、警察は犯罪人を取り締まるもので、善良な市民の一員である自分たちの味方だとすら考えていたのが、労働者は、その警察が、ピケットに干渉し、ストライキの弾圧にててくるのにぶつかる。全力をあげての闘争のなかでこうした事実を経験した労働者は、國家や警察が中立ではなく、資本家階級のものだということに気がつく。

また、ストライキ労働者は、自分たちの経験をふりかえってみると、もしもすべての労働者が、その気になり、団結してたたかうことができるならば、資本主義そのものさえ打ち倒すことができるのだということを自覚すると同時に、ブルジョアジーの支配をくつがえすためには「労働組合やストライキ以上の何かが必要であること」、労働者階級の革命党や、それにみちびかれた自分たちの政府をつくるための政治的・革命的なたたかいも、これとあわせてやらなければならないということを、自覚するのである（引用、エンゲルス）

『イギリスにおける労働者階級の状態』、国民文庫版⁽²⁾、一三八ページ)。

だから、エンゲルスは、以上のこと総括して、ストライキを「労働者の兵学校」と名づけ、つぎのように述べた。

「ストライキは、労働者の兵学校であり、ここで労働者は、もはや避けることのできない闘争の準備をするのだ……」(同前、一四七ページ)。

3 ストライキはひきおこされた結果にたいする抗議

なぜストライキをやるか

「労働者が自分たちの勝手な要求のためにストライキをするのは、社会にとつてはなはだめいわくだ」という主張がある。が、これは、ストライキ闘争の九九%までが、すでにひきおこされた結果にたいする抗議でしかないという事実を見失なつた議論である。

労働者は、物価がインフレで高騰し、実質賃金が低下したから、賃上げストをたたかうのであり、合理化で首切りが行なわれるから、首切り合理化反対のストをたたかうのである。また本来憲法によって保障され、一九四八年までは持っていたスト権を、公務員と公共企業体労働者が、占領下で憲法を無視した一片のマッカーサー書簡とそれにもとづく政令二〇一

号で、不法に奪いとられたから、スト権奪還の統一ストをたたかうのである。

このことは、年金、社会保障制度の拡充といった、一見、労働者の権利をあらたに拡大するかにみえる制度的要要求をかけたストライキの場合にも、あてはまる。自民党内閣のもとで強引に進められた独占資本本位の経済高度成長が、農村と都市をひきはなし、農村を疲弊させ、都市を過密化するとともに、家族制度を崩壊させ、核家族化したこと、労働者がたとえ少々のたくわえをもつたとしても、政府と独占資本によって老後の生活が全く保障されない状況がつくりだされ、医療負担には耐えられない状態になつたから、そうしたストがたたかわれるのである。

なぜ勝利するストライキが少ないか

またストライキについて、労働者のなかからつぎのような疑問がでてくることがある。「ストライキでかちとつたものはあまりにもわずかだ」とか、「そもそも勝利するストライキ闘争は数少ないのではないか」といった疑問である。

ストライキの目に見える成果だけに目を奪われていると、たしかにそういうえる。とりわけ合理化首切りに反対する闘争のほとんどは、敗北に終わったかにみえる。だが、こうした見方は、一つは闘争のやまをいつにするか、その選択の自由が、つねに資本家の側にあるとい

うことを、忘れたところからでてきている。合理化首切りにしても、企業内外の労働者が団結して強力にたたかうとみれば、資本家の側はその実施を見合させ、わざと企業の赤字をつみ重ねる。そして組合のなかに動搖がおこったのをみきわめたらうえで、実施に踏み切るのである。

・ エンゲルスは、ストライキ闘争がなぜ多くの場合に労働者側の敗北に終わるかという問題にふれて、つぎのように述べた。

「ストライキは、工場主にまちがいなく損害をあたえる」ので、工場主は「自分自身の利益のためにも……不必要的賃金の切下げはいっさい避けねばならない」のだが、それでもなお工場主が賃金・労働条件に攻撃をかけてくるからには、ストライキ闘争を覚悟したうえでのことである。一方労働者のほうは、「商況に制約された賃金の切下げにあたっては、いつも自分たちの状態が悪くなることを感知し、全力をつくして身を守らなければならぬ」と感じて、ストライキに突入することになる。「たいていのストライキが労働者に不利に終わる」のは以上の理由による、と『イギリスにおける労働者階級の状態』(2)、一三七ページ。

第二に、こうしたストライキについての敗北主義的見解は、ストライキ闘争の目にみえない成果を忘れたところからもでてきている。

一見、成果がわざかなものにみえ、敗北する場合が多かつたとしても、なお労働者はスト

ストライキにたちあがらなければならぬし、事実、たちあがつてきた。それは不当な実質賃金の切下げや首切りにたいして労働者がたたかわないのであるならば、労働者はこうしたやり方をみとめたことになり、資本の側からのさらに大きな攻撃を受けることになるからである。ところがストライキでたたかえば、それは資本の側の攻撃に少なくともブレークをかけ、また他の労働者をはげまして、労働者階級全体の闘争を高めることになる。こうして、個々のストライキ闘争があまり成果をあげなかつたようにみえても、ひろい目でみれば、それはむだではなかつたのである。

4 ストライキ闘争の評価の基準

どれだけ獲得したか

以上のことから、労働者にとってのストライキ闘争の評価の基準がでてくる。

もちろん、要求をどれだけ獲得したかが、一つの基準になることはまちがいない。一定の要求を獲得するためにストライキをたたかつたのであるから、これは当然のことである。しかし、その場合、すでに述べたように、その成果は目にみえない成果をふくめたひろい意味のものでなければならないだろう。

だが、獲得物だけを基準にしてストライキを評価することがあやまりであることは、つぎのような例を考えれば明らかである。資本の側はつねに組合を労資協調路線に引き込もうとねらっている。そこで、ある巨大企業が、ここぞと思う時点で、他の企業にさきんじて、とりわけ大幅な賃上げをみとめるというようなこともてくる。こうして組合を右翼化し、労資協調路線に引き込もうといふのであるが、そのさい組合がたまたまストライキで要求額どおりの大幅賃上げを獲得することができたとしても、その結果、資本の側の意図に組合員がのせられて、翌年からはストライキをたたかう意欲がなくなり、執行部も階級協調路線に移つていったとしたら、こうしたストライキを勝利のストライキと評価することができるだろうか。

もちろん、勝利であるどころか、それは敗北であり、少なくとも敗北への一步なのである。そして、ストライキ闘争によつて、要求獲得の点で一定の成果をあげながら、結局このような結果を残したとすれば、このストライキ指導のあやまりは、獲得物だけに目を奪われて、この闘争を長期にわたる運動の階級的発展のなかに位置づけることを忘れた点にあつたといふべきであろう。

この点に関連して、考えておかなければならぬことがある。それは、資本主義制度のもとでたたかわれる労働組合の日常要求のための闘争は、もともとつねに一つの妥協で終わる

ものだということである。組合では、非妥協の闘争という言葉がよく使われるが、それは闘争をはじめから条件闘争にせず、長期にわたって総力をあげてたたかうという決意を表明したものとして、そのいおうとするところはわかるが、こうした闘争でも、終結点がくるし、そのときには、相手側とある程度折り合うことになる。闘争を終結した時点で要求を全部かちとったというのならば、それは、資本主義の諸条件のもとでの力関係を考えて、はじめから節度をもつて要求していたのであって、この場合は、要求そのものがすでに妥協の産物だったのであり、したがって、獲得した成果もそうしたものにはかならない。そして、資本主義がつくかぎり、労働組合は、こうした妥協に終わる闘争をつぎからつぎへとくり返していかなければならぬのである。

そうだとすると、一つひとつの闘争を、その獲得した成果だけを基準にして評価することはもちろんまちがいだし、また獲得物に重点をおきすぎて評価するのもまちがいだということになろう。

団結がどれだけ強まつたか

むしろ重要なのは、個々のストライキ闘争の成果を、資本主義制度そのものを打ち倒すまでつづけられるべき長期にわたる運動の発展行程のなかに位置づけて、評価することである

う。という意味は、個々の闘争によつて獲得した成果よりも、その闘争をつうじていかに労働者の団結と統一が強まり、そのつぎの闘争にたいするいつそ強力なそなえができたかどうか、こうして、運動が全体として前進したのかどうかという点こそが、もつとも重要な基準になるということである。

最後に、ストライキに関連する重要な問題としては、このほかに、現代の諸条件のもとで発展する大規模な「政治的・大衆的ストライキ」の問題があるが、これについては「政治闘争と経済闘争の結合」の問題をあつかう次章でふれることにしよう。

第七章 政治闘争と経済闘争の結合

1 労働組合は政治闘争をしてはならないか

組合の活動領域は経済闘争のみか

労働組合運動を進めてゆくうえで、いつも論議を呼ぶもののひとつに、「政治闘争と経済闘争の結合」の問題がある。

戦闘的な組合指導者や活動家たちは、政治闘争と経済闘争の結合ということをつねに念頭におき、そのために努力する。これにたいして、政府や資本家は、「労働組合はその活動を経済闘争の範囲にかぎるべきだ」と主張する。労働組合は、本来、賃金・労働条件の改善というような、労働者の経済的・社会的要求の解決のための組織であり、またそのようなものとして法律でみとめられているのだから、政治闘争を行なうべきでないし、そうした行為は処分の対象とされても当然のことだ、というのである。

こうした政府や資本家と同じ主張は、労働組合運動の内部でも、聞かれないではない。階級協調主義の立場に立つ指導者や組合は、政治闘争と経済闘争がはつきりと区分できるかのようにいい、政治闘争は政党がやるべきもので、労働組合はこれを政党にゆだね、労働組合としては活動をもっぱら経済的分野にかぎるべきだと主張している。

しかし、政治闘争と経済闘争を二つの活動領域としてきれいに区分し、一方はいいが他方はいけないという、こうした一見いかにも理由ありげに思われる主張は、少し考えてみれば、なんの根拠もない、現実をゆがめた所説であることがわかる。

たしかに労働組合は、賃金・労働条件を改善しようという労働者の自然発生的なくわだてから出発してつくられた、労働者階級の大衆組織である。そして今日も、その主たる役割の一つがこうした賃金・労働条件の改善の領域にあることは確かであり、この役割をはずし、また、この役割からはなれて、労働組合を考えることはできないであろう。

だが、労働組合の主たる目的がそうしたものであつたとしても、はたして労働組合は、その活動を、賃金・労働条件の問題だけにかぎつていられるものだろうか。

歴史の事実が示すこと

労働組合運動の初期に、組合はいずれの国においても、団結禁止法にゆきあつた。した

がって、賃金・労働条件の改善を目的に結成された組合は、この目的を追求するためにも、団結禁止法を撤廃させ、組合の法的承認をかちとるという、賃金・労働条件の改善とは別の分野の活動にとりくまなければならなかつた。またそれがいったん成功したのちも、組合は組合権をきりちじめようとする政府と雇主側の意図にたえずぶつかつて、その擁護・拡大の闘争に一貫してとりくんできた。

しかも、こうしたたたかいのなかで、組合が、団結権に攻撃をかける反動的な政府を、より進歩的で民主的な政府にとりかえるための活動を行なうのは、当然のなりゆきであつたし、また、そうしなかつたとしたら、むしろ不思議であろう。

したがつて労働組合は、ときおり、偶発的に政治闘争の領域に足を踏み入れてきたのではなくて、政治闘争の必要が組合員全体に理解されたときにはいつでも、そうした闘争を行なってきた。また、そうした闘争をたたかわなかつたとするならば、今日の組合運動の存在は考えられないほど、それは組合運動の本質的部分を構成していくべきであろう。そうした例は、このほかにいくらでもあげることができる。普通選挙が実施されていない時期には、普通選挙権獲得がつねに労働組合の要求にかかげられてきたが、それは組合運動に有利な法改正を行なうためにも、必要不可欠のことであった。

二〇世紀をすぎる頃からは、社会主義をめざす産業国有化や社会保障制度の実現が、労働

組合の要求としてしばしばかかげられてきた。これも、石油へのエネルギー転換で石炭業から資本がひきあげられ、石炭業が衰退するとか、大量失業の慢性化で、労働者は働きたくないといつた状況のもとで、当然、労働者の生活条件の改善と関連してしてきたものであることはいうまでもない。

一九三〇年代にファシズムが台頭してから第二次世界大戦が終了するまでの時期には、民主主義諸国の労働組合は、例外なく反戦・反ファシズムのスローガンをかかげて具体的闘争を進めたことも事実であるし、一九一七年のロシア、第二次世界大戦中から戦後にかけての東欧諸国、一九五〇年代末のキューバの労働組合運動は、社会主義革命や人民民主主義革命をめざして行動をおこした。

現在フランス、イタリアなどの労働組合運動の多数派が、独占資本の政府に反対して、革新統一戦線結成のための活動にとりくんでいることも、否定しがたい事実である。

離れがたく結びついた政治闘争と経済闘争

こうしてみると、労働組合はその活動を経済闘争にかぎるべきだという主張は、組合運動の発展の事実にもとづくものではなくて、資本家や政府の意向と願望をしめす、きわめてかたよった主張、意図的な主張であることがわかる。

「政治闘争は政党で」というが、現実のなかでは、一見全くの経済要求にもとづく闘争と思われるものも、それ自体からならず政治的意味合いを持ち、政治闘争と経済闘争とを明確に区分できるものではないということは、現在のわが国政府のように、独占資本の利益のために意識的にインフレ政策をとる政府のもとで行なわれる、賃金値上げと物価引下げのための闘争の例を考えれば、明らかであろう。そのうえ、労働組合は労働者政党と違つて、労働者階級の大衆組織であるが、労働者階級の組織でることに違いはなく、したがつて、労働者階級が当面する政治的課題と無関係でいられるはずもない。要するに労働者政党と労働組合は、一方が政党組織であり、他方が大衆組織であることから、活動の仕方に違いがでてこなればならないが、単純に一方が政治闘争、他方が経済闘争というような任務分担ができるはずはないのである。

2 政治闘争と経済闘争の結合の意味

こうみてくると、政治闘争と経済闘争の二つの分野をきれいに分けてみせ、政治闘争は政党がやるべきことであつて、労働組合は活動を経済闘争にかぎるべきだといった主張は、およそ現実を無視したものであることがわかるが、ではいつたい、この問題についてわれわれ

はどのように考えるべきであろうか。

なぜ政治闘争と結合しなければならないか

第二章では、経済闘争から出発した労働組合運動が、なぜ政治闘争を結合してたたかわなければならなくなつたか、その理由は章をあらためてのべると書いたが、いよいよこのことを理論的に解明するときがきた。

では、組合の戦闘的な指導者や活動家たちがいう「経済闘争と政治闘争の結合」とは、どういうことであろうか。それは、もとより、頭のなかで政治闘争と経済闘争の二つをまず勝手に区分したうえで、これをふたたび結合するといった話なのでない。それは最も一般的ない方をすれば、賃金・労働条件の改善その他の労働者の日常要求のための闘争（経済闘争）を、労働者の全面的解放をめざすたたかい（政治闘争）の立場にたって行なうということである。それをもう少し具体的にいようと、つぎのようなことになる。

資本主義のもとで働く賃金労働者は、資本の搾取と抑圧に対抗してその生活をまもるため、労働組合に団結する。労働者は賃金・労働条件の改善という労働者の共通の利益にめざめ、資本に対抗して団結することの必要を自覚するからである。労働者は賃金労働者として生活しているうちに、その生活と労働の経験をつうじて、労働組合によるこの経済闘争の段階まで

は、いわば自然成長的に進んでくることができる。ある。

しかし、この段階に運動がとどまっているかぎり、組合のたたかいは、資本主義の枠内で改良をもとめるたたかいに終始することになるが、それでは、労働者は所期の賃金・労働条件の改善という目的すら達することができない。

というのは、まず第一に組合の闘争は賃金・労働条件をひきあげるのに役立つことは確かであるが、その改善の程度にはかぎりがあるからである。すべての商品の価格を最終的に規定しているのは、その商品にふくまれる価値量であるから、労働力という商品の場合には、その価格である賃金の水準は、労働力の再生産に必要な価値の総量である。したがって、資本主義の枠組が存続するかぎり、いかに組合闘争を強めても、その賃金上昇には限度がある。

前章すでに述べたように、賃金・労働条件を改善するための労働組合の闘争は、そのほとんどが、実はインフレ昂進で実質賃金が低下したとか、合理化で労働強化がはげしくなったとかいったような、すでにひきおこされた賃金・労働条件の悪化にたいする労働者の抵抗闘争なのである。そこで、科学・技術のおどろくべき発展があり、人類社会のまえに無限の可能性がひらけていながら、現実の生活が教えていくように、資本主義のもとでの労働者の生活水準は、その社会で労働者が生活してゆくことのできる、ぎりぎりの水準にとどめられることになる。

しかもそれだけではない。資本主義の発展は、つねに労働者の生活をいつそう引き下げる条件をつくりだす。たしかに、着るもの以外に何も持たなかつた労働者が、カラー・テレビや自動車を持つというような、社会の生活形態全般の変化にともなう労働者の生活形態の変化はおこりうるが、しかし、資本の側の膨大な富の蓄積に比べれば、それはものの数ではなく、労働者の生活水準はむしろ相対的には低下する。そのことは、この一〇年間に都市に林立した高層ビルと、自分が住んでいる家とを比べてみれば、明らかであろう。

また、資本蓄積の進行につれて、分業がいっそう進み、新しい科学・技術を応用した、より生産性の高い施設が工場内に持ち込まれる。そのため、労働は単純化され、熟練労働者が不用になるとともに、生産の増大に比べて雇用労働者の数が不斷に減少し、失業者がつくりだされるが、こうしたことは、すべて労働者の賃金を引き下げる傾向をもたらす。

そのうえ、国家独占資本主義のいちじるしい発展のもとで、現在では、独占資本の利益のために国家がたえず経済に介入し、インフレ政策を強めることによつて、きわめて意識的に労働者の賃金水準を低下させてゆくのである。

そうだとすると、労働組合は経済闘争の段階にとどまつてゐるわけにはいかない。つまり、現在の政治そのものを労働者と人民の利益をまもるものに変え、さらに労働者階級とすべての被搾取者・被抑圧者の全面的解放をかちとるたたかいに進むことが必要である。

しかし、もとより労働組合は、賃金・労働条件の改善という労働者に共通の具体的、日常的要素にもとづいて組織された組織であり、この事実からはなれてたたかいを進めることは、あやまりである。そこで、こうしたたたかいとしての経済闘争と、労働者・人民の解放をめざす闘争としての政治闘争を結合してたたかうことによつてのみ、労働組合はその所期の目的をも達成することができるのである。

ゲリラ戦のみでは全面的に失敗する

労働組合運動における政治闘争と経済闘争の結合の必要を、真先きに説いたのは、エンゲルスであり、ついでマルクスであった。

エンゲルスは、『イギリスの労働者階級の状態』（一八四五年）のなかで、「経済闘争」と「政治闘争」という言葉を使つてはいないが、組合が賃金・労働条件の改善の闘争だけにとどまつてゐるわけにはいかない理由を、すでに明白に指摘していた。だが、この問題についての理論的解明を、異論の余地のないかたちで行なつたのは、マルクスであろう。彼は、「賃金・価格及び利潤」の最後をつぎの言葉で結んでいる。

「労働組合は、資本の侵害にたいする抵抗の中核としては十分役立つ。その力の使用に思慮分別を欠けば、それは部分的に失敗する。現存の制度の諸結果にたいするゲリラ戦だ

けに専念し、それと同時に現在の制度を変えようとせず、その組織された力を労働者階級の終局的解放すなわち賃金制度の最終的廃止のためのことで使うことをしないならば、それは全面的に失敗する」（マルクス『賃金・価格・利潤』、国民文庫版、八九ページ）。

あるいはまたマルクスは、第一インタナショナルのジュネーブ大会（一八六六年）に提出する議案として起草し、そこで採択された「労働組合——その過去・現在・未来」のなかで、つぎのように述べている。

「いまや労働組合は、その当初の目的以外に、労働者階級の完全な解放という広大な目的のために、労働者階級の組織化の中心として意識的に行動することを学ばねばならない。労働組合は、この方向をめざすあらゆる社会運動と政治運動を支援しなければならない……」（マルクス・エンゲルス全集、16巻、一九六ページ）。

第一の文章のなかでいう「現存の制度の諸結果にたいするゲリラ戦」とは、もとより経済闘争のことである。

ゲリラ戦だけに終始し、労働者階級の解放をめざすたたかいをしないならば、運動は「全般的に失敗する」とマルクスは断言しているが、この言葉はわが国の現状のもとではとりわけ痛烈にひびく。

たとえば、わが国の海員組合は、かつては同盟内の最右翼の組合として、わが国の独占資本と政府が進める経済の高度成長政策・合理化政策に全面的に協力してきた。それは生産性本部に加盟した。国際政策の面では、反共、「自由世界の防衛」がこの組合の立場であった。そして組合の右派幹部たちは、総評や中立労連傘下の戦闘的にたたかう組合を、階級闘争主義、政治闘争主義といつて非難してきた。

しかし合理化に協力した結果、船の乗組員数は、その船が数十万トンの巨大タンカーであろうと、わずか三十数名に減らされ、船医も乗り組まなくなつた。計画造船で粗雑につくられた船は、あつという間に二隻が転覆し、組合員七十数名が海底に没した。組合員の賃金はといえば、陸上労働者の賃金値上げに二〇%もの遅れをとることになつた。

賃金・労働条件の改善という経済闘争を労働者階級の解放をめざす政治闘争と結びつけるのではなく、自民党と独占資本の政策、これに協力する民社党の階級協調政策に結びつけた結果が、これであつた。それはまさしく「全面的失敗」であつたというべきであろう。執行部のとるこうした政策にたいして、組合員の憤激がついに爆発した。

一九七一年二月、旧執行委員会は総辞職のやむなきにいたり、新執行部ができた。そのもとで、この組合の政策は、経済闘争と政治闘争を結合させる方向に、大きく変わりつつあるようみえる。一九七二年には九二日間にいたる大ストライキがたたかわれた。それは、總

評系・中立労連系の組合にもみられない大規模かつ長期にわたる闘争であった。そして七三年末の大会では、要求をわが国の独占資本の政策の枠内にとどめ、独占資本とはたかおうとしなかつたこれまでの労資協調主義政策を否定し、民社党一党支持をやめる運動方針が採択されるにいたつたのである。

3 政治闘争と経済闘争の結合の今日的条件

いちじるしく強まつた結合の条件

マルクスやエンゲルスが労働組合運動における政治闘争と経済闘争の結合の必要を説いたときは、それは、労働組合が「未来」に進むべき道であった。この点で二人は、組合運動の将来の課題を、一九世紀半ばにすでに明確に指摘していくことができる。

しかし二人の努力にもかかわらず、一九世紀には、経済闘争と政治闘争の結合が現実の組合運動のなかで大きく進む条件はなかつた。その条件は、独占資本の形成が進み、資本主義が独占資本主義の段階に入つて以来、とりわけ、国家独占資本主義が発展をみた第二次大戦後の今日では、いちじるしく強まつてくる。

なぜなら、巨大な機構と予算を持つようになつた国家が、独占資本の利益にそつて、国の

經濟と、とりわけ労資間の問題にたいする介入を強めるからであり、その反動的性格がいつそうあらわになるからである。

今日では政府が独占資本の利潤を守るために、労働者と国民の生活を犠牲にして、一貫してインフレ政策を意識的におし進めていたが、このような条件のもとでは、民間企業で働く労働者の賃金水準をまもるためのたたかいすら、政府の政策との関連ぬきでは考えられないようになつていて。そのうえ、国民生活へのこうした攻撃をつづけるためには、小選挙区制の実施など、議会制民主主義の根本を否定する方策が支配層によって予定され、そのあげくには、平和憲法の改悪すら考えられているのである。こうしたところから、経済闘争と政治闘争がこれまでになく容易に結合する条件が生まれつつあることは確かである。

活動家の役割

だが、経済闘争と政治闘争の結合は、階級意識と科学的理論をもつた組合活動家の意識的活動をぬきにしては、實際には行なわれるものではない。なぜなら、一定企業や一定産業の労働者の賃金・労働条件の改善のために労働者が団結するという、労働組合運動の発生以来この運動をささえてきた労働組合主義的意識——経済闘争の基礎となり、これをささえる意識——は、労働者の生活と労働の経験をとおして、自然成長的に生まれるものであるが、労

労働者階級とすべての被搾取者・被抑圧者の解放をめざした政治闘争をささえる眞の階級的意識は、科学的社会主義の理論なしには、生まれるものではないからである。

こうしたところから、労働組合における政治闘争と経済闘争の結合の課題については、労働者階級政党に所属する組合活動家の責任が、とりわけ重要になる。こうした活動家が、宣伝・教育活動や闘争指導をつうじて、たえず組合員のなかにこうした意識をもちこむときにはじめて、組合は階級的に強化され、経済闘争と政治闘争を結合させつつ、その運動を前進させることになるのである。

政治闘争・経済闘争の結合とレーニンの理論

レーニンは帝国主義の諸条件にあわせて科学的社会主义の理論を発展させたといわれるが、労働組合運動の問題、とりわけここでとりあげている政治闘争と経済闘争の結合の問題についても、彼はマルクスとエンゲルスの理論をうけつぎ、発展させた。

一九〇〇年をこえた頃から、ロシアでは、経済的諸条件の改善を求める闘争とツアーリの專制反対の政治闘争とが結合した、大衆的政治ストライキが発展はじめたが、レーニンは、これが資本主義の帝国主義段階における労働運動の特徴であることを、いち早く指摘した。レーニンは誰よりも政治闘争を重視した。このため彼は、経済主義者たちが、労働者の闘争

を自然成長性にゆだね、これを労働組合主義の枠内にとじ込めておこうとするのにたいして、きびしい批判を展開した。

しかし、彼は、政治闘争を重視したからといって、経済闘争を無視し否定する左翼セクト主義とは、無縁であつたし、また帝国主義の一般的条件とだけ結びついて、このような政治的大衆的ストライキが帝国主義の諸条件のもとでいつでも発展するものと考えるほど、主観主義的でもなかつた。このようなストライキは、帝国主義の諸条件のもとで生まれる、あれこれの具体的な経済的もしくは政治的危機と結びついてのみ発展するものであることをレーニンは指摘し、すべてのストライキ闘争を革命闘争に発展させようとする、一揆主義的なくわだてを、非難した。そして、経済的・政治的危機のもとで、政治闘争と経済闘争とが結合されたときに、真に広範な大衆的政治的闘争が展開されるものであることを指摘したのである。

また労働組合の闘争指導に関するレーニンの、つぎのような柔軟な指摘を紹介しておくことも、必要であろう。すなわち、客觀的情勢と運動全体の趨勢からして、政治闘争と経済闘争が結合して発展していることが明らかであるとしても、労働組合運動の発展の度合いは、個々の企業、個々の産業ごとに違いがあり、したがつて、経済的ストライキと政治的ストライキを機械的に結合して、これを組合員に押しつけるようなことは、あやまりである。むしろ状況によつては、ある組合は経済要求しかかげることができず、他の組合はこれと政治

的的要求を結びつけてたたかうというようにしながら、運動全体として政治闘争と経済闘争の結合をはかつてゆく必要があるというのである。

他方でレーニンは、特定の条件のもとでは政治闘争がとりわけ前面におしだされる必要があるということを、指摘している。すなわち、闘争の高揚の時期のはじめや新しい労働者層が運動にひき込まれるときは、経済闘争が主要な役割を演じるが、他方、政治闘争は、「おくれたものの目をさまさせ、ゆりおこし、運動を一般化し、拡大し、それを高い段階にひき入れる」役割を演じるものであり、とりわけ労働者がストライキ権や政治的諸権利を奪われているときや、民族的従属を強いられているときには、政治的闘争を前面におしだす必要があるのである。

4 現代における政治的・大衆的ストライキ

現代の諸条件のもとでの政治的・大衆的ストライキ

資本主義の最高にして最後の発展段階である帝国主義（独占資本主義）の諸条件のもとでは、労働組合の経済闘争と政治闘争がからみあい結合する条件がいちじるしく強まるということについては、すでに述べた。

こうした帝国主義の一般的諸条件と、政治危機——一方で支配層がそれまでのやり方では統治してゆくことができないようになり、他方の人民の側でも、もはやそうした統治にたいする憤激が高まって、つぎつぎに行動に決起するといった、政治的危機とが結びつくと、レーニンが指摘したように、政治的・革命的な性格を帯びたストライキ闘争がいちじるしい高揚を見るものである。

ロシアの場合には、こうしたストライキ闘争が一九〇二年頃からはじまつて一九〇五年に頂点に達し、この年の革命的蜂起と結びついた。ついで一九一二と一四年と一九一五年と一七年にもこうした闘争の高揚がみられ、それは一九一七年二月と一〇月の労働者・農民・兵士の革命闘争と結びついて、ロシア革命の勝利をもたらしたのである。

こうした、自然発生性を強く持ちながら、労働者のおくれた層や農民までもそのなかにしげしげにひきこみ、おさえがたい力をもつて広範に発展する政治的・経済的ストライキを、レーニンは「政治的大衆的ストライキ」とも「革命的大衆的ストライキ」とも呼んだ。

当時の西欧諸国の社会主義者たちは、ローザ・ルクセンブルグなど少數の指導者をのぞいては、これをおくれたロシアの特殊現象とかたづけていたが、レーニンは、ロシアと西欧のいっそう発展した資本主義諸国とを区別しながらも、帝国主義の一般的諸条件と政治危機とが結びつきさえすれば、高度に発達した資本主義国でもそれがからずおこることを予言し

て、つぎのようにのべた。

「こういう闘争がロシアに起つたのは、ロシアの労働者がより強力だとか、よりよく組織されているとか、より発達しているからというわけではなく、プロレタリア大衆の自主的な参加をともなう大きな国民的危機がヨーロッパにまだなかつたからである。このような危機がやつてくれれば、ヨーロッパの大衆的ストライキは、一九〇五年のロシアにおけるよりなお強力なものになることだろう」〔経済的ストライキと政治的ストライキ〕、レーニン『労働組合論』上、四五四ページ)。

レーニンの予言は適中した。たとえば、第一次大戦直後に、ドイツ、フランス、イタリアなどにそうちた性格のストライキ闘争がみられたし、また一九三四年と三六年のフランスでファシズムへの移行か人民戦線政府かをめぐって国民的規模のたたかいが行なわれたときにも同じことがおこつた。さらに第二次大戦後には、一九六〇年にベルギーでそうした闘争がみられたし、一九六八年五月六月にフランスで、そしてさらにそれにつづいてイタリアで同じような性格の闘争が展開された。

こうした政治的大衆的ストライキが発達した資本主義国にもおこるとすれば、現在これら諸国でこれを可能とし、必然化する諸条件を、さらに一步突込んで検討しておくことは、むだではあるまい。とりわけ現在のわが国のように、自民党の政治にたいする労働者と国民の憤激が日に高まるとともに、ストライキ闘争は、一九六七年を最近における最低点として、その後年々高揚して、一九六九年以降は年々ストライキ統計が記録を更新しており、そうしたことの背景にして自民党政の危機がますます深化しつつある状況のもとでは、なおさらである。

わが国をふくめて、高度に発達した資本主義国で、今日、政治的・大衆的ストライキの発展を条件づけているのは、つぎの諸点であろう。

第一に、第二次大戦後、これらの国では、アメリカ帝国主義の軍事的・経済的介入をテコとし、国家独占資本主義を強化しつつ、労働者・勤労者を犠牲にして独占資本主義の再建が進められたのと、それにひきつづく一九六〇年代の高利潤・強搾取・高蓄積による経済の高度成長は、労働者階級の貧困化と広範な中間層の没落ならびにその労働者階級の陣列への大量流入をもたらした。こうして労働者階級の独占資本主義にたいする抵抗の潜在力がいちじるしく拡大し強められた。

第二に、国家独占資本主義が強化されるなかで、所得政策、ストライキ規制法、社会保障

制度の改悪など、労資関係への国家の介入、弾圧法規の強化、労働者と国民の生活水準への攻撃が進められ、労働者のたたかいの鋒先は独占資本を直接代表する国家へと向けられたため、一部にはじまつたストライキ闘争は、共通の敵にたいするたたかいとして、他の広範な労働者の闘争へと波及する条件が強められている。

第三に、資本の集中・集積が技術革新をともないつつ大幅に進行したことである。企業や工場、事業所が巨大化しただけでなく、一企業内における各生産工程のあいだの連続性や、各企業間、系列企業間のそうした結びつきも強まつた。こうした諸条件の変化は、ときにはストライキ闘争にとって、さしあたり不利な場合もないわけではなかつた。たとえば装置産業で労働者数が極度に減少し、これらの労働者が仕事をやめても技師たちがいつでもこれに代わつて操業をつづけることができる、といった場合がそれであつた。

だが全体としてみれば、これらの変化はストライキ労働者に有利に作用した。連続する生産工程では、一部の労働者のストライキで工程全体を停止させることができあり、少数の労働者の賃金カットで最大限のスト効果をあげることが可能になつた。こうした戦術がとられるかぎり、争議参加労働者数はふえてもスト行為参加人員数は減ることになる。しかし企業にたいする労働者の憤激がとくに高まつたときや、闘争が政治的性格を帯びたときには、事業所の大規模化と各生産工程の連続性の強まりは、スト参加者数を増大させるとともに、ス

トライキ闘争の波及性を強める条件となつた。

第四にレーニンの指摘したように、こうした闘争の発展は、政治危機の発展と結びついているとともに、またそれを深化させる条件ともなるという、相互規定性を持つてゐる。

ところで、一九七〇年代にはいつから、発達した資本主義国では、こうした政治危機を發展させる諸条件が成熟しつつあるようと思われる。現在イタリア中道政権が不斷に危機にさらされていることは周知の事実であるし、フランスでは、現在の危機は、国家独占資本主義がもはやその「調整機能」を失なつて、「まさにこれらのすべての手段を大々的にもちいても、独占体はもはやその矛盾を解決できない……そればかりではなく、こうした手段は矛盾をいつそう激化し拡大する」、そうした「国家独占資本主義の深刻な危機」であることが、指摘されているのである。

そして最後に、国家独占資本主義の深刻な危機と結びついて、六〇年代の独占資本主義經濟の高成長期にその力をある程度強めた、労働運動内の労資協調主義的潮流——ストライキ闘争を否定し、政治闘争を否定する潮流が、労働組合運動のなかでその支持を失ないつつあることがあげられるべきであろう。

大衆的・政治的ストライキと統一戦線

こうした危機の条件のもとでおこつた政治的・大衆的なストライキは、ロシアでは、革命の指導によつて革命的蜂起と結びつけられた。では、高度に発達した資本主義国で現在発展しているストライキ闘争がレーニンのいう「政治的大衆的ストライキ」の性格をすでに持つてゐるか、あるいは、今後そうしたものとして、いつたいそれは、政治変革をめざす労働者と人民のいかなる行動とに發展していくものとして、いかなる行動と結びつくのであらうか。あるいは逆にいつて、いかなる行動と結びついたときに、これらのストライキ闘争は、政治変革をもたらす闘争となりうるのであらうか。

レーニンの時代には、それは人民の武装蜂起による反動政権の打倒と結びつくことによつて、革命へと発展した。しかし現在の諸条件は、レーニンが革命を指導した時期のそれから大きく変化した。レーニンの時代には、革命は、ごくまれな場合をのぞいて、労働者階級と人民の武装蜂起をともなわなければ成功することのできないものであつた。まだ社会主義国は一国もなく、労働運動の力も弱く、帝国主義の包囲のなかで、労働者が革命をやらなければならなかつたのだから、それは当然のことであつた。

しかし現在では十数の国で社会主義が実現し、資本主義国の労働運動は強まり、かつての帝国主義の植民地・半植民地諸国の民族解放闘争は、植民地体制を崩壊させるまでに成長して

いる。こうして帝国主義と民主主義勢力の力関係が大きく変化した条件のもとでは、とりわけ資本主義そのものと労働運動の組織化とが一九一七年当時のロシアよりもはるかに進んでいた高度に発達した資本主義国では、革命的変革は、統一した労働者階級を中心に、そのままに広範な民主的諸層を結集した統一戦線と、それを基礎にした統一戦線政府を樹立することをつうじて、平和的に行なわれる見通しがある。

とするならば、こうした闘争の発展にそなえ、かつこれを促進するために、労働組合の階級的強化と階級的立場にたつての労働組合戦線の統一のために努力しつつ、政治革新のための統一戦線結成をめざす組合の行動を強めてゆくことが、階級的自覚を持った労働組合活動家の当面における重要な任務ということになるであろう。なぜなら、政治革新のための統一戦線を基礎にした民主的諸党の連合政権のもとでのみ、労働組合の諸要求も大幅に実現し、また獲得した成果を安定したものに変えることができるからである。

第八章 政党と労働組合

1 政党と労働組合の関係——異常なわが国の現実

現在わが国の労働組合運動の内部では、政党と労働組合の関係をどのようなものにするかが、論争の一つの焦点になつてゐる。そしてそれは、戦後の労働組合運動がこれまでたどつてきた経過から、今後も当分のあいだ論議のまとになつてゆくだろう。

組織を強化し団結を固めるための労働組合の組織運営の根本原則が組合民主主義であることは、すでに第四章で一般的にのべた。政党と労働組合のかわり方の問題は、この根本原則にかかる一つの具体的問題であり、その各論の一つといえる。

労働運動が初步的段階にあつた一九世紀ならばいざしらず、現在では労働者階級は大きく成長し、労働組合組織も巨大なものとなつて、運動の進め方のいかんによつては、国政の動向に大きな影響をおよぼすだけの力を持つようになつてゐる。したがつて政党と労働組合の

関係を組合民主主義の原則にそって正し、組合民主主義を全面的に發展させるか否かは、たんに組合内部の問題にとどまるものではなく、労働組合運動を、労働者階級と人民の要求を大幅にかちとつてゆくための真に強力な武器にしていくことができるか否かにかかわる、重要な問題である。そこでこの章では、この政党と労働組合の関係の問題を、さまざまの角度から、考えてみることにしよう。

戦後の一時期以来、わが国では、総評が社会党支持、同盟が民社党支持というように、労働組合が機関決定で特定政党支持をきめることが、多くの組合で一般的に行なわれてきた。しかしこうしたやり方は、一つの習慣のようになってしまっているために、ごくあたりまえのこととして受けとられがちであるが、よく考えてみると、まことに奇妙なことである。組合員のなかにはさまざまな政党員や政党支持者がいるし、組合は特定の政党の綱領をかかげているわけでもない。それなのに、こうした組合が特定政党支持をきめたり、はなはだしい場合には、その党の党員獲得運動までやっているのである。

外国の例をふりかえってみても、たとえばフランスやイタリアの労働総同盟のように、階級的立場に立ち、独占資本に対抗して労働戦線を統一するためにたたかっている労働組合は、この日本のようなやり方をとつていなければなりません。そうしたやり方は運動を弱め分裂させるものであるとして、これを原則的にきびしく批判し、規約で禁止さえしている。では、現在

のわが国労働組合運動に一般的にみられるこの特殊なやり方は、いったい、どのようにして生まれたのであろうか。

労働組合が機関決定で特定政党支持をきめて、これを組合員に押しつけるというやり方は、戦後の一時期からわが国の組合運動でひろく行なわれるようになつたと、いまのべたが、事実、戦後の一定時期までは、わが国労働組合運動の中心的組織は、そのようなやり方をとつてはいなかつた。

終戦直後の時期には、当時最大の組合であつた産別会議（全日本産業別労働組合会議）が、戦後全世界の労働組合を国際的に統一して結成された世界労連がやつていたのと同じように、思想・信条・政党加盟の違いをこえてすべての労働者を結集することをめざして、組合における政党支持の自由の原則を堅持していた。それは、機関決定によつて特定政党の支持を組合員に押しつけるというようなことは、しなかつた。

しかし、一九四五～五〇年の時期に、占領軍当局とわが国独占資本が、産別会議を中心とする戦闘的な労働組合運動に集中攻撃を加え、それまでの戦闘的な指導者と活動家が組合運動から一掃されると、わが国における政党と労働組合の関係に大きな変化がおこつた。

一九五〇年以降、それまで組合運動内で少数派であった、社会党系の反共「民主化同盟」が指導権を掌握すると、労働組合の大多数が、反共主義を組合の基本綱領で謳つたり、社会

党や民社党の支持を機関決定で組合員に押しつけるようになり、政党と労働組合の関係は、きわめて不正常なものとなつた。

組合が、こうして反共主義というような差別的・政治的スローガンをかかげたり、特定政党支持をきめることだが、いかに不正常なことであり、労働組合に無用の混乱と分裂を持ち込んで、労働組合の闘争力を全体として弱めることになるかということは、さまざまの具体的な例をみれば明らかである。まず第一に、こうした方針をとった勢力は、かつては組合からの「政党支配の排除」をスローガンにして反共主義運動を開いていたのであるし、現在、社会党一党支持をきめている総評も、民社党一党支持をきめている同盟も、基本綱領のなかでは「政党からの完全独立」や「政党の介入排除」を謳っているのである。共産党ならいながら、社会党や民社党なら、組合が政党支持をきめても、「政党支配」や「政党の介入」ではないというのは、どうにも矛盾した論理というほかない。

第二に、総評が社会党を支持し、総評から分裂していった勢力が組織した同盟が民社党を支持しているように、それは明らかに組合戦線の分裂の大きな要因となつてゐる。第三に、組合機関で多数を占めた勢力が、それの支持する特定政党の支持を組合員に押しつけることは、組合員の民主主義的権利にたいする重大な侵害である。組合員のなかには、共産党や公明党を支持する者がいるだけでなく、その党役員や党議員さえいる。こうした人びとが、組

合では他党のカンパを支払い、他党のための票集めをさせられ、それに従わなければ組合の決定違反だといつて、統制処分にかけられる、などということは、ファシズム国家のエセ「労働団体」ならともかく、労働者の生活と民主主義的権利を擁護することを目的とする労働組合では、ほんらいやられるべきことではないはずである。

2 政党と労働組合の正しい関係

大衆的・民主的組織としての労働組合 (1)

では、政党と労働組合の関係の正しいあり方とはどのようなものであろうか。その原則を明らかにするためには、労働組合が、労働者階級の大衆的・民主的組織であるのと同時に、階級的組織であるという、その組織の二つの基本的特質を明確にすることが必要である。この二つの特質のどちらも無視しても、政党と労働組合の関係は不正常なものになる。

そこでまず第一に、労働組合が労働者階級の大衆的組織だというのは、これを政党と対比していいうならば、つぎのような意味である。

社会党、共産党、民社党など、政党は、それぞれ共通の思想とそれにもとづく政治綱領（社会変革のすじ道を示す綱領）をもとに結成されている。社会党はマルクス主義の影響をあ

る程度うけた社会民主主義の思想と綱領を持ち、共産党はマルクス・レーニン主義とこれをわが国の歴史ならびに現状にあてはめた綱領を持つてゐる。また民社党は、現代における右翼社会民主主義の思想である、マルクス主義を完全に否定した「民主社会主义」と、それにもとづく公然たる階級協調主義の綱領を持つてゐる。だから社会民主主義を正しいとする者は共産党には入らないし、マルクス・レーニン主義を正しいと確信する者が民社党や社会党に入るなどということはありえない。

これにたいして労働組合は、思想や政治綱領にかかわりなしに、賃金・労働条件の改善というような、労働者ならばだれでも持つてゐる直接的・具体的の要請をもとにつくられた組織であるとともに、この労働者は共通の要求を実現するために資本に対抗して団結しなければならないという、これまた労働者であるなら経験をつうじて学びとることのできる団結の意識をもとにして、つくられている。

もつとも、労働者の直接的・具対的要求は、賃金・労働条件の改善などの経済要求にかぎられるわけではない。今日では、ストライキの奪還、社会保障制度の改悪反対とその拡充の要求、基地問題、小選挙区制や憲法改悪に反対する問題など、きわめて政治的性格の強い直接的・具体的問題が、労働組合の課題になつてゐる。だから組合は経済要求にかぎらず政治的要求をもかかげてたたかうのであるが、労働組合は思想と政治綱領から出発する政党と違つて、こ

これらの問題が組合員にとって直接的・具体的な問題となるかぎりにおいてこれを取りあげる。だから労働組合は、政党と区別して、大衆組織と呼ばれるのである。

大衆的・民主的組織としての労働組合 (2)

さて、労働者である以上、ほとんどすべての労働者が、賃金・労働条件について共通の要求を持っていることは当然であるが、資本主義のもとでの習慣の力、独占資本と政府の支配下にある教育と宣伝の力、職場における資本の側のたくみな労務管理の仕方、階級的自覚を持つた労働者にたいする抑圧・攻撃、階級協調的思想の育成などは、個々の労働者に影響をあたえ、その階級的自覚をおくらせるので、組合員のあいだには、さまざまな思想が生まれる。

そこで、組合員の共通の直接的・具体的な要求をもとに団結する労働組合は、さまざまな思想、政治的立場、政党支持ならびに加盟政党を持った組合員のあいだで、個々の問題ごとにたたかいの進め方、その解決方法をたえず民主的に討論し、討論の結果生まれる決定にしたがつて、活動を進めてゆくことになる。そして組合では、組合員の思想・信条の違いがもともとその組織の前提になつてゐるのであるから、組合員の思想や政党支持の違いが組織・団結上の問題にされてはならない。もし思想や政党支持の一致を求めるならば、団結の基礎は

当然せばまり、したがって、できるかぎり広範な労働者を結集することから生まれる、組合の資本にたいする抵抗力を弱めることになる。

もとより労働組合は、労働者の利益をまもるためにたたかう組織であり、組合員の團結がその力になるのであるから、團結をやぶり、組織を破壊し、階級敵につながる行動がとられたり準備されている場合には、具体的措置がとられなければならないし、とりわけ闘争中にはこの点できびしい態度が要求される。しかし、こうしたことと、思想・信条や政党支持の違いの問題は、厳密に区別されなければならない。

また、組合員はそれぞれ違った思想・信条を持つてゐるのだから、大会や執行委員会でたまたま賛成者が多数だというので、組合員全体の意向や一部にある道理にかなつた反対意見を無視して、特定の決議や方針を採決に持ち込み、この決定を押しつけるというやり方も、とるべきでない。こうして、形式上は民主的手続きを踏んでいるようにみえながら、實際には、少数派に強引に多数派の意見を押しつけ、官僚主義的なひきまわしをするならば、そして組合の強化のために、すべての組合員が積極的に活動できるよう、できるかぎり広範な意見をくみ入れるようにしないならば、組合の團結を弱め、組織分裂の種をまくことになる。

労働組合が、労働者階級の大衆組織であるとともに民主的組織だといわれる所以は、それが組合員全体の意見を十分に考慮し、民主主義的な方法で運営されたときに、はじめて力を十

分に發揮できるものであることをしめしているのである。

階級的組織としての労働組合

それならば、労働者階級の大衆的組織である労働組合は、労働者階級の要求を反映し、それを闘争目標にかかげている諸政党とは無関係であり、これと関係を持つべきでないということになるかというと、そうではない。

労働組合は労働者階級の大衆的組織であると同時に、階級的組織である。たしかに組合員はさまざまの思想・信条を持っており、そのなかには当然ブルジョア的もしくは小ブルジョア的な、労働者階級とは無縁の思想を持つものもふくまれていているのであるが、組合員が共通に持つていている直接的・具体的の要求は労働者階級のそれであり、労働組合は、この階級的の要求を持つて資本に対抗して団結する組織なのであるから、労働組合はまさしく階級的組織である。

こうして労働組合が労働者階級の階級的組織であるということから、組合と、労働者階級政党や労働者階級の要求をその政策に反映した民主的政党とのあいだに、当然、一定の関係が生まれてくる。

まず第一に、組合とこれらの政党は、少なくとも当面の直接的・具体的の要求について多くの一致点を持っている。したがって、これらの一致した要求をもとに政党と労働組合が協力

関係をうちたてることは、要求を実現するためにも、民主的諸組織の力を全体として強めていくためにも、重要な意味を持つ。スト権回復、小選挙区制反対、物価値上反対、大幅賃上げなどのため、国会の内外でこうした協力が行なわれるならば、政党と労働組合はそれぞれ有利に闘争を進めることができるだろうし、そうした闘争のために共闘機関をつくり、あるいはこれを強めて統一戦線をつくることもできる。

第二に、労働組合が階級的組織である以上、たんに労働者を多数結集するだけでは十分でない。たたかう組織として効果をあげるためには、組合が階級的に強化されなければならぬ。そしてこの面でも政党と労働組合は協力関係に立つ。

すでに述べたように、大衆組織である労働組合のなかには、さまざまの思想・信条を持つ組合員がふくまれており、しかもわが国の企業別組合のように企業や工場の従業員を一括組織している場合には、組合員としての自覚を持たないものや反組合的なものまでが、そのなかにふくまれている。そのうえ組合のこうした状況を足がかりにして、資本の側は組合を分裂させたり、階級協調路線にひき入れようとする。したがって、大衆的組織だからといって、組合のこうした状況を放置してはおけない。どうしても組織を階級的に強化しなければならない。組合の階級的強化をはかるためには、組合員の階級的自覚を高めなければならない。そのためには、階級的な思想と闘争経験を身につけ、みずから進んで組合員の先頭に立つて積極

的に活動する、組合活動家をふやすことが必要となる。

ところでこうした先進的組合員は、その大部分が労働者階級の党や民主的な党に入るか、もしくはこれを支持している。そこで組合としては、資本の攻撃とたたかって、職場における思想・信条の自由と政治活動の自由をまることによって、こうした政党員が職場と組合内で自由に活動することを保障しなければならない。他方、政党加盟の組合員は、大衆組織としての組合の組織原則にそいながら、そのなかで活動することによって、党員を獲得し、また党の影響を強めることになる。

3 不正な関係をどのように解決すべきか

反共主義の克服

思想と綱領をもとにして組織された政党と、労働者階級の大衆的・民主的組織である労働組合との関係が以上のようなものでなければならないとするとき、この原則的関係に照らして、わが国の政党と労働組合とのあいだにみられる不正な関係の問題は、どのように解決されるべきであろうか。

わが国の労働組合運動に混乱を持ち込み、その力を弱めているものとして真先きにあげな

ければならないのは、「反共主義」である。

「アカ」攻撃は、戦闘的・階級的立場に立つてたたかう組合員を職場と組合組織のなかで孤立させ、組合運動を弱めるために使われる、資本家と支配層の古典的な武器である。これとたかわないばかりか、組合指導者や組合機関が「反共主義」の立場をとり、戦闘的組合員をその思想・信条を理由に差別するとしたならば、そのこと自体、組合民主主義の重大な侵害であり、また組合機関は、はじめから資本のまえに膝を屈していることになる。

総評は結成時に採択された基本綱領のなかで、一方で政党から組合を完全に独立させなくてはならないとか、両者を混同してはならないと謳いながら、他方で反共主義の立場をとり、「社会民主主義政党の強化と活動に協力」するとの方針を明らかにして、組合を社会党に従属させる方向をとった。同盟もまた「全体主義に反対する」という名目で反共主義の方針をとり、「自由にして民主的な」労働組合の結集という、政治主義的立場に立つてはいる。といふのは、「自由にして民主的」とは、ニクソン米大統領や自民党がよく使う、社会主義諸国に対抗する「アメリカを先頭とした自由国家群」もしくは「自由世界」という意味での、「自由」だからである。

このように反共主義が組合に押しつけられた場合には、反共主義の基本綱領を採択した當時の総評がそうであったように、また現在の同盟がそうであるように、その組合は、戦闘的・

階級的にたたかう組合や組合員を「政治主義」「階級闘争主義」といって非難し、組合運動を階級協調主義の枠内にとじ込めようとする方針をとる。

このことからも明らかのように、反共主義は労働組合の階級的強化を阻止するためのスローガンである。それは思想・信条や政党加盟の違いをこえて団結するという労働組合の組織原理を真向から否定する分裂主義のスローガンであり、また、反共主義の組合指導者がみずから排除すべきだといつてはいるはずの、むきだしの政治的スローガンであって、こうしたやり方こそ、組合運動におけるもつとも極端な「政治主義」である。ただ反共主義・階級協調主義が支配層の意向にかなっていて、これと政治的に対立しないために、一般に政治的とうつりにくいということはあっても、そのことは、これが露骨な「政治主義」であるという事実を少しも変えるものではない。

特定政党支持のあやまり

つぎに問題になるのは、この反共主義の押しつけと不即不離の関係にある、組合の機関決定による特定政党支持の組合員への押しつけである。

組合員の思想・信条や政党支持の自由を前提とし、組合員の直接的・具体的の要求をもとに団結をはかる大衆的組織としての労働組合が、具体的の要求で一致する政党とそれぞれの自主

的組織としての立場を尊重しあいながら、協力し共同行動を行なうのは当然のことであるが、同盟や総評傘下の多くの組合がやつてているように、特定政党支持を機関決定してこれを組合員に押しつけ、政党への選挙資金カンパや票集めの点で組合員をしばり、さらに組合が政党員の拡大を機関決定するなどということは、明らかに組合運動の組織原則をおかし、憲法に保障された国民の民主主義的権利をふみにじつて、組合を特定政党の私物にかえることである。

だが、これまで機関決定でこうしたことをしてきた組合指導者や社会党、民社党などは、反共主義を根深く持っているうえに、こうしたことをやらないとその議席数をたもてないのではないか、組合内で指導権を失なうのではないかという不安にとりつかれているので、率直にものごとを考えることができず、政党エゴをむき出しにした、さまざまの理屈をのべたてて、こうしたやり方を合理化しようと努めている。

これを合理化するためにつぎのようなことがいわれる。「自分たちは特定政党支持を組合員に押しつけているのではない。ただ民主的にえらばれた執行部や大会で特定政党の支持をきめたのであって、それは組合員の多数の意思であり、民主的決定である。少数が多数の意思に従うのは民主主義の常道であり、戦闘組織である組合としてはいつそう当然のことだ。それに組合員のなかには自民党支持者もあり、特定政党支持は、組合員を階級的に訓練し組

合を階級的に強化するためにも役立つ」。

だがこの一見もつともらしい主張も、組合運動のおかすことのできない基本原則を見落としている。

組合員の思想・信条や政党支持の自由をまもりながら、直接的・具体的の要求の一一致にもとづいて労働者の團結をはかるということは、大衆的・民主的組織としての労働組合組織の本質からでてくる組合運動の基本原則である。組合の方針はこうした原則にそつてたてられるべきであって、いくら多数による決定だからといって、こうした原則を否定できるはずのものではない。こうした基本原則——労働組合運動の不文の憲法ともいべき原則を、一片の決議で葬り去ができるとすれば、議会制民主主義体制の根本を否定する小選挙区制やファシズム体制への移行も、議会手続きをふんでいるかぎり、「民主的」だということになるだろう。

また、組合内に自民党支持者その他の、階級的意識に欠ける組合員がいることは確かであり、これらの人びとの意識変革は、選挙における票のゆく先を問題にするまえに、まず組合自体にとっての重要問題である。しかしこの問題の解決は、組合の機関決定による特定政党の支持の押しつけという、官僚主義的方法では、解決できるものではない。それは、先進的な意識をもつ活動家が、組合活動のなかでこうした仲間に接触し、日常不斷に行動をともに

し、説得することによって、解決されるべきものである。そして、そのためにも、さきに指摘した組合内における政党員の活動の自由の保障が必要となるのである。

特定政党支持は組合も政党も弱める

しかも運動の原則といふものはおそろしいもので、一時的な目先の利益や特定政党のエゴにかりたてられてそれを侵犯すると、長期的にはその結果がかならず運動にはねかえり、組合も政党もともに弱めずにはいられない。

組合のなかでは、執行部の多数を握つた一派が特定政党支持をきめても、他の政党を支持する執行委員や組合員はこれに協力したがらないのは当然で、このこと自体、組合の団結にひびを入れる。

しかし問題はそれだけで終わらない。この特定政党の支持をつづけるために、組合の機関を握つた一派は、その決定に同意できない組合員の自主的活動を、陰に陽に妨害しないではいられないだろう。なぜなら、こうした活動を自由にさせておけば、ゆくゆくは特定政党支持の決定がくつがえされるのではないかという恐れをいだくからである。

そこでこうした組合では、執行部は職場での組合の自主的活動を制限し、組合を幹部組合にとどめようとする傾向がでてくる。こうして職場における組合員の活動をおさえ、組合の

基本的な力を弱めながら、その地位を維持しようとはかる組合幹部は、結局、会社や当局側となれど、これと結びつきを強めてゆくことになる。

事実、組合幹部が会社や当局側と一緒にになって特定政党支持を組合員に押しつけている例は、数多くみられる。その典型的な例は、会社と組合が一体となって企業一家的な選挙活動を行ない、民社党議員を推しているトヨタ自動車や新日鉄・八幡の場合であろう。また、これらの幹部が会社側と結びつかないでこれとある程度たたかう場合には、会社側と連絡を持つ組合内の協調主義グループが、政党支持問題を一つの口実にして、組織分裂の工作を強めるだろう。事実、二〇年以上にわたってわが国の労働組合戦線は、政党支持問題と陰に陽に關係しつつ分裂を重ねてきたことは、この章の最初に述べたとおりである。

他方、特定政党支持を組合に押しつけている政党にも、その弊害はかならずあらわれる。こうしたやり方を支持する政党は、いくら口先で戦闘的なことをいい、労働者の味方で、民主主義と人権を守るために献身するなどといつてみたところで、労働者階級の構成員が一二〇〇万人も結集している大衆組織のなかで思想・信条の自由の権利を蹂りんしているのであるから、しだいに労働者から見はなされるようになる。また組合を下請機関化し、これにおんぶして票を集めるという安易な方法にたよるため、その党的日常活動はおろそかになり、この面からも、党勢は拡大するどころか、停滞し弱化することは必然である。

総評四三四万、同盟二二七万の組合員にそれぞれの支持を押しつけてきた社会党と民社党が、党員数は少しものびず、一九五九年に社会党から民社党が分裂した時点で、社会党は五万、民社党は七万の党員を持つと称していたのが、一九七四年現在で社会党は五万足らず、民社党が二万数千にとどまっており、他方、組合に支持を押しつけず、労働組合における政党支持自由の原則をまもってきた共産党が、この間に五万足らずから三十数万に伸びているのは、そのことを示唆しているもののように思われる。

そして労働組合における特定政党支持の押しつけは、以上のような弊害を持っているが、このことは、わが国の組合運動のなかでも、しだいに自覚されはじめている。このところ全農林、合化労連など、総評傘下組合があいついで政党支持の自由をきめ、従来からこうした原則を主張していた十数の組合に加わったし、同盟傘下でも、七三年には海員組合が、長いあいだの民社党一党支持の伝統をうち破って、政党支持の自由の方針をきめたのである。

民主的諸党との協力・共同

では大衆団体である労働組合は、政党とは一切かかわりをもたず、選挙にさいして何もしなくていいのかといった疑問が生まれるかもしれない。だが、そうではない。労働組合は、その大衆的組織としての性格を踏みはずすことなしに、選挙活動をふくめて、やらなければ

ならない重要な任務がある。

その第一は、会社ならびに当局側とたたかって、職場と組合内における組合員の政治活動の自由を全面的に保障し、こうして組合員の階級的・政治的意識を高めるための条件をつくりだすとともに、組合が共通の要求をもとに一致できる政党と組合員のあいだの接触や協力を支援し拡大するということである。

ある労働組合の研究集会でつぎのような例が報告された。

その組合のある支部で、選挙のさいに創価学会に入っている組合員が、公明党支援の選挙活動のために休暇をとりたいが、会社側とかけあってくれと、支部執行部に申し入れた。執行部内では、へいせい組合活動に熱心でない彼が、これまた組合に協力的とも思われない公明党の応援にゆくのに、組合として協力してやる必要はないのではないか、という意見もでた。しかし討議のすえ、民主的大衆組織である組合として、このさい真先きにやらなければならぬのは、憲法に保障されていながら職場では資本の側によつて踏みにじられている、組合員の政治的信条と政治活動の自由の権利をまもることだという結論に達した。

会社側と交渉して、この組合員の選挙休暇をかちとると、こんどは社会党と共産党を支持している組合員たちが、同じ要求をだしてきたが、会社側はすでに公明党支持者に休暇をあたえていたために、この要求も拒否できなかつた。こうして、あらゆる党の支持者が、選挙

応援のために休暇をとることができるようになったというのである。

この例を報告した支部執行委員はいった。組合があらかじめ組合員を政治的に選別し、差別しているようでは、職場における資本の側の思想攻撃をはねかえして政治活動の自由を確立することはできない。そして彼は自信をもってつぎのようにつけ加えた。「職場と組合内ですべての党が自由に政治活動ができるのなら、そのときに組合員にもっとも大きな影響をあたえることができる」のは、労働者階級の党である。したがって組合が政党支持の自由をまもつてたたかうことこそが、少し長い目でみれば、組合の階級的強化にもっとも役立つ」。

第二に、労働組合の外に向かっての活動としては、すでに述べたように、それは労働者階級の組織された部隊として当然のことであるが、労働者階級の要求を反映し、組合と同じ要求をかけている労働者階級政党や民主的諸党と、それぞれの自主的立場を尊重しつつ、協力し共同してゆくことであろう。とりわけ選挙にさいしては、労働者と人民の生活を破壊している、独占資本本位の現在の政治に選挙民の目を向けさせるための宣伝、集会などにおける協力や、組合主催の政党討論会などを開いて組合員を政治的に高めるなど、その階級的力量を發揮することが求められるであろう。

そして第三に、政策路線の一致ではなく、まさしく要求の共通性をもとに、民主的諸党と協力して、労働組合のかかげる諸要求をかちとるために、また、かちとった成果を安定した

ものにするために、政治革新のための統一戦線をつくりあげるための活動にとりくむべきであるが、この点については、章をあらためてのべることにする。

なお、政治革新の統一戦線がいくつかの政党と労働組合でつくられ、選挙にのぞんださいに、複数の党であっても事実上特定政党の候補を支持することにならないかという疑問ができるかも知れないが、そのさいは、組合は、特定政党を支持しているのではなくて、共通の要求にもとづいて統一戦線参加の諸党と協力しているのだということを、つけ加えておこう。

4 シュトウツガルト決議とその後の新しい状況

シュトウツガルト決議について

政党と労働組合の正しい関係の問題については、最後に、一九〇七年の第二インタナショナルのシュトウツガルト大会の「政党と労働組合の関係に関する決議」についてふれておく必要があるだろう。なぜなら、この決議をまげて解釈することによつて、機関決定による労働組合の特定政党支持を合理化する主張が、一部で行なわれているからである。

こうした主張は、まず第一に、労働組合運動の原則が時代とともに運動の発展するなかで確立されてゆくものだということを全く忘れたもので、労働運動についての理解を欠いた主

張であることが、指摘されなければならない。

労働組合がその統一をたもちらがら、組織を階級的に強化し、その任務を最大限に果たすためには、特定政党を支持するのではなく、共通の要求をもとにして、民主的諸政党と協力・共同の関係をもつべきだという原則は、いうまでもなく、運動の長期にわたる行程におけるさまざまの経験と運動そのものの成長・発展をとおして、しだいに明らかにされたもので、はじめからわかつっていたものではない。

一八六四年にできた最初の国際労働者階級組織である第一インタナショナルでは、労働組合も政党も同じインタナショナルに同居していた。第一インタナショナルが組織を解散したのち、一八八九年に結成された第二インタナショナルでも、運動の発展の結果として、政党とは違った労働組合の独自の課題が明らかになり、一九〇三年に労働組合のインタナショナルができるようになるまでは、各国労働組合がこの国際組織内で政党と同居していたのである。だから、その後の一九〇七年に開かれたシュトゥットガルト大会の決議をもちだしてきて、それを、当時とは状況をいちじるしく変えた一九七〇年代の労働運動にあてはめようとすることは、全くの時代錯誤というほかない。

しかもこの決議が労働組合の特定政党支持の原則を謳つたものだというのは、全く事実を歪曲するものである。この大会では、ベルギー、イスの代表などが、労働組合に社会主義

政党支持を決議させるべきだと主張したが、代議員の多数に支持されなかつた。そしてその代わりに「労働組合と党组织との関係が緊密であればあるほど、プロレタリアートの闘争はそれだけ効果的になり、有利になるであろう。ただしの場合、労働組合組織の統一性が見失なわれてはならない」という決議が採択されたのである。

レーニンはこの大会に出席して討議に参加したのち、この決議を、労働組合の「中立性の原則的承認に終止符を打つ」ものとして高く評価した。というのは、当時第二インタナショナル内すでに半数に近い勢力を占めつづあつた階級協調主義派が、労働組合の階級性を否定し、階級闘争のなかでの組合の「中立」（実は階級協調）を原則として主張していたが、この決議はこうした主張を否定して、組合の階級性を確認し、社会主義政党としては、組合の統一にたえず考慮を払いながら、党に所属する組合員が組合のなかで党活動を行ない、階級意識を持ち込むことによつて組合を階級的に強め、組合ができるだけ党の方へ引きあげて、協力・共同の関係をうちたててゆくべきだという、政党と労働組合のあいだの原則的な関係を明らかにしていたからである。

しかしこの当時のヨーロッパ諸国では、労働組合員に支持され、また組合と協力することのできる政党は、社会民主党、社会党、労働党など呼び名はそれぞれの国で違つても、各国につしかなかつたし、労働組合運動もまだ労働者階級のさまざまな層をふくまず、熟練労働

者だけを組織するにすぎない小規模なものであった。だから、シユトウットガルト大会の決議を、その当時、ちょうど今日わが国の一で行なわれているように歪曲して解釈して、組合を内部から階級的に強化していくことによつて組合と政党の接近をはかるのでなしに、組合に機関決定で社会民主党支持を押しつけるという方法がとられたとしても、その害はそれほど表面化しないですんだし、この当時は、実際に一部の国でこうしたやり方がとられていた。

だが、その後労働運動は新たに大きな発展をとげ、新しい状況と、新しい発展段階をむかえることになった。そしてこの新しい状況のもとでの国際的経験をふまえて、シユトウットガルト決議の内容が、さらに前進的に発展させられ、今日の政党と労働組合の関係に関する原則が確立されることになったのである。

シユトウットガルト決議からの新たな発展

新しい状況もしくは段階とは何かと云うと、それは第一次大戦とロシア一〇月社会主義革命を経たのち、資本主義が全般的危機の時代をむかえた頃から、まず第一に、それまで熟練労働者の運動であるにすぎなかつた労働組合運動が、さまざまの層にわたる労働者を迎えて、いちじるしく大衆性・階級性を強めたということであり第二に、労働組合運動を支援・促進し、また組合員にも支持される政党は、それまで各国に一つ、国際的にも第二イン

タナシヨナルただ一つであったのが、社会民主主義政党と共産党的二つか、もしくは三つ（といふのは、社会民主主義政党がさらに左右二つに分裂する場合がでてきたからであるが）になり、インタナシヨナルも二つ、もしくは三つ（第二、第三、第二半インタナシヨナル）になつた、ということである。このときになつて労働運動は、はじめて現代の状況、すなわち、わが国をふくめて各国に今日みられる状況に到達したのである。

このように、一方で多数の労働組合員に支持される政党が複数存在し、他方で労働組合運動が意識や思想・信条の違う広範な労働者各層を組織するという状況のもとで、組合が特定政党支持を機関決定できめるというあやまりをおかした場合には、その弊害はたちまち表面化しないではいなかつた。組合運動は一九二〇年代に各国で分裂し、その結果弱められ、三十年代には一部の国でファシズム独裁の樹立を許すことにさえなつた。

こうしたにがい経験を経て、労働組合の先進的な活動家と共に主義諸党は、一九三五年のコミニテルン第七回大会の決議に助けられながら、思想・信条や政党支持にかかわりなく、戦争ならびにファシズムに反対して、平和と民主主義と生活をまもるといった、労働者階級の共通の要求をもとにして、労働組合の組織的統一をまもるという原則を、ついに確立したのである。

だから現在では、ヨーロッパ諸国の先進的組合は、すべて政党支持自由の原則に立つて活動を進めている。フランス労働総同盟CGTもイタリア労働総同盟CGILも、特定政党を支持しないことを規約で明らかにしているだけでなく、組合員や組合役員が組合の名を利用して国会や地方自治体の選挙に出馬することさえ、禁止している。そういうことをすれば、事実上、組合は特定政党を支持することになりかねないからである。それと同時に、これらの組合は、独占資本に対抗するため共通の要求をもとにして他の労働組合と統一行動をうたてるとともに、これまた組合員と広範な人民の具体的な要求をかけることによつて、民主的諸政党と協力・共同の関係をうたてる方針を進め、こうして社・共両党を中心とする政治革新のための統一戦線を積極的に推進する役割を演じている。

同じく、政治革新のための統一戦線の結成が急務とされるわが国において、こうした経験、しかも国際労働運動の歴史を集約した原則的立場を示す経験にこそ、学ぶべきであろう。

第九章 労働組合戦線の統一と統一戦線

(一) 労働組合戦線の統一

労働組合運動を強化するためには、たとえば政党と労働組合の関係を正常なものにし、組合民主主義を全面的に発展させ、こうして個々の組合組織の階級的強化をはかるとともに、他方で階級的にたたかう立場で労働組合戦線の統一をはかつてゆかなければならぬ。なぜならば、労働者階級の力はその数にあり、より多くの労働者を一つの組合戦線に結集したときにはじめて、その数が現実の力になるからである。

ここから、労働組合戦線の統一は、組合運動の発展・強化をねがうすべての組合員が、一貫して追求しなければならない目標となる。そこでつぎに、労働組合戦線統一の目標に照らしてみた場合の、わが国労働組合運動の現状、戦線統一の原則的諸問題、戦線統一の名のもとに行なわれる組合戦線の分裂のくわだてなどについて、のべてみよう。

1 労働戦線統一の重要性と統一の原則

戦線統一の意義

わが国の労働者は、一九六〇年に人口総数の五〇%を突破し、現在では、人口の六十数パーセントを占めるようになっている。労働者階級は、こうして資本主義社会における社会変革を指導するにふさわしい数をそなえるにいたつた。労働組合に組織されているのはこのうちの三三・二%にあたる約一二〇六万（一九七三年六月末現在）である。その他の約六六%は未組織のまま残されている。

総組合員数一二〇六万は、資本主義国では第一位のアメリカにつぐ数であり、組織率三三・二%も、イギリスの四五%には劣るが、西ドイツにほぼ匹敵し、アメリカの二八%を上回わるものであつて、国際的に比較してもさして見劣りのするものではない。

だがこの組織労働者が、総評（四三四万）、同盟（二二七万）、中立労連（一三七万）、新産別（七万）、無所属（四四二万）に分散している。

労働組合側の勢力分散にたいして、資本の側のまとまりは、はるかによく、日本経営者団体連盟（日経連）一本に結集している。

日経連は、たんなる資本の側の集りではない。それは独占資本を中心とした資本の側の労働対策機関である。春闘にさいして資本の側の結束を固め、賃上げ幅をできるだけ小さくするための方針を打ち出すし、合理化の強行、第二組合工作など、とくに組合対策の具体的指導が必要となつた企業には、オルグを派遣し、あるいは労務担当重役を送り込む。

資本の側が労働組合に対抗するためにこのように結束しているのに、組合組織の側はいくつにも分裂している。だから、現在の労働組合の闘争力に限界があるとしても、それは当然のことであろう。毎年春闘のたびに賃上げを獲得しているが、わが国労働者はその低賃金水準をいまだに脱してはいない。処分覚悟で公企体労働者がスト権奪還闘争をくり返しているが、その効果はようやくいくらか感じられる程度で、その根本的解決の見通しは、あいかわらず立っていない。

すでにのべたように労働者の力は、本来、その数の団結からでてくるものである。ここから労働戦線統一の要求がでてくる。

もしも、これらの組織労働者が階級的にたたかう立場で戦線を統一し、それにさらに未組織労働者の一定数が新たに加わることによつて、たたかいがくまれるならば、それは大幅賃上げ、合理化反対、年金、社会保障制度の改善、住宅問題の大解決というような労働者の労働条件と生活水準改善の要求の点でも、公務員・公共企体労働者のスト権回復、軍國主

義復活反対、安保条約破棄などの闘争でも、現在よりはるかに大きな成果をかちとることができることは、まちがいない。

労働戦線統一の原則

資本主義社会に生まれ、そのもとで教育をうけ、職場で労働者仲間との競争にさらされる労働者は、労働者としての労働と生活の経験をふまないでは、団結の意識にめざめるものでない。しかし現在の組合組織の分裂は、こうした労働者の未経験を理由とする、団結の意識の欠陥からだけで出てきているのではない。それはすでに第五章でのべたように、できれば労働運動を全体として階級協調路線にひきこみ、運動全体をそうすることができない場合には、これに組織分裂を持ち込んで運動を弱体化させるために、独占資本が陰に陽に行なう、貫した意識的政策の結果でもある。

そうだとすると、労働戦線統一は、なんの原則もぬきにして、なにがなんでも労働組合戦線を統一すればよい、といったものではない。第一章で明らかにしたように、労働者は団結のために団結するのではなく、資本とたかうために団結するのであるから、労働戦線統一は、独占資本とこれにつながる勢力が意識的に進める階級協調主義の宣伝やその分裂攻撃とたたかいながら、独占資本の搾取と抑圧に反対する立場に立ち、また組合民主主義をつらぬ

くかたちで、行なわれなければならない。

ではこの原則をつらぬく力は、どこからでてくるのか。原則的立場に立って行なわれる眞の労働戦線統一は、自覺的な組合活動家と組合員がその数をまし、職場と組合の基底組織での影響力を強め、階級協調主義的・分裂主義的潮流をおさえて組合運動内で主導力を發揮するのでなければ、そしてまた労働組合の階級的・民主的強化が進み、組合が特定政党に私物化されていいるような状況が克服されるのでなければ、実現することはない。

たとえば、フランスの一九三六年における労働総同盟と統一労働総同盟の組織統一の場合がそうであった。一九二〇年代にはフランス労働総同盟は社会党に私物化され、戦闘的組合組織と組合員は除名されて、やむなく統一労働総同盟をつくっていた。統一労働総同盟はたえず行動統一を労働総同盟側に申し入れていたが、協調主義幹部はこれを拒否していた。しかし一九三〇年にはじまる経済恐慌の経済的諸結果として賃金が切り下され、大量の失業者がであるのとならんで、ファシスト勢力によるクーデターの危険に直面するという状況のもとで、自覺的活動家たちの説得と活動が効果を発揮しあはじめた。労働者大衆はフランス社会党と総同盟の反共・階級協調主義指導者たちからはなれ、生活と民主主義と平和をまもるための統一行動と組織統一を要求するようになつた。こうして反共主義・階級協調主義をあくまで固執する右派指導者が、社会党内でも総同盟内でも孤立し、一九三四年には社・共両党

のあいだに統一行動協定が、ついで三六年には人民戦線の結成とならんと労働総同盟と統一労働総同盟の組織統一が実現したのである。しかも組織を統一し、そのあとも統一をまもりつづけるために、新たに組織合同によって成立した労働総同盟は、組合における政党支持の自由の原則を確認し、これを規約にもりこんだのである。

わが国の経験

わが国でも、戦後労働運動の歴史のなかでただ一度であるが、労働戦線の統一が実現したことがあった。一九四七年三月における全労連（全国労働組合連絡協議会）の結成がそれである。

全労連は加盟団体の全員一致にもとづいてのみ行動するゆるい連絡協議体で、戦線統一体として完全なものではなかつたが、労働組合の戦線統一を目標にかかげ、産別会議も中立組合も右派の総同盟もこれに加盟していた。

その背後には、戦後民主化闘争の全般的高揚があつたし、この時期には全世界の労働組合がほぼ完全に統一して、一年半前の一九四五年一〇月に世界労連を創立していたことも、その結成に有利に作用した。しかし、なによりもわが国の労働組合運動内では、階級的立場に立つてたたかう産別会議が最大の組織であったこと、こうした立場に立つての組合の統一闘争

が高揚したことが、全労連結成の直接の条件をつくりだした。すなわち、四七年二月一日に計画されたいわゆる二・一ゼネストへむけての運動が、全官公二六〇万に産別傘下組合を加えて高揚し、総同盟もついにこのゼネストの陣列に加わることになったし、官公労働者の経済要求から出発した闘争は、吉田内閣が反動的態度をとったために、吉田内閣打倒の政治闘争となり、社会党・共産党を加えた倒閣実行委員会がつくられた。周知のように、マツカーサーの禁止命令で二・一ゼネストは不発に終わったが、闘争の高揚と、そのなかで産別会議が、共通の要求をもとにした共同行動と労働戦線統一のために主導力を發揮したことにより、そのあとに戦線統一が実現したのである。

2 右翼的再編・分裂の試みの挫折とその教訓

右翼的再編の試み

だが労働戦線統一が労働者の当然のねがいであるところから、同じ「労働戦線統一」の名を使いながら、それとは全く逆のことがもくろまれることがある。一九七〇～七三年の時期に、組合運動内の右翼的潮流のイニシアチブのもとに進められたのがそれで、実は労働戦線の分裂を意図していた。

この右翼的潮流は、一九六〇年代における経済の高成長期に、鉄鋼、化学、電機、自動車、造船重機など陽のある産業の巨大企業のなかで、資本の側とゆき着しこれにささえられながら成長した。こうした潮流は、一九六〇年代前半には、総評、中立労連傘下の関連産業労働組合で、全金プリンス自動車工業、三菱西日本重工、一連の化学関係大企業諸組合の例にみられるように、公然たる組織破壊と分裂の攻撃をかけた。

六〇年代後半になると、一方では労働者の切実な要求にもとづく統一行動を拒否しながら、他方では、労働戦線全体にわたって「統一」の名による分裂活動を開始し、その結果、七〇年一月に、総評、同盟、中立労連、新産別の組織の枠をこえて右派幹部による戦線統一世人話人会がつくられた。

世話人会が構想していた戦線統一は、七一年に拡大世話人会が発表した「統一路線試案」によれば、「実践的な労働組合主義」を基調としたものであった。「実践的労働組合主義」とは、こうした指導者たちの説明によると、「労使関係に階級闘争を持ち込むことに反対」し、「労使を対等」とし、労資相互の「信頼関係」を基礎に運動を進めるという立場であった。すなわち、それは、階級協調主義以外の何ものでもなかつた。要求の共通性を確認しあい、資本と政府にたいするたたかいのなかで共同行動をとることではなく、こうした階級協調主義の路線を承認することが、そのいう「統一」の前提であった。

第二に、政治闘争については「議会制民主主義を柱」にすると謳っていた。一九七三年の小選挙区制反対闘争にもみられるとおり、総評や中立労連が議会制民主主義を擁護するためにつたかっているときに、わざわざこのことをのべるのには、それなりの意味があった。それは、実は、労働組合は経済闘争にそのたたかいをかぎり、政治のことは政党の議会内活動にまかせるべきだ、だから、田中内閣が小選挙区制の実施によって議会制民主主義の根本を否定しようとしている場合にも、労働組合はこれに反対する政治闘争を行なうべきでない、という主張であった。

さらに、統一路線試案は、民間先行ということで、民間労働組合の統一をまず実現するという方針をとつていた。このことの意味は、こうした「戦線統一」運動を積極的に推進しながら、他方で、貫して官公労の「民主化」の名のもと公企体で第二組合の組織化を進めていることをみれば、ただちに判明する。それは、民間労組の統一体をまず労資協調路線のもとにつくり、それを承認しない官公労組は統一体にふくめないか、もしくは、これにたいする組織攻撃を倍加しようとするものであつた。

しかも、世話人会やその後一九七三年につくられた戦線統一民間単産連絡会議の会議の席上では、一度もそのことが口にされなかつたようであるが、この「統一」に名をかりた労働戦線の右翼的再編の試みが、政党分野でこの時期に進められた、社・公・民による「新党結

成」や、社公民共闘の企図と結びついていたことは、公然の秘密であった。

要するに、ここで意図された労働戦線統一とは、反共主義・階級協調主義の路線のもとに、総評、同盟、中立労連、新産別の枠をこえて民間労組を集め、公労協、公務員組合、民間の戦闘的組合を孤立化させることによって、わが国の労働組合戦線を右翼的に再編成し、ひいては政治の分野において米日支配層に反対する革新統一戦線の実現をはばむことであつた。

路線をもとにか共同行動をつうじてか

組織分裂はつねに路線の違いを理由にして行なわれるものである。いわく、階級闘争主義、政治闘争主義に反対だ、労働組合主義に立つべきだ、等々。

本来共通の要求をもとに、思想・信条、政党支持の違いをこえて団結する組織である労働組合運動では、くりかえしのべるよう、組織の統一は、当然要求の共通性をもとにして行なわれなければならないが、そうではなくて、一定の路線をもとに戦線統一を、というのであれば、それは路線の違う組織の排除を前提にしていくことになる。事実、右翼的潮流にとっては、もともと分裂があつたのである。

これにたいして総評では、①共通の要求にもとづく共同行動をつうじて戦線統一を進める、②新しい統一体では特定政党支持をきめない、などをふくむ、「戦線統一四原則」をきめて、

この問題にあたつた。

それは基本的に正しい提言であつたが、総評の幹部自身、組織内では社会党支持をきめ、その理由として、総評の路線は社会党のそれと一致するからだと説明しているありさまであり、要求の一致にもとづく統一行動の原則を確信をもつてつらぬけない状況にあつたから、世話人会や単産連絡会議の席上ではつねに右翼的潮流にイニシアチブをとられ、動搖して、一時は、「統一」の名のもとに行なわれる右翼的再編¹¹分裂の試みが実現するかと思われたほどであった。

しかしこうした動搖をくいとめ、階級協調路線にもとづく労働戦線の再編・分裂のくわだてを失敗に追い込んだものは、労働組合運動全体にわたる階級的潮流の前進と、再編統一の話合いの場における全金など一部組合代表の眞の統一原則の堅持であった。

七一年には、再編統一を提唱した中心人物の一人であつた全通宝樹委員長指導下のこの組合の執行委員会が、七〇年の年末闘争で協調主義の方針をとり、組合員の利益を裏切つたということで、中央委員会で不信任され、総辞職し、海員組合にも同じ時期に同様のことがおこつた。それは、これらの組合の組合員大衆が右派幹部の政策の本質をみぬくほどまでに階級的に成長し、戦闘化したことを意味していた。

さらに、七二年以来、とくに顕著になつた独占資本の高度成長政策の破綻は、これに協力

してきた労働組合運動内の右翼的潮流を窮地に追い込んだ。また七二年末の総選挙における共産党の一四議席から三八議席への記録的な大進出と民社党の大幅後退、社会党の停滞は、同時に労働組合運動内の下部大衆の動向を物語つていた。

そして七三年七月、ついに再編運動はその結末をむかえた。多くの組合代表が戦線統一の話し合いをなおつづけることを希望しているのに、この右翼的再編運動のイニシアチブをとつてきた勢力だけが、統一路線試案の示す路線が承認されないかぎり、これ以上話し合いをすることはむだだと主張して、話し合いにピリオドが打たれた。「統一」の名のもとに行なわれていた右翼的再編の企図のほんねがでたのである。

事態の経過が教えるもの

こうして、六〇年代後半に台頭した右翼的潮流のイニシアチブによるわが国労働組合運動の右翼的再編をめざくわだては、独占資本の高度成長政策の破綻とそれによつて必然化した右翼的潮流の階級協調路線の破産、労働組合運動全体にわたる階級的潮流の前進という状況のもとで、挫折させられた。この問題をめぐる事態の経過は、労働運動の発展方向——曲折をたどりながらも労働運動はたえず階級的統一をひろげる方向に発展しないではないという、第五章でのべたその合法則的発展の方向を明らかにしているとともに、七〇年代は、

いよいよ現実に真の労働戦線統一が推進されるべき時期に入っていることを示している。わが国の労働組合運動内の自覺的分子がいまこそ推進しなければならないのは、今後ますます拡大する新たな貧困、環境破壊、そして大量失業という条件のもとで、共通の要求をもとに、あらゆる組合を共同行動にひき入れつつ、労働組合戦線の真の階級的統一のための諸条件を拡大し強化してゆくことであろう。

(二) 統一戦線と労働組合

わが国人口の圧倒的多数を占める労働者階級の大衆組織として、一二〇〇万をこえる巨大な組織を持ち、国の政治を動かすに足る潜在力を持つにいたつた労働組合運動が、現在、労働戦線統一とならんで無関心ではいられないものに、労働者階級と広範な民主的諸階層の統一戦線の問題がある。

統一戦線によるたたかいは、わが国労働組合運動にとってはかならずしも新しいことではない。一九六〇年の安保条約改定反対闘争にさいして、社・共両党と総評をはじめとする労働団体、民主団体の広範な共闘組織ができて、大きな成果をあげた。その後も労働組合は、首長選挙をめぐる都府県段階での地域的統一戦線に参加して、革新都政や革新府政・県政の

実現に貢献してきた。だが、七〇年代に入つてからは、米日支配層の政策が大きく破綻し、自民党政府の支配が危機に瀕するなかで、全国的規模での統一戦線結成の諸条件が新たに成熟しており、統一戦線の問題は、もはや労働組合運動がどうしても避けてとおることのできない、現実的課題になつてきている。

そこで労働組合は統一戦線の課題にいかにこたえ、どのようにとりくんでいかなければならぬかを明らかにする必要があるが、そのためにもまず、統一戦線というたたかい方——統一戦線戦術とは何かを、理論的に整理しておく必要があろう。

1 統一戦線戦術とその発展

統一戦線戦術とは何か

では、統一戦線戦術とは何か。それはどういう条件のもとで、何を目的にして、誰の戦術として提起されたのであろうか。

統一戦線戦術は、まず最初に一九二一年にレーニン指導下のコミニテルン（第三インタナショナル）によって、労働者階級と人民のたたかう力を強め、強大な独占資本の勢力とたたかい、これを打ち倒して、労働者階級と人民の政権をうちたてるための、労働者階級の戦術

として提起された。一九一七年にはすでにロシアの一〇月革命が勝利しており、世界資本主義は全体として危機におちいって、労働者階級と人民が各国でつぎつぎに社会の変革をやるべき時代に入ったことが明らかになっていたから、発達した資本主義国での統一戦線戦術は、一口でいって資本主義の全般的危機の条件のもとで、労働者階級が人民諸層と団結して、独占資本とたたかい、政治の変革をやりとげるための、労働者階級の戦術と規定することができよう。

多くの発達した資本主義国では、当時からすでに人口の圧倒的多数を労働者階級が占めていたのに、なぜ労働者階級の統一だけでなく、それを中心に農民をはじめとする諸階層の統一がめざされたのかというと、それは、資本主義が最後の発展段階である帝国主義段階に入つて、いちじるしく腐敗したとはいえ、独占資本は、経済・政治・軍事・文化のすべての機関の主要部分をその手に握っているため、なお強大な支配力をもつており、労働者階級だけでこれにうちかつことはできなかつたからである。

マルクスとエンゲルスは、一九四八年のヨーロッパ諸国の革命や一八七一年のパリ・コミューンの蜂起の経験を分析して、労働者階級が孤立して革命闘争に立ちあがれば敗北するばかりなく、勝利するためには農民と同盟する必要があるという結論をひきだしていたが、レニンはこの労農同盟の思想をうけつぎ、資本主義の全般的危機の諸条件にあわせてこれを統

一戦線戦術に具体化したのであつた。この点で、また統一戦線は、マルクスやエンゲルスの生きていた時代よりも労働者階級と人民の組織的運動がはるかに高い水準に発展した段階で、労働者階級、農民、都市中間層などを組織するかもしくは代表する諸党・諸団体の統一をつうじて、労農同盟を追求したものということができる。

統一戦線戦術の発展

だが、もちろんそれが提起されてから、たたかいの経験がつまれるなかで、統一戦線戦術に発展がなかつたわけではない。いやむしろ、その後今日までの五十数年間のあいだに、それは大いに発展させられ、そうすることによつて、現代においては、資本主義の全般的危機がいつそう深まつた段階において、各国の労働者階級のたたかいに共通してあてはまる、普遍的戦術にまで仕上げられてきたといつてよい。

一九二一年末にコミニンテルンが、社会民主主義諸党と労働組合その他の大衆団体に向かつて最初に統一戦線を提唱したときは、それはまだ労働者階級の統一戦線であり、かならずしも労働者以外の人民諸層をそこにふくめていなかつた。この統一戦線は、第一次大戦直後の時期にみられた革命情勢が失なわれ、労働者階級の生活水準と諸権利にたいする独占資本の攻撃が強まつたときに、第二、第二半、第三インタナショナルの三つに分裂している社会

主義諸党と、これまた分裂していた労働組合とを、労働者階級の共通の要求をもとにし、独占資本に対抗するための共同の戦線に結集するというのが、その目的であった。

一九二二年には、統一戦線をもとにして、独占資本の政府に代わる労働者・農民の政府を樹立するという目標がかかげられ、労働者統一戦線は労働者階級以外の農民や都市小ブルジョアなど中間層をふくむ統一戦線へと発展させられた。それとともにそれは、労働者階級が独占資本や外国帝国主義の支配を打ち倒してプロレタリア政権の樹立へと接近する形態となさるようになった。

こうした統一戦線の提唱にたいして、社会民主主義政党が一貫して拒否をもって答え、独占資本との協調政策をとつたり、その指導者の一部がファシストの陣営にはしつたりしたところから、一九二〇年代後半になると、社会民主主義諸党の指導者を共同行動にひき入れる可能性について疑問がもたれるようになり、コミニテルンのなかにも、統一戦線結成をめざして社会民主主義政党に適切な批判を加えるのではなく、これに打撃的な批判を集中するという、セクト主義的傾向がでてきた。

しかし一九三〇年代にはじまる世界経済恐慌が深化し、ファシズムが台頭する状況のもとで、コミニテルンはこのセクト主義の傾向を克服し、一九三四・三五年以降、反ファシズム統一戦線の戦術を正しく展開して、フランス、スペインなどにおいて人民戦線政府の樹立に

成功して、多大の成果をおさめ、この戦術の正しさを実証した。

第二次大戦中と戦後における東欧とアジアにおける革命は、すべて統一戦線戦術にもとづいてやりとげられたが、この経験は、この戦術が、革命の一一定段階におけるたんなる一時的な戦術ではなくて、労働者階級と人民が独占資本の支配を打ち倒すまでの期間、一貫してとらなければならない基本的なたたかい方（戦略的意義をもつ戦術）であり、さらに、労働者階級と人民がその政権をうちたてて社会主義を建設する過程でも堅持されなければならないものであることを、明らかにした。その結果、今日では、反独占もしくは反帝・反独占の統一戦線があらゆる資本主義諸国の革命的プロレタリアートの基本的課題になつてゐる。この統一戦線をつうじて、反動的な独占資本の支配に反対して、民主主義をまもり拡大するたかないと社会主義をめざすたたかいとが緊密に結合してたたかわれるのである。そしてわが国では、高度に発達した資本主義国でありながら、敗戦後わが国の独占資本主義がアメリカに従属し、その支配はアメリカの軍事力にささえられているという特殊な事情があるために、労働者階級がめざすべき統一戦線は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に反対する反帝・反独占の民族的・民主的統一戦線だということになる。この統一戦線の結成とそれにもとづく政府のもとで、アメリカへの従属をたちきり、民主主義を徹底させ、そうして社会主義の道をきりひらくことができるるのである。

中間段階における統一戦線

だが、統一戦線が労働者階級と人民によつてつくられるものである以上、いうまでもなく、その発展は労働者階級と人民の運動と政治的意識の発展の度合いにかかっている。わが国の労働者階級と人民が当面している独立、民主、平和、人民の生活の向上と安定の諸要求の根本的解決は、民族的・民主的統一戦線のたたかいをつうじて、アメリカ帝国主義とわが国の独占資本による支配をとりのぞかなければ達成できないが、しかし労働者階級と人民の運動と政治意識がそれを明確に要求するところまで発展していないう状況のもとでは、そこにいたる中間段階として、民主勢力がさしあたり一致できる目標の範囲でも、統一戦線の結成とそれを基礎にした政府を樹立することができる。今日の段階で問題にされている政治革新のための統一戦線とは、こうした性格のものであつて、もしもそれが結成され、それにもとづく革新統一戦線政府が樹立されるならば、労働者階級と人民の要求は大幅に解決されるであろうし、その経験をつうじて、労働者階級と人民のあいだに、民族的・民主的統一戦線を結成するための主体的条件が成熟するであろう。

2 統一戦線と労働組合

労働戦線統一と統一戦線の関係

ではこのようないかにとりくむべきであろうか。また労働戦線の階級的統一とこの統一戦線とはどのような関係にあるのだろうか。

この後者の問題からさきにとりあげると、まず第一に指摘されなければならないのは、労働戦線の統一と、労働者階級を中心広範な人民諸層を結集する統一戦線とは、それぞれ独自に追求されなければならない別個の課題であり、たがいに一方の発展が他方の発展の条件となるという、相互依存的、相互規定的関係にあるが、それと同時に、統一した労働戦線が統一戦線の主軸になるのであり、強固な統一戦線は、統一した労働戦線を軸にしなければうちたてることはできない、ということである。

したがつて、労働組合運動のなかでも、組合活動家と組合組織は、統一戦線の結成の課題にとりくむと同時に、他方で統一戦線を実現し強化するためにも、労働組合戦線の階級的統一の課題を独自に追求しなければならない。そしてこの両者にたいするとりくみを強めることによつて、はじめて強大な統一戦線を実現することができるるのである。

労働戦線統一の課題は、労働組合運動の分野では、すでにのべたように、さしあたり労働組合戦線の階級的統一をめざして、労働組合の階級的・民主的強化と、共通の要求をもとにした、さまざまな労働組合組織の共同行動の推進にとりくむことによつて追求される必要がある。

とりわけ、その階級的・民主的強化をつうじて、労働組合の特定政党支持をやめ、労働組合運動の内部での統一戦線勢力の共同行動を全面的に発展させることが必要である。労働者階級の大衆組織のなからずら、政党所属の違いによる差別と、特定政党支持の押しつけが行なわれ、民主主義がふみにじられている状況のもとでは、労働者階級政党や労働者階級の要求を反映した諸政党が真に団結を固め、統一戦線をきづくことは、まずむずかしいからである。なお、労働者階級戦線の統一は、労働組合運動の分野だけで実現できるものではなく、それは政党分野でも追求されなければならない。この分野では、それは、労働者階級政党である共産党と、共産党以外の党で労働者階級の要求をもつとも強く反映した社会党との、統一戦線結成の条件となるべき労働者階級の統一は、政党の分野では、こうしたかたちをとるのである。

こうした観点からみると、一九三六年のフランス人民戦線結成にさきだつて、一九三四年に

社・共両党の統一行動協定が成立し、一九七二年の共同政府綱領にもとづくフランスの統一戦線が、まず最初に社・共両党のあいだで結ばれ、ついでこれに急進社会党左派が参加したことの意味もわかる。社・共両党の統一戦線というかたちで労働者階級戦線の統一が実現すると、それまで動搖していた中間層がその支持にまわり、急進社会党左派もそのことを考慮しないわけにはいかなくなつたのである。

わが国の一端では、革新統一戦線結成の条件として、全野党共闘の実現があくまで主張されているが、これは、民社党のとっている自民党よりの立場からして非現実的な主張であるだけでなく、統一戦線が労働者階級の統一を主軸にしなければ成立することができないという、原則的な問題を無視している点でも、非現実的な主張であるというべきであろう。

労働組合の統一戦線へのとりくみ方

労働組合は、こうして組合運動の内部で労働戦線統一を推進し、統一戦線結成のための条件をつくりだし、強めてゆく以外に、労働者階級の大衆的基本組織として、統一戦線の推進に直接とりくむ、とくべつの任務を持つてゐる。

そしてそのさい、労働組合が、政治的信条や政党所属の違いをこえて、ひろく労働者を結集した労働者階級の大衆組織であるという、この組織の持つ基本的性格は、とくべつ重要な

意味を持つ。

政党はそれぞれ独自の思想と綱領にもとづいてつくられた組織であるから、統一戦線結成の客観的条件が熟した場合にも、おたがいの相異点、対立点が問題になりやすく、それぞれの主張を堅持しあうことになりやすい。とりわけ小ブルジョア的な立場と思想をぬけきれず内部にさまざまな派閥をもつてているような政党は、それだけ他党との統一戦線結成に踏みだしにくい傾向と事情を党組織内にかかえているものである。だが、こうした党をふくめて、統一戦線に参加する可能性を持つすべての党の党员と支持者が、労働組合組織内で、共通の要求をもとに團結を固め、その要求を実現するために、これらの党にたいして統一戦線の結成を要望するとしたならば、どうであろう。それは政党間におよび政党間に存在する統一戦線の障害を弱め、統一戦線の結成を大いに促進することになるにちがいない。

こうして、労働組合が、この組合としての本來的性格を堅持しつつ、組合の要求を実現するための重要な条件をつくりだし、また獲得した要求を安定したものにかえるための基本的条件をきずきあげるために、政治革新のための統一戦線の推進に努力するならば、それは他の組織ではかえることのできない重要な役割を果たすことができる。そして、それは統一戦線実現のための障害を大きくうちこわし、ためらいがちな諸党をはげますことによつて、労働運動と政治の歴史に、新たな時期を画することになるだろう。

だが、もしも労働組合が、政党と労働組合の立場を混同し、労働者階級の大衆組織の運営原則をはなれることによって、共通の要求をかかげるのでなく、特定の政策路線——しかもそうした場合にそれはからず、特定政党の政策路線ということになるであろうが——をかかげて統一戦線を推進し、これに参加しようとするならば、そのときには、かえつて統一戦線の発展を阻害することになりかねない。

たとえば労働組合が特定政党の路線をかかげて統一戦線論議に参加するなら、それは一方で、組合組織内に混乱と対立を持ち込むことによって、統一戦線の発展を間接に阻害する条件を組合戦線内につくりだすことになるし、他方でそれは、政党間の対立を激化させて、統一戦線の発展を阻害する直接の要因を拡大することになるだろう。

以上の点にかんして、一九七二年にフランスの社会党、共産党、急進社会党左派が、独占資本に反対しフランスに社会主義への道をきりひらくための統一戦線を結成するのにさいしての経験は、学ぶべきものをふくんでいる。

フランス労働総同盟は、労働者階級の大衆組織である労働組合独自の立場から、政治革新をめざす統一戦線結成のために、政党とは違ったやり方で、積極的にとりこんだ。

それはもとより、わが国でありがちな、政党と労働組合を混同し、選挙にあたつて特定政党を支持したり、特定政党所属の組合幹部を組合推せんで立候補させて、事実上特定政党支

持を組合員に押しつけるというようなやり方ではなかつた。そうしたやり方は、組合の統一に害をおよぼさずにはいらないところから、すでにのべたように、労働総同盟ではそれを規約できびしく禁じていた。

そして社会党と共産党のあいだで進められている政策協定＝共同政府綱領をめぐる討論のうち、労働組合の領域に属する問題について、労働総同盟は労働組合独自の立場から掘り下げ、組合員の要求をこれに反映させるために組合員の討議にゆだねた。その結果、組合員と組合組織は、労働者の困難が現在の政府や独占資本のとつてゐる政策から生じていることに気づきはじめ、問題を根本的に解決するための第一歩として、政治革新のための統一戦線を実現する必要を確信するようになつたのであり、そのことが統一戦線の結成を大いに促進したのである。

わが国の労働組合運動も、こうした先進的経験を大いに参考にすべきであろう。

第十章 國際労働組合組織とわが國労働組合運動

第二次大戦後の民間航空路の発達は、わが国をヨーロッパにいちじるしく近づけた。戦前、船で一ヵ月余かかったヨーロッパに、いまでは、ジェット機でわずか一八、九時間あればゆける。それとともに、労働組合の国際的連携も、戦前には考えられないような発展をみた。これまで国際労働組合組織は、組合運動が最も早い時期に発達したヨーロッパ諸国を中心に、活動を進めており、いきおいその本部や大会開催の場所も、ほとんどがヨーロッパであるが、国際的活動に不慣れであったわが国労働組合の幹部や活動家も、いまではかなり気軽に国外でてゆき、その数は年々数百名におよんでいる。

また、国際労働組合諸組織も、最近ではわが国における組織活動をいちじるしく重視するようになり、現在、世界労連、国際自由労連、国際労連という三つの国際労働組合センターをはじめ、いくつかの国際産業別労組までが、その“東京事務所”を設けるにいたっている。これは、世界資本主義に占めるわが国の比重が高まつたこと、また同じことの他の半面であるが、わが国の労働者数がいちじるしく増大しただけでなく、一二〇〇万以上という、資本

主義国ではアメリカにつぐ多数の労働者が、組合運動に組織されているという事実に注目してのことであろう。

ともあれ、こうして現在では、わが国の労働組合運動は、もはや国際労働組合組織との関連なしには考へることのできない存在になっている。

1 労働組合運動と国際主義

国際労働組合組織というのは、いうまでもなく、労働者が、国境をこえて、国際的に団結した場合にはじめて、資本に対抗して自分たちの共通の利益を真にまもりぬくことができるという認識から、生まれてきたものである。労働組合運動は、こうした労働者階級の“国際主義”と本来切っても切れない関係にあり、組合運動が一国で確立するやいなや、その線にそう活動が開始されている。労働者階級の国際的大衆組織である国際労働者協会（第一インタナシヨナル）は一八六四年に創立されたが、このときにイニシアチブをとったのがイギリスの労働組合運動であったという事実は、なによりもそのことを示している。この時期には、労働組合組織が確立していたのはイギリスだけであり、フランス、ドイツなどではまだようやく運動が緒についたばかりだったのである。

しかし第一インタナショナルは、労働組合、生産協同組合、労働者教育団体や、その頃ようやく創立されるようになった労働者の政党など、およそ労働者階級のありとあらゆる団体を結集してつくられた組織であつて、どうみても労働組合の国際組織ではなかつた。そこで活動をマルクスが指導し、国際労働者協会の活動をつうじて、マルクス主義の影響のもとに、ヨーロッパ各国とアメリカに社会主義政党がつぎつぎに創立されるようになつていったということは、よく知られている事実である。

この組織が一八七二年ごろに事実上活動を停止し、その後数年で正式に解散したあと、一八八九年に第二インタナショナルが創立されたが、この組織も、少なくともはじめは政党と労働組合の双方が加盟してつくられた国際組織であつた。だが、この時期までにヨーロッパ諸国とアメリカに労働者政党と労働組合諸組織が最終的に確立した。組織が確立し、整備され、活動の舞台がひろがると、政党と労働組合にはそれぞれ独自の任務があり、国際連帶活動も別個に進める必要が感じられるようになつた。こうして労働組合が、政党その他の労働者階級諸組織とは別に、労働組合独自の国際組織をつくる条件がようやくととのつた。したがつて、労働組合の国際主義は労働組合運動の歴史とともに古いが、国際労働組合組織の歴史は、それに比べて比較的新しいものということができよう。

2 国際労働組合組織の歴史

国際労働組合組織の成立

国際労働組合組織の最初のものは、一八九〇年にできた国際鉱山労働者連盟M I Fで、このあと一九世紀の末までに金属、運輸など一七の国際職業別労働組合組織——一般にI T Sの名で呼ばれる——ができた。また一九〇三年には各国の労働組合のナショナル・センターを横につなぐ国際書記局もでき、これが一九一三年に国際労働組合連盟I F T Uと名称を変更することになった。

労働組合が政党とは別に独自の国際組織をつくったのは、いうまでもなく、労働組合が、政党とは違い、日常的・直接的要件の共通性をもとに労働者が団結するという、大衆団体としての独自の課題と任務をもつていたからであり、したがって国際的連携もこの独自の任務にそつて進められる必要があつたからである。

しかし、こうしてできた初期の国際組織の活動は、たんなる情報と統計の収集・交換にとどまつており、そのうえそれは、ヨーロッパ諸国の組合を中心として結集していくにすぎなかつた。そして第一次大戦がはじまるとき、各組合指導者の大部分が本国政府に協力する態

度をとつたため、国際的連携はやぶれ、組織は瓦解してしまった。

国際労組連盟とプロフィンテル

第一次大戦後、戦争に協力した右派幹部の指導のもとで、国際労働組合連盟と国際職業別諸組織とが復活した。国際労働組合連盟は、一九一九年のアムステルダム大会で再建され、同市に組織の本部を置いたので、一般にアムステルダム・インタナショナルと呼ばれた。これらの組織はあいかわらず大部分がヨーロッパ地域にかぎられ、指導の基調は階級協調主義におかれていった。

しかし、第一次大戦と一九一七年のロシア社会主義革命を経過したのちの世界の労働組合運動には、大きな変化がおこっていた。運動はそれ以前の時期とは、規模と性格をいちじるしく変えつた。西欧諸国では、従来の熟練労働者に加えて、半熟練・不熟練労働者が新たに大量に組合運動に参加するようになつたため、運動は大衆性、階級性、ならびに戦闘性をいちじるしく強めていたし、そのうえ、アジア、中近東などの植民地・従属国の労働者が急激に組織化されはじめていた。

こうした事情を反映して、また、復活した旧来の組織が、この新しい事情に対応することができなかつたところから、一九二一年にモスクワで、革命的、戦闘的性格をもつた赤色労

労働組合インタナショナルが新たに創立された。それは略称をプロフィンテルンといい、加盟したのは、①革命闘争をおさえる方針をとった国際労組連盟に、はじめから参加しようとなかった、ロシア、ブルガリアなどの組合、②フランスをはじめとする国際労組連盟加盟の右派指導下のナショナル・センターから除名された左派組合、③国際労組連盟傘下組合内の左翼反対派グループ、などであつた。

プロフィンテルンは、一時はアムステルダム・インタナショナルとならんで、世界の労働組合を二分する力をもつたし、それは、産業別組合組織を普及する点で、またアムステルダム・インターナショナルがほとんど力をそそがなかつた植民地・従属国の労働組合を精力的に組織した点で、さらに、そのときどきの情勢に応じて、労働組合運動の階級的闘争戦術を発展させた点で、世界の労働組合運動の発展に大きな役割を果たした。

しかし国際労組連盟とプロフィンテルンという相対立する二つの組織への国際労働組合運動の分裂は、一九三〇年代の世界経済恐慌を背景とした独占資本の攻勢、とりわけファシズムと戦争の脅威にたいする、労働組合戦線の闘争力を弱めるものであつた。そこで一九三五年以降、プロフィンテルンは、各国で労働組合の統一行動と組織統一のためにたたかいつつ、このたたかいが成功した国ごとに傘下組織をきりはなして国際労組連盟傘下の組織と合体させてゆき、こうして一九三七年一二月に最終的にその組織を解散してしまつた。

だが、他方のアムステルダム・インタナショナルも、ファシスト支配下の諸国では組織が瓦解していたため、第二次世界大戦の開始の時期までに、いちじるしく力を弱め、大戦中はわずかにその書記局が形をとどめていたにすぎなかつた。

反ファシズムの統一行動と世界労連の誕生

第二次世界大戦後の国際労働組合組織は、日・独・伊三国のファシズムにたいする全世界の労働組合の統一行動のなかから生まれた。戦時中、ソ連と英・米・仏三国の労働組合のあいだに、それぞれ反ファシズム戦争をやりぬくための統一行動がとられたが、その間に話合いが進んで、一九四五年の二月にロンドンで世界労働組合会議が開かれた。そしてそこで準備委員会がつくられたのち、四五年一〇月に世界労働組合連盟WFTUが創立された。

日本とドイツではまだ労働組合組織が復活していかなかつたから、ただちにこれに参加することはなかつたが、アメリカのCIOとAFLの二つの組合のうち、反共主義で固まつたAFLをのぞいて、社会主義国、資本主義国を問わず、ファシズムとたたかつたすべての国の労働組合と、植民地・従属国のすべての組合が、ここに統一した。これは、国際労働組合運動史に新しい時期が到来したことを意味していた。

統一した国際労働組合組織の力を背景に、各国の労働組合は、その社会的・政治的発言権

を強め、労働者の利益をいつそうよくまもることができたし、また、世界労連は、国連の社會經濟理事会、食糧農業機構FAO、國際保健機構などで諮詢役としての地位を獲得し、終戦直後の状況のなかで、とりわけ植民地・従属国における労働組合の法的諸権利の実現や同一労働、同一賃金の原則の推進に、大きな役割を演ずることができた。

世界労連の分裂と國際自由労連の結成

世界労連は、労働者の労働条件ならびに生活条件の改善とならんで、ファシズムと独占資本に反対し、平和と民主主義と民族独立を擁護することを、その綱領にかかげた。戦後、一九四六年に、東欧とアジアで一〇指に余る国が社会主義へと踏みだし、またアジア、中近東やラテン・アメリカの諸国が植民地体制をうちやぶって民族独立への道をあゆみはじめていたから、こうした目標が世界労連内の多数派に支持されたのは当然のことであった。

第二次大戦までの時期に、國際労働組合の内部で多数派の地位を占めていた西欧諸国の階級協調主義的幹部にとつては、これははなはだ面白くないことであった。だからイギリスの幹部をはじめとする國際労組連盟や國際職業別諸組織の指導者たちは、はじめ世界労連の結成に極力反対した。それにもかかわらず全世界の労働者の要望をおさえることができず、ついに世界労連が結成されると、しぶしぶ彼らは國際労組連盟を解散したものの、國際職業別諸

組織については、世界労連への合流を約束していたにもかかわらず、いろいろと口実をもうけて、約束の実行をひきのばしていた。

そうこうするうちに、一九四七年になると、国際情勢が大きく変化した。アメリカが冷戦政策をとりはじめ、世界のあらゆる地域で、ドルと軍事力にものをいわせて、欧州各国の政府に反ソ・反共の軍事プロックへの加入を迫った。こうした政策を受け入れるとひきかえに、歐州経済復興計画（マーシャル・プラン）のかたちで、各国に独占資本主義經濟再建のための巨額のドル援助と、対ソ再軍備のための軍事援助をあたえようというのである。

西欧の独占資本が、この計画を受け入れると、これらの国の労働組合の階級協調主義幹部も、この政策を支持した。米、英、オランダの組合幹部は、マーシャル・プランの支持を世界労連執行部に要求し、これが世界労連内の多数派に拒否されると、こんどは一年間にわたって世界労連の機能を停止することを要求した。そしてこれも拒絶されると、四九年一月に世界労連脱退へと踏み切つたのである。

脱退した組合は、これまで世界労連に加盟しようとしていたアメリカのAFLとともに、ヨーロッパの大多数の組合を集めて、一九四九年一二月にロンドンで国際自由労連I CFTUを結成した。それまで世界労連への合流をひきのばしていた国際職業別諸組織は、この新組織と協力関係を結び、事实上その下部機構となつた。こうして、戦後統一した世界

の労働組合運動が、真二つに割れ、以後二大組織がふたたび対立することになった。しかしへ級協調主義派は、もはや国際労働組合運動のなかで多数を占めることができないことが、ここでも明らかになった。国際自由労連の結成大会でこの組織に結集した組合員数は、四六三八万人であつたが、世界労連は同年七月に開かれた世界労連第二回大会の時期に、これをはるかに上回る、七一七八万人をその傘下におさめていたのである。

3 国際労働組合諸組織の現勢と統一への努力

今日、世界労連と国際自由労連の組織力の開きは、ますます拡大しているように思われる。それは、世界労連が、独占資本と帝国主義に反対し、平和・独立・民主主義と生活条件の改善を求めて、社会制度や思想、信条、皮膚の色の違いをこえてひろく統一行動を進める立場に立って活動を進めてきたのにたいして、国際自由労連が、反共と階級協調主義というせまい立場をとりつづけてきたことの必然的結果である。

それぞれ加盟組合が自国の独占資本と協調する政策をとっているかぎり、世界市場と勢力圏をめぐる独占資本主義諸國のあいだの対立は、そのまま国際自由労連の組織内にもちこまることになる。こうして、アフリカ市場をめぐるアメリカと西欧諸国との資本間の対立から、

六九年にはアメリカのAFL-CIOが國際自由労連を脱退し、この組織はいちじるしく力を弱めることになり、一九七三年現在で傘下組織人員数は五一五〇万にとどまっている。

これにたいして世界労連の組織人員数は今日、一億四〇〇〇万以上に達している。しかも、國際アラブ労連（一九五六年結成）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設會議（一九六四年設立）、全アフリカ労連（一九六一年結成）など、地域別・民族別につくられた國際組織が、世界労連と連帶関係にあること、フランス、イタリアの多数派組合が世界労連にとどまり、それぞれの国で國際自由労連傘下の少数派組合とのあいだに統一行動をうちたてていることなどをみると、世界労連の影響力は、その傘下人員数をはるかにこえるものと考えられる。

アメリカのAFL-CIOが脱退し、西欧諸国の加盟組合のうちで世界労連傘下組合との統一行動に踏みだすものがふえてきた結果、この一、二年来、國際自由労連の動きにも新しい傾向がでてきている。中心組合の一つであるイギリス労働組合会議の大会では、世界労連と國際自由労連の協力関係と統一をめざして努力するとの方針が、このところ毎年決議されている。世界的なインフレの昂進がみられ、労働者階級の賃金と労働条件にたいする資本の側の攻撃がいちだんと進んでいるおり、こうしたなかでこのところ各国の労働組合組織のはげしい闘争が展開されているが、とりわけヨーロッパ諸国におけるこうした闘争の発展は、今後いつそう、二つの國際組織の接近を促進するにちがいない。戦後にいったん実現した、

全世界の労働組合の一つの国際組織への統一——それが回復される現実的可能性が、いまやあらわれてきたかに思われる。

なお、現在、世界的規模にわたる国際労働組合組織としては、世界労連と国際自由労連のほかに、第三の組織として、国際労連WCLがある。邦訳で国際労連の名を使っているので、第二次大戦前の国際労組連盟IFTUとまちがえやすいが、これとは全く別の組織である。国際労連の前身は、一九二〇年創立の国際キリスト教労連で、これが一九六八年にカトリック労働者だけでなく一般労働者をも組織するように改組されたのであるが、その組織人員は少なく、わが国の組合でこれに加盟しているものはない。

4 国際労働組合運動と日本

戦後の国際労働組合組織の動きは、それ自体、一つの歴史をなしているが、わが国の労働組合と国際労働組合組織との関係も、これまたきわめてドラマティックな変転をとげてきた。

全労連の結成と世界労連代表団の来日

戦後わが国労働組合運動が再発足したとき、全世界の労働組合は世界労連に統一していた。

だからわが国で結成された産別会議、総同盟、日労会議などナショナル・センターのいずれもが、とうぜんのこととして世界労連加盟をのぞんだ。そして四七年三月にはこれらの三組合がゆるい統一体としての全国労働組合連絡協議会（全労連）をつくって、世界労連代表団をわが国に迎え入れた。

だが、すでに述べたように、四七年春にはアメリカはすでにそれまでの対ソ協調政策から、反ソ反共の冷戦政策へと政策を転換しており、したがって、代表団の訪日をよろこぶはずはなかつた。占領軍当局はさまざまの口実をもうけて訪日のひきのばしをはかり、それでも結局、それが実現のはこびになると、こんどは来日した代表団の行動にきびしい制限を加えた。このため代表団は、二〇万人の労働者が集まつた日比谷の歓迎大会に、出席することさえできなかつた。

世界労連代表団は、視察をおえたのち、同年五月に報告書を作成した。それは、はじめ労働運動に加勢していた対日占領軍が「四七年二月以来、労働運動の発展にますます反対の態度をとるようになつた」こと、日本の労働組合にたいする分裂と弾圧の危険がなくなつていないこと、日本の労働者の賃金がふえておらず、雇主は年功制を勝手に利用していることなどを、指摘していた。しかしあメリカ、イギリスの組合指導者が反対したため、この報告書は、彼らが世界労連から脱退するまでは、公表されなかつた。日本の労働組合組織はまだそ

のことを十分に理解していなかつたが、そのときすでに世界労連内で分裂の最初のきざしがあらわれつたのである。

世界労連の分裂と総評の結成

このあと占領軍の肝入りで、わが国労働組合運動にたいする分裂工作がはじめられた。総同盟が全労連を脱退し、産別会議とその傘下組合に反共主義の立場に立つ「民主化同盟」、いわゆる「民同」の組織ができた。こうした分裂工作は、仏・伊の労働組合や世界労連への分裂工作と併行して進められた。そして四九年一月に世界労連が分裂したあと、同年七八月の下山、三鷹、松川の「世にも不思議」な三事件をきっかけに、わが国労働組合の戦闘的な指導者と活動家にたいする強引な弾圧が行なわれた。そして、占領軍と資本の側の支援を受けた民同派が組合運動の指導権を手に入れると、さっそく民同派組合は、まだ発足をみない新国際組織への「加盟準備促進協議会」をつくった。

こうした動きがいかに占領軍の直接介入によつて進められていたかということは、四九年末ロンドン開催の国際自由労連大会に出席したわが国労働組合代表が、占領軍総司令部労働課長代理のエーミスに引率されていていたという事実によつても、うかがいしることができよう。他方、全労連は四九年初めに世界労連によつて加盟をみとめられたが、占領軍は五〇年七

月に、全労連に解散を命じたのである。

だが一時は、占領軍の圧力のもとで、民同指導下の単産のすべてと一九五〇年結成の総評とが国際自由労連に加盟することになると思われたのに、事態はかならずしもそのようには進まなかつた。その理由は、国際自由労連がアメリカの冷戦政策の落し子であつて、この組織のめざすものがわが国労働者階級の要求に反していたということにある。

五〇年に総評が結成されたときには、指導部は総評の国際自由労連一括加盟を当然のことと考えていた。しかし五〇年六月にわが国を直接の基地にしてアメリカ軍が朝鮮戦争を開始し、国際自由労連がこのアメリカの行動を支持したばかりか、日本の再軍備や軍事基地化を当然のこととして主張したことは、わが国の組合員大衆を考えさせずにはいなかつた。

五二年の第三回大会までに総評は、国際自由労連加盟問題に最終的な決着をつけた。総評指導部は、組合員が国際自由労連の方針に疑念をいだいていることを率直にみとめ、一括加盟をしないことにきめた。ついで翌五三年には国労と私鉄が、五八年には日教組が自由労連脱退を決定した。

世界労連との連携の復活

他方、この時期から世界労連ならびにその傘下組合とわが国組合との連携が、復活しはじ

めた。五三年には日教組が、世界労連傘下の世界教員連盟の大会に代表を派遣し、また国労新潟地本その他が世界労連第三回大会に代表をおくつた。そして、こうした流れはその後時とともに強まり、五六、七年以降は総評、中立労連やその傘下組合が、世界労連やその傘下の産業別インタナショナルの大会ならびに国際会議に、ぞくぞく代表を派遣しはじめた。

また世界労連に加盟していたわが国唯一の組合である産別会議は、五八年に組織を解散したが、そのあとを受けて、全建労、全日自労、全自交など、総評傘下の組合で世界労連に加盟するものがでてきた。

5 わが国労働組合の国際組織加盟の現状

総評は世界労連とも連携、同盟は国際自由労連加盟

このような変転をとげたうえで、現在わが国労働組合諸組織と国際労働組合諸組織との関係は、つぎのようになつてゐる。

国際自由労連に一括加盟して、わが国におけるその主要勢力になつてゐるのは、同盟（二七万人）である。だが同盟は、国際自由労連内における主流というよりは、むしろ右派勢力に属するように思われる。というのは、同盟は同時に、反共主義に徹していないと云つて

国際自由労連を非難しこれを脱退したアメリカのA.F.L-C.I.Oときわめて緊密な関係にあり、これとのあいだに毎年定期会談をひらくあいだがらにあるからである。また「自由にして民主主義的な労働組合」というのがこの組合のスローガンであるが、実際にはアジアで、台湾の中華民国総工会、韓国の職業総同盟、南ベトナムのサイゴン派労働組合など、民主的であるどころか極端な独裁主義の国の公認組合と、きわめて緊密な関係にあり、前二者とは特別に交流・協力のための協定を結んでいるからである。

このほか総評傘下の全通、全鉱、都市交、日放労が国際自由労連に加盟しているが、このうち全通以外は活動にあまり熱心でないか、もしくは全鉱のように指導部は熱心でも小組合なので、あまり重要な意味はもない。

一方、世界労連に加盟しているわが国の単産は、さきにあげた総評傘下の三組合——全建労、全日自労、全自交だけである。これらの組合は、世界労連とその傘下の関連産業別インター・ナショナルに加盟しているが、世界労連に加盟しているナショナル・センターはわが国には一つもない。

しかしそうはいつても、実際には、わが国の労働組合運動の大勢は、国際自由労連よりも、むしろわが国組合の加盟が少ない世界労連の方に接近している。形のうえからみれば奇妙にも思えるこのような事態は、国際自由労連には資本とたかうための基本方針がなく、わが

国労働者階級が参考にすることのできるたたかいの経験と方針は世界労連にしかないという事実から、生まれている。

総評（四三四万）は、国際組織加盟問題については「積極的中立政策」をとっている。「積極的中立政策」というのは、あまりさだかな表現ではないが、要するにさしあたりたがいに対立関係にある国際組織のいずれにも加盟しないで、必要に応じ問題に応じてどの組織とも提携し、行動をともにするというほどの意味であろう。ところで総評といい中立労連傘下の多くの組織といい、少なくともそれがおもてむきかかげている政策に関するかぎりでは、ヴェトナム問題などの国際問題や賃金・合理化に関する方針などどれをとっても、国際自由労連よりは世界労連のそれに近い。したがって、総評、中立労連（一三七万）やそれらの傘下組合が、いきおい世界労連やその傘下の産業別組織の会議に興味を示し、それに代表を送ることになる。事実、このところ数回にわたる大会についてみると、総評は世界労連の大会には毎回代表を派遣してきたが、国際自由労連のそれにはかならずしも代表を送らなかつた。そして六六年には総評の了解・支援のもとに世界労連東京事務所が開設されている。また同盟がAFL-CIOと定期会談を行なつてゐるのにたいして、総評と中立労連は全ソ連邦労働組合中央評議会とのあいだに、六六年以來、交流のための定期会談を毎年行なつており、また世界労連傘下の仏・伊の総同盟と緊密な交流を行なつてゐる。

こうしてわが国の労働組合の国際的な連帯・交流の傾向をみると、加盟人員数からいえば、国際自由労連加盟が世界労連加盟よりもはるかに多いが、しかしながら国労働組合運動の多数派は、事実上、世界労連ならびにその傘下組織との交流をいつそうひろげてゐるかにみえる。

I MF・JCの位置

だが、そこにもう一つの傾向があることも見逃がすことができない。それは、とりわけ六〇年代以降、国際自由労連と協力関係にあり、事実上その傘下の産業別組織になつてゐる国際職業別諸組織ITSへのわが国の単産の加盟が、いちじるしくふえてゐることである。その理由はどこにあるのだろうか。

まず第一にあげられるのは、総評、中立労連を問わず、傘下単産の多くは民同系、社会党系幹部の支配下にあり、そのため、共産党系をふくむ統一組織としての世界労連とその傘下産業別組織に直接加盟することを、きらう傾向がみられることであろう。さればといつて、国際自由労連の方はわが国労働組合運動のなかで、全くといっていいほど不信をかつてゐる。

そこでいきおい、国際自由労連そのものではなく、また国際自由労連ほどに反共主義の政治路線を露骨に示すことのない、ITSの諸組織との連携が求められることになる。

第二に、ITSは資本主義諸国の多くの産業別組合を組織している。そのため、ITSの

諸組織の方が、世界労連のそれよりも、現代の諸条件のもとでの豊かな闘争経験を提供してくれるかのように感じられるということであろう。

第三に、政労使の三者代表で構成されるILOのなかでは、世界労連よりも、協調主義に立つ国際自由労連やITSのほうが、どうしても発言権が大きくなりがちであり、このことがわが国組合の幹部に魅力になつたこともあげられよう。

第四に、わが国の国際自由労連加盟組合の指導者が、その大会に出席してのべたことであるが、わが国労働組合運動のあいだでこのところ国際自由労連加盟をのぞむ声がほとんど聞かれないと、いう状況下で、こうした指導者たちが、まずITSの諸組織への加盟を確保することと、わが国における国際自由労連勢力の退勢をもちなおし、組合運動内における右翼的潮流の指導権を確保しようと努力したということである。

こうした指導者のねらいは、国際金属労連IMFに関するかぎり、たしかに適中した。これに加盟した組合は、六四年以降国際金属労連日本協議会をつくって、国内で組織活動を進めた結果、いまでは同盟から中立労連、総評、新産別の傘下にまで組織をのばし、百数十万の組合員をそのもとに集めている。しかもそれは一時はわが国労働組合戦線の右翼的再編のモデルともてはやされ、他の産業の民間諸組織の動向にも一定の影響をあたえただけでなく、同盟の、したがつてまた同盟が加盟する国際自由労連の、組織人員増加に確実に役立つたの

《わが国労働組合の国際労働組合加盟状況》

【世界労連】 全建労、全自交、全日自労

【国際自由労連】 同盟、全通、全鉱、炭労、都市交通、日放労

【世界労連傘下の産業別労働組合インタナショナル】 ①建築木材建設資材産業労働組合インタナショナル——全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル——全自交

【国際職業別諸組織 I T S】 ①国際金属労連 I M F —— 国際金属労連日本協議会、②国際運輸労連 I T F —— 国労、動力車、全日通、都市交通、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際繊維被服皮革労連 I F T G L W —— 全織同盟、④国際化学一般労連 I C F —— 全化同盟、紙バ総連合、全織同盟、⑤国際郵便電信電話労連 P T T I —— 全通、全電通、国際電電、全郵政、⑥国際鉱山労連 M I F —— 炭労、全鉱、全炭鉱、⑦国際食品関連労連 I U F —— 全国ビール、明乳、⑧国際石油化学労連 I F P C W —— 合化労連、全石油、新化学

である。

だが、こうしたやり方が労働組合の眞の国際連帶を発展させるものであるとは、とうてい思えない。七三年三月にわが国で開かれた国際金属労連造船部会で、低賃金と低劣な労働条件をもとにわが国の造船産業が急速にのび、イギリスやスエーデンの造船産業を危機において、各国代表の議論が集中し、わが国の加盟組合の責任がきびしく問われたのである。この事実は、国

際的な連帯と加盟の正しいあり方についての反省の材料にされるべきであろう。とりわけ、国際舞台では、すでに、世界労連と国際自由労連のあいだでの、よりよくたたかうための統一の課題がそろそろ日程にのぼりそうにみえる今日にあつては、なおさらのことである。

中林賢二郎 (なかばやし・けんじろう)

1919年 横浜市に生まる
現 在 法政大学教授
著 書 『世界労働運動の歴史上・下』(労働旬報社)
『労働運動と統一戦線』(労働旬報社)
共 著 『戦後労働組合運動の歴史』(新日本出版社)
『講座・労働組合運動の理論』1・6巻(大月書店)
『現代の労働組合運動』1, 2, 4巻(大月書店)
『講座・世界歴史』25巻(岩波書店)
『講座・現代日本とマルクス主義』2巻(青木書店)

[労旬新書・58]

労 働 組 合 入 門

発 行	昭和49年4月1日 第一刷発行
著 者	中林 賢二郎
発行者	柳沢 明朗
発行所	労働旬報社 千代田区神田神保町3-17-28 電話 (263) 7141(代) 振替 東京 180374
印刷所	太平印刷社

新書 労旬 賃金・合理化・権利入門

新書 問答・話シリーズ

新書 労旬 問題別権利

最低賃金制入門	黒川俊雄	組合活動問答	糸井常喜編	教師の自由と権利	宗像誠也他
賃金入門	高木督夫	労働協約問答	島田信義編	婦人労働者の権利	糸井常喜
労働基準法入門	青木宗也	政治・街頭活動問答	宮内裕他編	組合活動の権利	本多淳亮
労働運動入門	内山光雄	労働条件問答	青木宗也編	時間外労働と労働者	本多淳亮
合理化問題入門	戸木田嘉久	合理化と人事問答	本多淳亮編	の権利	青木宗也
就業規則入門	窪田隼人	ストライキの法律問題	片岡昇	公務員法と権利闘争	中山和久
社会保障入門	吉田秀夫	労働法の話	松岡三郎	職場づくり	中山和久
公務員法入門	中山和久	合理化の話	高木督夫	学校運営と民主的	宗像誠也編
労働協約入門	片岡昇	労働基準法の話	松岡三郎	自治体労働者の権利〔予〕	青木宗也他
公労法入門	中山和久	マーデーの話	絲屋寿雄		
賃金問題入門	小島健司		沼田稻次郎		
公務員共済入門	坂本重雄				
労働組合入門	中林賢二郎				
婦人労働問題入門〔予〕	嶋津千利世				

労働旬報社
定価 400 円